

その軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り 各人その隊の幕の下に天幕を張べし 然どレビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし 是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこなへり

第二章

エホバ、モーセとアロンに告げ言たまはく イスラエルの子孫は各々その隊の幕の下に營を張てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし 即ち日の出る方東に於てはユダの營の幕の下につく者その軍旅にしたがひて營を張りアマナダブの子ナシオン、ユダの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人 其の傍に營を張る者はイツサカルの子孫の支派なるべし而してツアルの子ネタニエル、イツサカルの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は五萬四千四百人 又またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブ、ゼブルンの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人 ユダの營の軍旅すなはち核數られし者は都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべし

また南の方に於てはルベンの營の幕の下につく者その軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅル、ルベンの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は四萬六千五百人 其の傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし而してツリシヤダイの子シルミエル、シメオンの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は五萬九千三百人 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフ、ガドの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は四萬五千六百五十人 ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四百五十人是等の者第二番に進むべし

その隊にしたがひその幕にしたがひて進むべきなり

また西の方においてはエフライムの營の幕の下につく者その軍旅にしたがひて居りアマホデの子エリシヤマ、エフライムの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人 マナセの支派其の傍にありてバダヅルの子ガマリエル、マナセの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は三萬二千二百人 ベニヤミンの支派これに次ぎデオニの子アビダン、ベニヤミンの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人 エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし

また北の方に於てはダンの營の幕の下につく者その軍旅に循ひて居りアマシヤダイの子アヒエゼル、ダンの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は六萬二千七百人 其の傍に營を張る者はアセルの支派なるべし而してオクランの子バギエル、アセルの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は四萬一千五百人 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラ、ナフタリの子孫の牧伯となるべし 其の軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千四百人 ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六百人は是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし

イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數られし者は都合六十萬三千五百五十人なり 但しレビ人はイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無きすなはちエホバのモーセに命じたまへる如し 是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家にしたがひて營を張りまた進むことを爲せり

第三章

エホバ、シナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてあり 即ち アロンの子孫は是のごとし長子はナダブ次はアビウ、エレアザル、イタマル 是すなはち

アロンの子等の名なり彼等は皆膏そがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり ナダブとアビウはシナイの野にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死に子なしエレザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職を爲り

エホバまたモーセに告て言たまはく レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ 彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり すなはち彼等は集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし 汝レビ人をアロンとその子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり 汝アロンとその子等を立て祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん

エホバすなはちモーセに告て言たまはく 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り 首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をことごとく擧ぐる時イスラエルの首出を人も畜もことごとく擧げて我に歸せしめたり是はわが有となるべし 我はエホバなり

エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にしたがひて核數し即ちその一箇月以上の男子を核數べし 是においてモーセ、エホバの言に備ひてその命ぜられしごとくに之を核數たり レビの子等の名は左のごとしゲルシヨン、コハテ、メラリ、ゲルシヨンの子等の名はその宗族によれば左の如しリブニ、シマイ、コハテの子等の名はその宗族に依れば左のごとしアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル、メラリの子等の名はその宗族によればマヘリ、ムシナリレビ人の宗族はその父祖の家に依れば是のごとくなり

ゲルシヨンよりリブニ人の族とシマイ人の族出たり是すなはちゲルシヨンの族なり 三三 其の核數られし者

者の數すなはち一箇月以上の男子の數は都合七千五百人 三二 ゲルシヨンの族は凡て幕屋の後すなはち西の方に營を張べし 二四 而してラエルの子エリアサフ、ゲルシヨンの牧伯となるべし 集會の幕屋におけるゲルシヨンの子孫の職守は幕屋と天幕とその頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と 二五 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の入口の幔ならびにその繩等凡て之に用ふる物を守るべき事なり 二六

またコハテよりアムラム人の族イヅハリ人の族ヘブロン人の族ウジエル人の族出たり是すなはちコハテ人の族なり 二七 一箇月以上の男子の數は都合八千六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり 二八 コハテの子孫の族は凡て幕屋の南の方に營を張べし 二九 而してウジエルの子エリザパン、コハテ人の族の牧伯となるべし 彼等の職守は律法の櫃案燈臺諸壇および聖所の役事に用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべき事なり 三〇 祭司アロンの子エレザル、レビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし 三一

又メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり是すなはちメラリの族なり 三二 其の核數られし者すなはち一箇月以上の男子の數は六千二百人 三三 アビハイルの子ツリエル、メラリの族の牧伯となり此族幕屋の北の方に營を張べし 三四 メラリの子孫の管理るべき者職守とすべき者は幕屋の板とその横木その柱その座その諸の器具および其に用ふる一切の物 ならびに庭の周圍の柱とその座その釘およびその繩なり 三五 幕屋の前の東の方すなはち集會の幕屋の東の方にはモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者は殺されん 三六 モーセとアロン、エホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千ありき 三七

たまへることくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり 其の數へられし首出なる男子の一箇月以上なる者はその名の數に依ば都合二萬二千二百七十三人なりき

すなはちエホバ、モーセに告て言たまはく 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代

へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有とならん我はエホバなり またイスラエルの

子孫の首出子はレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をば贖ふべき者となし 其の頭數に依て一人ごと

に五シケルを取べし即ち聖所のシケルに備ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり 汝その餘れる者の

贖の金をアロンとその子等に付すべし 是においてモーセ、レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を

取り 即ちモーセ、イスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取

り 其の贖はるゝ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし

如し

第四章

エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその

宗族に依りその父祖の家にしたがひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の

幕屋に動作をなすことを得る者をとことく數へよ コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物

に關する者にして是のことし即ち營を進むる時はアロンとその子等まつ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃

を覆ひ その上に權の皮の蓋をほどこしたるその上に總青の布を打かけその紅を差いるべし また供前のパンの

案の上には青き布を打かけその上に皿匙杓および酒を瀉ぐ聲を置きまた常供のパンをその上にあらしめ 紅

の布をその上に打かけ權の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその紅を差いるべし また青き布を取て燈臺とその

臺その燈鉗その剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ 權の皮の蓋の内に燈臺とその諸の器をいれてこ

れを棹にかくべし また金の壇の上に青き布を打かけ權の皮の蓋をもて之を蓋ひその紅を差いるべし また

聖所の役事に用ふる役事の器をとことく取青き布に裏み權の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし また

壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ 其の上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎内又火鏟鉢

および壇の一切の器具をこれに載せ權の皮の蓋をその上に打かけ而してその紅を差とほすべし 營を進むるに

あたりてアロンとその子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらば即ちコハテの子孫いり來りてこれ

を昇べし然ながら彼等は聖物に捫るべからず恐くは死ん集會の幕屋の中なる是等の物はコハテの子孫の擔ふべき

者なり 祭司アロンの子エレアザルは燈火の油馨しき香常供の素祭および瀉膏を司どりまた幕屋の全體と

その中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし

エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶るゝに

至らしむる勿れ 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死することなからん爲に汝等かく之に爲べし即ちアロン

とその子等まつ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし 彼等は入て須臾も聖物を

觀るべからず恐らくは死ん

エホバまたモーセと告て言たまはく 汝ゲルシヨンの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗族に備ひ

てしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に動作をなすことを得る者をとことく數

へよ ゲルシヨンの働く事と擔ふ物は是のことし 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕およびその頂蓋とを

の上なる羅の皮の蓋ならびに集會の天幕の入口の幔を擔ひ 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の

幔とその繩ならびにそれに用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯動作べきなり ゲルシヨンの

子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に備ふべきなり汝等は彼等に

その擔ふべき物を割交してこれを守らしむべし ゲルシヨンの子孫の宗族が集會の幕屋において爲べき動作は

是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし

二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五

メラリの子孫もまた汝これをもその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ 彼等が集會の幕屋において爲すべき一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その横木その柱その座 庭の四周の柱その座その釘その繩およびこれがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按べて之を數ふべし 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の幕屋において此すべての役事を爲すべきなり

三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五

是においてモーセとアロンおよび會衆の牧伯等コハテの子孫をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へたるに 其の宗族にしたがひて數へられし者二千七百五十人ありき 是すなはちコハテ人の族の數へられし者にして皆集會の幕屋に於て役事をなすことを得る者なりモーセとアロン、エホバがモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり

三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五

またゲルシヨンの子孫をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 其の宗族に依りその父祖の家に循ひて數へられし者二千六百三十人ありき 是すなはちゲルシヨンの子孫の族の數へられし者にして皆集會の幕屋において勤務をなすことを得る者なりモーセとアロン、エホバの命にしたがひて之を數へたり

四〇
四一
四二
四三
四四
四五

またメラリの子孫の族をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 其の宗族にしたがひて數へられし者三千二百人ありき 是すなはちメラリの子孫の族の數へられし者なりモーセとアロン、エホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり

四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

モーセとアロンおよびイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに 其の數へられしもの數都合八千五百八十人なりき 是すなはちエホバの命にしたがひてモーセかれらを數へ彼等をして各人その役事に就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたりエホバの命にしたがひて數へたるは是のごとし

第五章

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚されたる者とを盡く營の外に出さしめよ 男女をわかつた汝等これを出して營の外に居しめ彼等をしてその營を汚さしむべからず我その諸營の中に住なり イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せりすなはちエホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫然しなむ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

エホバまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホバに忤りその身罪ある者とならば 其の犯せし罪を言あらはしその物の代償にその五分の一を加へてこれを己が罪を犯せる者に付してその償を爲べし 然ど若その罪の償を受べき親戚その人にあらざる時はその罪の償をエホバになして之を祭司に歸せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す イスラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物は皆祭司に歸す 諸の人の聖別て獻る物は祭司に歸し凡て人の祭司に付す物は祭司に歸するなり

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫に罪を犯すあり 人かれと交合したるにその事夫の目にかくれて露顯す彼その身を汚したれどこれが證人となる者なく彼またその時に執へられもせざるあり 是すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は 夫その

妻を祭司の許に携へきたり大麥の粉一エバの十分の一をこれがために禮物として持きたるべしその上に油を漉べからずまた乳香を加ふべからず是は精疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり

祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ 互の器に聖水を入れ幕屋の下地の土を取てその水に放ち 其婦人をエホバの前に立せ婦人にもその頭を露さしめて記念の禮物すなはち精疑の禮物をその手に持たすべし而して祭司は詛を來らするところの苦き水を手に執り 婦を警せてこれに言べし人もし汝と寝たる事あらす汝また汝の夫を措て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無ば詛を來する此苦水より害を受けること有ざれ

然ど汝もし汝の夫を措き道ならぬ事を爲てその身を汚し汝の夫ならざる人と寝たる事あらば (祭司その婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし) エホバ汝の腹を腫しめ汝の腹を腫れしめ汝をして汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ また詛を來らするこの水汝の脇にいりて汝の腹を腫れさせ汝の腹を腫れさせんとその時婦人はアーメン、アーメンと言べし

而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし 婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべしその詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん 祭司まづその婦人の手より精疑の禮物を取りその禮物をエホバの前に掲てこれを壇に持來り 而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る後婦人にその水を飲しむべし その水を之に飲しめたる時はもしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに於てはその詛を來らする水かれの中に入れて苦くなりその腹腫れその腹腫て自己はその民の指て詛ふ者とならん 然ど彼もしその身を汚しし事あらすして潔からば害を受ずして能く子を生ん 是すなはち精疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚しし時 また夫たる者精疑の心を起してその妻を疑ふ時はその婦人をエホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり 斯せば夫は罪なく妻はその罪を任ん

第六章

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て之に言へ男または女俗を離れてナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をエホバに歸せしむる時は 葡萄酒と濃酒を斷ち葡萄酒の醋となれる者と濃酒の醋となれる者を飲すまた葡萄酒の汁を飲す葡萄酒の餅なる者をも乾たる者をも食はざるべし

その俗を離れる日の間は都て葡萄酒の樹より取たる者はその核より皮まで一切食ふべからざるなり

その誓願を立て俗を離れる日の間は都て薙刀をその頭にあつべからすその俗を離れて身をエホバに歸せしめたる日の満るまで彼は聖ければその頭髮を長しおくべし

その俗を離れて身をエホバに歸せしむる日の間は凡て死骸に近づくべからす 其父母兄弟姉妹の死たる時にもこれがために身を汚すべからす其はその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり 彼はその俗を離れる日の間は凡てエホバの聖者なり

もし人計すも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔する日に頭を剃べしすなはち第七日にこれを剃べきなり 而して第八日に鴉鳩二羽かまたは雛き鶴二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいたるべし 斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ彼が尻に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔すべし 彼またその俗を離れてエホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし彼その俗を離れる時に身を汚したれば是より前の日はその中に算ふべからざるなり

ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日滿たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし

斯てその人は禮物をエホバにささぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牡の全き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし また無酵パン一筐麥粉に油を和て作れる菓子油を

塗たる餅いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし 斯て祭司これをエホバの前に携へきたりその罪祭と酬恩祭を獻げ またその牡羊を筐の中なる餅いれぬパンとあはせ これを酬恩祭の犠牲としてエホバに

一八 獻ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも獻ぐべきなりナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を刺りそのナザレの頭の髪を取てこれを酬恩祭の犠牲の下に放つべし 祭司その牡羊の責たる肩と管の中の餅いれぬ菓子一箇と酔いれぬ煎餅一箇をとりてこれをナザレ人がそのナザレの頭を刺におよびてこれをその手に授け而して祭司エホバの前にて之を搖て搖祭となすべし是は聖物にしてその搖る胸と擧たる腿とともに祭司に歸すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得

二一 是すなはち誓願を立てるナザレ人がその俗を離れ居し事によりてエホバに禮物を獻ぐるの律法なり此外にまたその能力及ぶところの物を獻ぐることを得べし即ちその立たる誓願のごとくその俗を離るゝの律法にしたがひて爲べきなり

二三 エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を祝して言べし 願くはエホバ汝を恵み汝を守りたまへ 願くはエホバその面をもて汝を照し汝を憐みたまへ 願くはエホバその面を擧て汝を眷み汝に平安を賜へと かくして彼等吾名をイスラエルの子孫に蒙らすべし然ば我かれらを恵まん

第七章

一 モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇とその一切の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の牧伯にしてその核數られし者を監督する者等動物を爲り 彼等その禮物をエホバに持きたるに蓋ある車六輛と牛十二匹あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹なり即ちこれを幕屋の前にひき至れり 時にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝これを彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授すべし 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり 即ちゲルシヨンの子孫にはその職分を授へて車二輛と牛四匹を授しメラリの子孫にはその職分を授へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタ

九 マルをしてこれを監督らしめたり 然どコハテの子孫には何を授さざりき是は彼等が聖所になすべき職分はその肩をもて擔ふの事なるが故なり 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮物を壇の上に獻げたり エホバ先にモーセに言たまひけるは牧伯等一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻ぐべし

二二 第一日に禮物を獻げし者はユダの支派のアミナダブの子ナシオンなり その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二四 又金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二五 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 アミナダブの子ナシヨンの禮物は是の如し

二八 第二日にはイツサカルの牧伯ツアルの子ネタニエル獻納を爲り 一 其の獻げし禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二 又金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 ツアルの子ネタニエルの禮物は是のごとし

三三 第三日にはゼブルンの子孫の牧伯ヘロンの子エリアブ獻納を爲り 一 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二 又金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 ヘロンの子エリアブの禮物は是のごとし

第四日にはルベンの子孫の牧伯シテウルの子エリヅル獻納を爲り 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹シテウルの子エリヅルの禮物は是のごとし

第五日にはシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シルミエル獻納を爲り 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 ツリシヤダイの子シルミエルの禮物は是のごとし

第六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻納をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 デウエルの子エリアサフの禮物は是のごとし

第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻納をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし

第八日にはマナセの子孫の牧伯バダヅルの子ガマリエル獻納をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 バダヅルの子ガマリエルの禮物は是のごとし

第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻納をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし

第十日にはダンの子孫の牧伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻納をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし

第十一日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子バギエル獻納を爲せり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 亦金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 亦燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹

罪祭に用ふる牡山羊一匹 剛恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 オクランの子バギエルの禮物は是のごとし

第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ獻物をなせり 其禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 剛恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 エナンの子アヒラの禮物は是のごとし

是すなはち壇に油を灌げる日にイスラエルの牧伯等が獻けたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二銀の鉢十二金の匙十二 銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその重都合二千四百シケルなりき また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその匙の金は都合百二十シケルなりき また燔祭に用ふる者は牡牛十二 牡羊十二 當歳の羔羊十二ありき之にその素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二あり また剛恩祭の犠牲に用ふる者は牡牛二十四 牡羊六十 牡山羊六十 當歳の羔羊六十あり壇に膏を灌ぎて後に獻たる壇奉納の禮物は是のごとし

斯てモーセはエホバと語はんとて集會の幕屋に入けるに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩箇のケルビムの間より聲いでて己に語ふを聴り即ち彼と語へり

第八章

エホバまたモーセに告て言たまはく アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈臺をして均く燈臺の前を照さしむべし

アロンすなはち然なし 燈火を燈臺の前の方にむけて燃せり エホバのモーセに命じたまへる如し 燈臺の作法は是のごとし 是は櫃にて推て作れる者即ちその臺座よりその花まで櫃にて推て作れる者なりモーセ、エホバの己に示したまへる式様にてらしてこの燈臺を作れり

エホバ、モーセに告て言たまはく レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ 汝かく彼らに爲て之を潔むべし即ち罪を潔むる水を彼等に濯ぎかけ彼等にその身をことごとく剃しめその衣服を洗はしめて之を潔め 而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために取べし 斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に携きたりてイスラエルの子孫の全會を集め 而してレビ人をエホバの前に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし 而してイスラエルの子孫の爲にレビ人を搖祭となしてエホバの前に獻ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり 斯て汝レビ人にその手をかの牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに獻げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし 即ちレビ人をアロンとその子等の前に立しめ之を搖祭となしてエホバに獻ぐべし

汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし 斯て後レビ人は入て集會の幕屋の役事をなすべし汝かれらを潔め之を獻けて搖祭となすべし 彼らはイスラエルの子孫の中よりして我に獻けらる者なりイスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはちその首出子の代に我かれらを取なり イスラエルの子孫の中首出子は人たるも獸たるも凡てわが所屬となるべし其は我エジプトの地において首出子を盡く撃ころしたる時に彼等を聖者となして我に屬せしめられたるなり 是をもて我イスラエルの子孫の中一切の首出子の代にレビ人を取なり 我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之をアロンとその子等に與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てその役事を爲しめまたイスラエルの子孫のために贖罪をなさしめん是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの子孫の中に災害の起ざらんためなり

モーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆エホバがレビ人の事につきてモーセに命じたまへる所に悉くしたがひてレビ人におこなへり即ちイスラエルの子孫かくの如く彼等に行ひたり レビ人は是に於てその

身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらをエホバの前に献て掃祭となしアロンまた彼らのために贖罪をなして之を潔めたり 斯て後レビ人は集會の幕屋に入てアロンとその子等の前にてその役事を爲り彼等はレビ人の事につきてエホバのモーセに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり

エホバまたモーセに告て言たまはく レビ人は斯なすべし即ち二十五歳以上の者は軍團に入て集會の幕屋の役事をなすべし 然ど五十歳よりは軍團を退きて休み重て役事をなすべからず 唯集會の幕屋においてその兄弟等をつかさどり且伺ひ守ることを勤むべし役事を爲すべからず汝レビ人をしてその職務をなさしむるにハ斯のごとくなすべし

第九章

エジプトの國を出たる次の年の正月エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく イスラエルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ 其期即ち此月の十四日の晩にいたりて汝等これを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法に循ふべきなり 是においてモーセ、イスラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば 彼等正月の十四日の晩にシナイの野にて逾越節を行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ 時に人の死骸に身を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり 其人々すなはち彼に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ば我らはその期におよびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を献ることを得ざるべき乎 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に身を汚したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふべきなり 即ち二月の十四日の晩に之をおこなひ酔いれぬパンと苦菜をそへて之を食ふべし 朝までこれを少許も遺しおくべからず又その骨を一本も折べからず逾越節の諸の條例にしたがひて之を行ふべし 然ど人その身潔くありまた征途でもあらずして逾越節

を行ふことをせざる時はその人民の中より斷れん斯る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故にその罪を任べきなり 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節をエホバにおこなはんとせば逾越節の條例に依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもその條例は同一なるべし

幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなはち律法の幕屋なり而して夕にいたれば幕屋の上に火のごとき者あらはれて朝におよべり 即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき 雲幕屋を離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所にイスラエルの子孫營を張り 即ちイスラエルの子孫はエホバの命によりて途に進みまたエホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まる間は營を張るべし 幕屋の上に雲の止ること日久しき時はイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて途に進まさりき 幕屋の上に雲の止まる事日少き時も然り彼等は只エホバの命にしたがひて營を張りエホバの命にしたがひて途に進めり 又夕より朝まで止り朝におよびてその雲昇る時は彼等途に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇る時は即ち途に進めり 二日にもあれ一月にもあれまたは其よりも多くの日にもあれ幕屋の上に雲の止り居る間はイスラエルの子孫營を張居て途に進まずその昇るにおよびて途に進めり 即ち彼等はエホバの命にしたがひて營を張りエホバの命にしたがひて途に進み且モーセによりて傳はりしエホバの命にしたがひてエホバの職守を守れり

第一〇章

エホバ、モーセに告て言たまはく 汝銀の喇叭二本を製れ即ち槌にて推て之を製り之を用ひて人を呼集めまた營を進まらべし 此の二者を吹ときは全會衆集會の幕屋の門に集りて汝に就べし もし只その一を吹く時はイスラエルの千人の長たるその牧伯等集りて汝に就べし 汝等これを吹鳴す時は東の方に營を張る者途に進むべし 又二次これを吹ならす時は南の方に營を張る者途に進むべし凡て途に進まんとする時は音長く喇叭を吹ならすべし 又會衆を集むる時にも喇叭をふくべし 但し音長くこれを吹

ならすべからず、アロンの子等の祭司たる者どもその喇叭を吹べし是すなはち汝らが代々ながく守るべき例たるなり。また汝らの國において汝等その己を攻るところの敵と戦はんとて出る時は喇叭を吹なすべし然せば汝等の神エホバ汝らを記憶て汝らをその敵の手より救ひたまはん。また汝らの喜樂の日汝らの節期および月の朔日には燔祭の上と酬恩祭の犠牲の上に喇叭を吹なすべし然せば汝らの神これに由て汝らを記憶たまはん我は汝らの神エホバ也。

斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければ、イスラエルの子孫シナイの野より出て途に進みたりしがバランの野にいたりて雲止れり。斯かれらはエホバのモーセによりて命じたまへるところに遑ひて途に進むことを始めたり。首先にはユダの子孫の營の霧の下につく者その軍族にしたがひて進めりユダの軍族の長はアミナダブの子ナシオン、イツサカルの子孫の支派の軍族の長はツアルの子ネタニエル、ゼブルンの子孫の支派の軍族の長はヘロンの子エリアブなりき。

乃ち幕屋を取くづしゲルシヨンの子孫およびメラリの子孫幕屋を擔ひて進めり。次にルベンの營の霧の下につく者その軍族にしたがひて進めりルベンの軍族の長はシデウルの子エリヅル、シメオンの子孫の支派の軍族の長はツリシヤダイの子シルミエル、ガドの子孫の支派の軍族の長はデウエルの子エリアサフなりき。

コハチ人聖所を擔ひて進めり是が至るまでに彼その幕屋を建をはる。次にエフライムの子孫の營の霧の下につく者その軍族にしたがひて進めりエフライムの軍族の長はアミホデの子エリシヤマ、マナセの子孫の支派の軍族の長はバダヅルの子ガマリエル、ベニヤミンの子孫の支派の軍族の長はギデオニの子アビダンなりき。

次にダンの子孫の營の霧の下につく者その軍族にしたがひて進めりこの軍族は諸營の後驅なりきダンの軍族の長はアミシヤダイの子アヒエゼル、アセルの子孫の支派の軍族の長はオクランの子バギエル、ナフタリの子孫の支派の軍族の長はエナンの子アヒラなりき。イスラエルの子孫はその途に進む時は是のごとくその軍族にしたがひて進みたり。

茲にモーセその外舅なるミデアニ人リウエルの子ホバブに言けるは我等はエホバが嘗て我これを汝等に與へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等とともに來れ我等汝をして幸福ならしめん其はエホバ、イスラエルに福祉を降さんと言たまひたればなり。彼モーセに言ふ我は往じ我はわが國に還りわが親族に至らん。モーセまた言けるは請ふ我等を棄去なかれ汝は我情が曠野に營を張るを知らば願くは我情の目となれ。汝もし我情とともに往ばエホバの我情に降したまふところの福祉を我情また汝にもおよぼさん。

斯て彼等エホバの山をたち出て三日路ほど進み行りエホバの契約の櫃その三日路の間かれらに先だち行て彼等の休息所を尋ね覓めたり。彼等營を出て途に進むに當りて晝はエホバの雲かれらの上にありき。契約の櫃の進まんとする時にはモーセ言りエホバよ起あがりたまへ然ば汝の敵は打散され汝を惡む者等は汝の前より逃さらんと。またその止まる時は言りエホバよ千萬のイスラエル人に歸りたまへ。

第一章 茲に民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に呻きぬエホバその怨言を聞て震怒を發したまひければエホバの火かれらに向ひて燃いでその營の極端を燒り。是に於て民モーセに呼はりしがモーセ、エホバに祈ければその火鎮りぬ。エホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名をタベラ(燃)と稱ぶ。

茲に彼等の中なる衆多の奇集人等忿心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與へて食しめんか。憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚、黃瓜、水瓜、蒞葱、青蒜等を心のまゝに食へり。然るに今は我情の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるなりと。マナは莞萎の實のごとくにしてその色はブドラクの色のごとし。民行巡りてこれを斂め石磨にひき或は臼に搗てこれを釜の中に煮て餅となせり。

その味は油菓子（油菓子の味のこと）の味のごとし 夜にいりて露營（露營に降る時）に降る時にマナその上に降り
 二〇 モーセ（モーセ）に民の家々の者おのおのその天幕の門口（天幕の門口）に哭く是においてエホバ（エホバ）烈しく怒を發したまふこの事
 二一 たモーセの目にも悪く見ゆ モーセすなはちエホバに言けるは汝なんぞ僕を悪くしたまふ乎いかなれば我汝の
 二二 前に恩を獲ずして汝かく此すての民をわが任となして我に負せたまふや この總體の民は我が妬みし者なら
 二三 んや我が生し者ならんや然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとくに彼らを懐に抱きて汝が昔日（昔日）かれらの
 二四 先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや 我何處より肉を得てこの總體の民に與へんや彼等は我にむかひ
 二五 て哭き我等に肉を與へて食しめよと言なり 我一人にてはこの總體の民をわが任として負ことあたはず是は
 二六 我には重きに過ればなり 我もし汝の前に恩を獲ば請ふ斯我を爲んよりは寧ろ直に我を殺したまへ我をして
 二七 わが困苦を見せしめたまふ勿れ
 二八 是においてエホバ、モーセに言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの
 二九 者七十人を我前に集め集會の幕屋に携きたりて其處に汝とともに立しめよ 我降りて其處にて汝と言はん又わ
 三〇 れ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん彼等汝とともに民の任を負ひ汝をして只一人にて之を負ふこと
 三一 無らしむべし 汝また民に告て言へ汝等身を潔めて明日を待て必ず肉を食ふことを得ん汝等エホバの耳に哭て
 三二 誰か我等に肉を與へて食しめん我らエジプトにありし時は却て善りしと言たればエホバなんぢらに肉を與へて食
 三三 しめたまふべし 汝等がこれを食ふは一日や二日や五日や十日や二十日にはあらずして 一月におよび遂に
 三四 汝らの鼻より出るにいたらん汝等これに饑はつべし是なんぢら己等の中にいますエホバを輕んじてその前に哭き
 三五 我等何とてエジプトより出しやと言たればなり モーセ言けるは我が借にをる民は歩卒のみにても六十萬あり
 三六 然るに汝は我かれらに肉を與へて一月の間食しめんと言たまふ 羊と牛の群を宰るとも彼等を飽しむることを
 三七 得んや海の魚をことごとく集むるとも彼等を飽しむることを得んや 羊と牛の群を宰るとも彼等を飽しむることを
 三八 エホバ、モーセに言たまはくエホバの手

短からんや吾言の成と然らざるとは汝今これを見るあらん
 三九 是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立しめけるに
 四〇 エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてその長老七十人にも分ち與へたまひしが
 四一 その靈かれらの上にとどりしかば彼等預言せり但し此後にはかさねて爲ざりき
 四二 時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名はエルダデといひ一人の名はメダデと曰ふ靈また
 四三 かれらの上にもやどり彼らは其名を録されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中に預言をなせり 時
 四四 に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデとメダデ營の中に預言すと言ければ その少時よりしてモー
 四五 セの従者たりしメンの子ヨシユアこたへて曰けるは吾主モーセこれを禁めたまへ モーセこれに言けるは汝わ
 四六 がために媚嫉を起すやエホバの民の皆預言者とならんことまたエホバのその靈を之に降したまはんことそ願し
 四七 けれ 斯てモーセ、イスラエルの長老等とともに營に返れり
 四八 茲にエホバの許より風おこり出て海の方より鷲を吹きたりこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひるが
 四九 れること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき 民すなはち
 五〇 起あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鷲を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十ホメ
 五一 ルほど拾ひ斂めたり皆これを營の周圍に陳べおけり 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさざるにエホバ
 五二 民にむかひて怒を發しこれを擲ておほいに滅ぼしたまへり 是をもてその處の名をキプロテハツタワ（怒心の
 五三 墓）とよべり其は怒心をおこせる人々を其處に埋たればなり 斯て民キプロテハツタワよりハゼロテに進み
 五四 ゆきてハゼロテに居ぬ

第二章

モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロン、
 モーセを誘れり 彼等すなはち言けるはエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等に

よりも語り給ふにあらすやと エホバこれを聞たまへり (モーセはその人と爲溫柔なること世の中の諸の人に勝れり)

是に於てエホバ遽にモーセ、アロン及びミリアムに言たまはく汝等三人集會の幕屋に出きたれと三人すなはち出きたりければ エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら二人進みたれば 之に言たまはく汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我エホバ異象において我をこれに知しめまた夢において之と語らん わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義なる者なり 彼とは我口をもて相語り明かに言ひて隠語を用ひず彼はまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを誘ふことを畏れざるやと

エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり 雲すなはち幕屋をはなれて去ぬその時ミリアムに癩病生じてその身雪のごとく爲りアロン、ミリアムを見かへるに既に癩病生じをる アロン是においてモーセに言けるは嗟わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれど願くは其罪を我等に蒙らしむる勿れ 彼をして母の胎より肉半分腐れて死に生れいづる者のごとくならしむる勿れ モーセすなはちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ願くは彼を醫したまへ エホバ、モーセに言たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼は七日の間羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營の外に禁錮おきて然る後に歸り入しむべしと ミリアムはすなはち七日の間營の外に禁錮られぬ民はミリアムの歸り入るまで途に進まさりき

その後民ハゼロテより進みてバランの曠野に營を張り

第三章

茲にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの地を窺はしめよ即ち支派ごとく一人を取て之を遣すべし其人々は皆かれらの中の牧伯たる者なるべし モーセすなはちエホバの命にしたがひてバランの曠野よりこれを遣せりその人等は皆イスラエルの子孫の

領袖たる者なり その名は是のごとしルベンの支派にてはザツタルの子シヤンマ シメオンの支派にてはホリの子シヤバテ ユダの支派にてはエフソネの子カレブ イッサカルの支派にてはヨセフの子イガル エフライムの支派にてはヌンの子ホセア ベニヤミンの支派にてはラフの子バルテ ゼブルンの支派にてはソデの子ガデエル ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてはヌシの子ガデ ダンの支派にてはゲマリの子アンミエル アセルの支派にてはミカエルの子セトル ナフタリの支派にてはワフシの子ナヘビ ガドの支派にてはマキの子ギウエル 是すなはちモーセがその地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモーセ、ヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり

モーセかれらを遣はしてカナンの地を窺はしめんとして之に言けるは汝等その南の方に赴きて山に登りその地の如何と其處に住む民の強か弱か多寡かを窺 又またその住ところの地は善か悪か其住ところの邑々は如何なるものなるか彼等は天幕に住るか城の邑に住るかを窺 又またその地は腴なるか瘠たるか其中に樹あるや否を窺よ汝等勇しかれその地の果物を携へきたれよこの時は葡萄の熟し始むる時なりき

是において彼等上りゆきてその地を窺ひチンの曠野よりレホブにおよべり是はハマテに近し 彼等すなはち南の方に上りゆきてハブロンにいたれり此にはアナクの子アヒマン、セシヤイおよびタルマイあり(ハブロンはエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者なり) 彼らつひにエシホルの谷にいたり其處より一球の葡萄のなれる枝を砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り イスラエルの子孫其處より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシホル(一球の葡萄)の谷と稱ふ

彼ら四十日を経その地を窺ふことを竟て歸り バランの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の果物をこれに見せり 彼等すなはちモーセに語りて言ふ我等は汝が遣し、地にいたれり誠に其處は乳と蜜とながる是はその果物なり 然ながら

その地に住む民は猛くその邑々は堅固にして甚だ大なり我等またアナクの子孫の其處にをるを見たり また
アマレキ人その南の地に住みヘテ人エブス人およびアモリ人その山々に住みカナン人その海邊とヨルダンの邊に
住ると

時にカレブ、モーセの前に民を靜めて言けるは我等直に上りゆきて之を攻取ん我等は必ずこれに勝ことを
得ん 然ど彼とともに往たる人々は言ふ我等はかの民の所に攻上ることを得ず彼らは我らよりも強ければなり
と 彼等すなはちその窺ひたりし地の事をイスラエルの子孫の中に悪く言ふらして云く我等が行巡りて窺ひ
たる地は其中に住む者を呑ほろぼす地なり且またその中に我等が見し民はみな身幹たかき人なりし 我等また
アナクの子ネビリムを彼處に見たり是ネビリムより出たる者なり我情は自ら見るに蝮のごとくまた彼らにも然
見なされたり

第四章

是において會衆みな聲をあげて叫び民その夜哭あかせり すなはちイスラエルの子孫みなモー
セとアロンに對ひて咄き全會衆かれらに言けるは嗚呼我等はエジプトの國に死たれば善ししものを
又はこの曠野に死ば善らんものを 何とてエホバ我等をこの地に導きいりて劍に斃れしめんとし我らの妻子を
して掠められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らさやと

互に相語り我等一人の長を立てエジプトに歸らんと云り 是をもてモーセとアロンはイスラエルの子孫
の全會衆の前において俯伏たり 時にかの地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシユアとエフソネの子カレブ
その衣服を裂き イスラエルの子孫の全會衆に語りて言ふ我等が行巡りて窺ひたりし地は甚だ善き地なり
エホバもし我等を悦びたまはゞ我らをその地に導きいりて之を我等に賜はん是は乳と蜜との流るゝ地なるぞか
し 唯エホバに逆ふ勿れまたその地の民を懼るゝなかれ彼等は我等の食物とならん彼等の影となる者は既に去
りかつエホバわれらと共にいますなり彼等を懼るゝ勿れ 然るに會衆みな石をもて之を撃んとせり時にエホバ

の榮光集會の幕屋の中よりイスラエルの全體の子孫に顯れたり

エホバすなはちモーセに言たまはく此民は何時まで我を藐視るや我諸の休徵をかれらの中間に行ひたる
に彼等何時まで我を頼むことを爲さるや 我疫病をもてかれらを撃ち滅し汝をして彼等よりも大なる強き民と
ならしめん

モーセ、エホバに言けるは汝がその權能をもてこの民をエジプトより導き出したまひし事はエジプト人唯
これを閉し而已ならず また之をこの地に住る民に告たりまた彼等は汝エホバがこの民の中に在し汝エホバが
明かにこれに顯れたまふことを聞きまたその上に汝の雲をりて汝が晝は雲の柱の中にあり夜は火の柱の中にあり
て之が前に行たまふを聞き 然ば汝もしこの民を一人のごとくに殺したまはゞ汝の名聲を聞る國人等言ん

エホバこの民を導きてその之に誓ひたりし地に至ること能はざるが故に之を曠野に殺せりと 再主ねがは
くは今汝の權能を大ならしめて汝の言たまへる如したまへ 汝會言たまひけらくエホバは怒ること遅く恩恵
深く惡と過とを赦す者また罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と 願く
は汝の大なる恩恵をもち汝がエジプトより今にいたるまでこの民を赦し、如くにこの民の惡を赦したまへ

エホバ言たまはく我汝の言にしたがひて之を赦す 然ながら私の活ることくまたエホバの榮光の全世界
に充わたらん如く かのわが榮光および我がエジプトと曠野において行ひし休徵を見ながら斯十度も我を試み
て我聲に聽したがはざる人々は 皆かならず我がその先祖等に誓ひし地を見ざるべしまた我を藐視る人々も之
を見ざるべし 但しわが僕カレブはその心異にして我に全く従ひたれば彼の往たりし地に我かれを導きいらん
その子孫これを有つに至るべし アマレキ人とカナン人谷にをれば明日汝等身を轉して紅海的路より曠野に
退くべし

エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 我この我にむかひて咄くところの惡き會衆を何時まで赦し

二八 おかみや我イスラエルの子孫が我にむかひて喧くところの怨言を聞き 彼等に言へエホバ曰ふ我は活く汝等が
 二九 我耳に言しごとく我汝等になすべし 汝らの屍はこの曠野に横はらん即ち汝ら核数られたる二十歳以上の者の
 三〇 中我に對ひて喧ける者は皆ことごとく此に斃るべし エフネの子カレブとヌンの子ヨシユアを除くの外汝等
 三一 は我が汝らを住しめんと手をあげて誓ひたりし地に至ることを得ず 汝等が掠められんと言たりし汝等の子女
 三二 等を我導きて入ん彼等は汝らが顧みざるところの地を知に至るべし 汝らの屍はかならずこの曠野に横はらん
 三三 汝らの子女等は汝らが屍となりて曠野に朽るまで四十年の間曠野に流蕩て汝らの悖逆の罪にあたらん 汝
 三四 らはかの地を窺ふに日數四十日を経たれば其一日を一年として汝等四十年の間その罪を任ひ我が汝らを離たるを
 三五 知べし 我エホバこれを言り必ずこれをかの集りて我に敵する惡き會衆に盡く行なふべし彼らはこの曠野に
 三六 朽ち此に死うせん

三七 モーセに遣されてかの地を窺ひに往き還り來りてその地を誇り全會衆をしてモーセに對ひて喧かしたる
 三八 人々 即ちその地を惡く言なしたるかの人々は罰をうけてエホバの前に死り 但しその地を窺ひに往きたる
 三九 人々の中ヌンの子ヨシユアとエフネの子カレブとは生のこれり

四〇 モーセこれらの事をイスラエルの子孫に告げれば民痛く哀み 朝蚤く起いでて山の巔に登りて言ふ視よ
 四一 我儕此にあり率エホバの約束したまひし地に上りゆかん我等罪を犯したればなり モーセ言けるは汝等なんぞ
 四二 スエホバの命に背くやこの事成就せざるべし 汝ら上り行く勿れエホバ汝らの中にいまさざれば恐くは汝ら
 四三 その敵の前に撃破られん アマレキ人とカナン人其處に汝らの前にあれば汝等は劍に斃るゝならん汝らエホバ
 四四 に違はざりし故にエホバ汝等と惜に在さざるべしと 然るに彼等自擅に山の巔に登り但しエホバの契約の權
 四五 およびモーセは營を出ざりき 斯りしかばその山に住るアマレキ人とカナン人下り來てこれを打敗りホルマ
 四六 まで追いたれり

第五章

一 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく、イスラエルの子孫に告て之に言へ我が汝等に與へて住
 二 しむる地に汝等到り、エホバに火祭を獻する時すなはち願を還す時期又は自意の禮物を爲の時期ま
 三 たは汝らの節期にあたりて牛あるひは羊をもて燔祭または犠牲を獻げてエホバに馨しき香を奉つる時は、その
 四 禮物をエホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひは犠牲となすならば麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和
 五 たるをその素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をその灌祭として供ふべし、若また牡羊を之に用ふるならば麥
 六 粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをその素祭として供へ、また酒一ヒンの三分の一をその灌祭とし
 七 て獻げエホバに馨しき香をたてまつるべし、汝また願還あるひは剛恩祭をエホバになすに當りて牡牛をもて
 八 燔祭あるひは犠牲となすならば、麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてその牡牛とともに獻
 九 げ、また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一〇 二、牡牛あるひは牡羊あるひは羔羊あるひは羔山羊は一匹ごとに斯爲べきなり、即ち汝らが獻ぐるところの
 一一 數にてらしその數にしたがひて一匹ごとに斯なすべし、本國に生れたる者火祭を獻げてエホバに馨しき香をた
 一二 てまつる時には凡て斯のごとく是等の事を行ふべし、また汝らの中に寄寓る他國の人あるひは汝らの中に代々
 一三 住ふところの人火祭をさへげてエホバに馨しき香をたてまつらんとする時は汝らの爲がごとくにその人もなすべ
 一四 きなり、汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人は同一の例にしたがふべし是は汝らが代々永く守るべき例
 一五 なり他國の人のエホバの前に侍ることは汝等と異るところ無るべきなり、汝らと汝らの中に宿寓る他國の人と
 一六 は同一の法同一の禮式にしたがふべし

一七 エホバまたモーセに告て言たまはく、イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往つところの地
 一八 に汝等いたらん時は、その地の食物を食ふにあたりて汝ら燔祭をエホバにさへぐべし、即ち汝らはその麥粉
 一九 の初をもてパンを作りてこれを燔祭にそなふべし是は禾場より燔祭をそなふるが如くに擧てそなふべきなり

二二 汝ら代々その麥粉の初をもて奉祭をエホバにたてまつるべし

二三 汝等もし誤りてエホバのモーセに告たまへるこの諸の命令を行はず

二四 エホバがモーセをもて命じたまひし事等並にその命ずることを始めたまひし日より以來汝らの代々にも命じたまはんところの事等を行はざる事有らん時

二五 すなはち會衆誤りて犯す所ありて之を知ざることあらん時は全會衆少き牡牛一匹を燔祭にさし上げてエホバに馨しき香とならしめ之にその素祭と灌祭を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にさしぐべし

二六 而して祭司イスラエルの子孫の全會衆のために贖罪を爲べし斯せば是は赦されん是は過誤なればなり彼等はその禮物として火祭をエホバにさしげまたその過誤のために罪祭をエホバの前にさしぐべし

二七 然せばイスラエルの子孫の會衆みな赦されんまた彼等の中に寄寓る他國の人も然るべし其は民みな誤り犯せるなればなり

二八 人もし誤りて罪を犯さば當歳の牝山羊一匹を罪祭に獻ぐべし

二九 祭司はまたその誤りて罪を犯せる人が誤りてエホバの前に罪を獲たるが爲に贖罪をなしてその罪を贖ふべし然せば是は赦されん

三〇 イスラエルの子孫の國の者にもあれまた其中に寄寓る他國の人にもあれ凡そ誤りて罪を犯す者には汝らその法を同じからしむべし

三一 本國の人にもあれ他國の人にもあれ凡そ擅横に罪を犯す者は是エホバを瀆すなればその人はその民の中より絶るべし

三二 斯る人はエホバの言を輕んじその誠命を破るなるが故に必ず絶れその罪を身に承ん

三三 イスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一箇の人の柴を拾ひあつむるを見たり

三四 是においてその柴を拾ひあつむるを見たる者等これをモーセとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが

三五 之を如何に爲べきか未だ示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり

三六 時にエホバ、モーセに言たまひけるはその人はかならず殺さるべきなり全會衆營の外にて石をもて之を撃べしと

三七 全會衆すなはち之を營の外に曳いだし石をもてこれを撃ころしエホバのモーセに命じたまへるごとくせり

三八 エホバ亦モーセに告て言たまはく

三九 汝イスラエルの子孫に告げ代々その衣服の裾に襪をつけその裾の襪

の上面に青き緋をほどこすべしと之に命ぜよ

四〇 此襪は汝らに之を見てエホバの諸の誠命を記憶して其をおこなはしめ汝らをしてその放縱にする自己の心と目の欲に従ふこと無らしむるための者なり

四一 斯して汝等吾ももろの誠命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし

四二 我は汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて汝らをエジプトの地より導きいだせし者なり我は汝らの神エホバなるぞかし

四三 茲にレビの子コハテの子イズハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとアピラム並にベレテの子オン等相結び

四四 イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるところの名ある人々二百五十人とともに起てモーセに逆らふ

四五 すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言けるは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバの中に在するに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや

四六 モーセこれを見て俯伏たりしが

四七 やがてコラとその他の黨類に言けるは明日エホバ己の所屬は誰聖者は誰なるかを示して其者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし

四八 汝等かく爲よコラとその黨類と汝等みな火盤を取り

四九 その中に火をいれその中に香を盛て明日エホバの前に至れその時エホバの選みたまふ人は聖者たるべしレビの人々よ汝等は其の分を超えるなり

五〇 モーセまたコラに言けるは汝等レビの子等よ請ふ聽け

五一 イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分ち己に近かせてエホバの幕屋の役事を爲しめ會衆の前に立て之にかはりて勤務をなさしめたまふ是めに汝らにとりて小き事ならんや

五二 神すでに汝と汝の兄弟なるレビの兒孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭司とならんことをも求むるや

五三 汝と汝の黨類は皆これのために集りてエホバに敵するなりアロンを如何なる者として汝等これに對ひて咄くや

五四 かくてモーセ、エリアブの子ダタンとアピラムを呼に遣はしけるに彼等いひけるは我等は上り往じ

五五 汝は乳と蜜との流るゝ地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是めに小き事ならんや然るに汝また我等の上

五六 に君たらんとす

五七 且また汝は我らを乳と蜜との流るゝ地にも導きゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

六八

有たしめず汝この人々の目を抉りとりんとするや我等は上りゆかじ

是においてモーセおほいに怒りエホバに申しけるは汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我はかれらより驢馬

一匹をも取しことなかつた彼等を一人も害せしこと無し 斯てモーセ、コラに言けるは汝と汝の黨類みなアロ

ンと憎に明日エホバの前に至れ 即ち汝らのおの火盤を執てその中に香を盛り各人その火盤をエホバの前に

携へいたれその火盤は都合二百五十汝とアロンも各々その火盤を携へいたるべしと 彼等すなはち各々火盤を

執り火をその中にいれて香をその上に盛りモーセおよびアロンとともに集會の幕屋の門に立り コラ會衆を

ことごとく集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしにエホバの榮光全會衆に顯れ

エホバ、モーセとアロンに告て言たまひけるは 汝等この會衆を離れよ我これを直に滅さんとすと

是においてかれら二人俯伏て言ふ神よ一切の血肉ある者の生命の神よこの一人の者罪を犯したればとて汝全

會衆にむかひて怒を發したまふや エホバ、モーセに告て言たまはく 汝會衆にむかひてコラとダタンと

アピラムの居所の周圍を去れと言へと

モーセすなはち起あがりてダタンとアピラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに従がひいたれり

而してモーセ會衆に告て言けるは汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物には何にも捫る勿れ恐くは

彼らの諸の罪のために汝らも滅ぼされん 是において人々はコラとダタンとアピラムの居所を離れて四方に去

ゆけりまたダタンとアピラムはその妻子ならびに幼兒とともに出てその天幕の門に立り モーセやがて言ける

は汝等エホバがこの諸の事をなさんとて我を遣したまへる事また我がこれを自分の心にしたがひて行ふにあら

ざる事を是によりて知べし すなはちこの人々もし一般の人の死ることくに死に一般の人の罰せらるゝ如くに

罰せられなばエホバわれを遣したまはざるなり 然どエホバもし新しき事を爲たまひ地その口を開きてこの人

人と之に屬する者を呑つくして生ながら陰府に下らしめなばこの人々はエホバを泣しとなりと汝ら知るべし

モーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け 地その口を開きてかれらとその家族の者な

らびにコラに屬する一切の男等と一切の所有品を呑つくせり すなはち彼等とかれらに屬する者はみな生なが

ら陰府に下りて地その上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが その周圍に居たるイスラエ

ル人は皆かれらの叫喊を聞いて逃はしり恐くは地われらをも呑つくさんと語り 且またエホバの許より火いでて

かの香をそなへたる者二百五十人を焼つくせり

時にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝祭司アロンの子エレアザルに告てその燃る火の中より彼の火

盤を取いださしめその中の火を速方に傾すてよその火盤は聖なりたればなり 而してその罪を犯して生命を

喪へる者等の火盤は之を瀾き展版となして祭壇を包むに用ひよ彼等エホバの前にそなへしに因て是は聖なりたれ

ばなり斯是はイスラエルの子孫に徴と爲べし 是において祭司エレアザル彼の焼死されし者等が用ひてそなへ

たる銅の火盤を取いだしければ之を瀾く打展し之をもて祭壇を包み 之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り

是はアロンの子孫たらざる外人が近りてエホバの前に香を焚こと無らんため亦かゝる人ありてコラとその黨類の

ごとくにならざらん爲なり是みなエホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり

その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて嘆き汝等はエホバの民を殺せりと語り

會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひエホバの榮光顯れを

時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに エホバ、モーセに言たまひけるは 汝らこの會衆

をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとすと是において彼等二人は俯伏ぬ 斯てモーセ、アロンに言けるは

汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其はエホ

バ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと アロンすなはちモーセの命せしごとくに之を執て會衆の

中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し 既に死者と尙生る者

舊約聖書 民數紀略 第一六章三二節—四八節

との間に立ければ疫病止まれり。コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者は一萬四千七百人なりき。而してアロンはモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病は斯やみぬ。

第十七章

エホバ、モーセに告て言給はく、汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家にその人等の名を各々その杖に書せ。レビの杖には汝アロンの名を書せ其はその父祖の家の長たる者各箇杖一本を出すべきればなり。而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし。我が選めたる人の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて喧くところの怨言をわが前に止むべし。モーセかくイスラエルの子孫に語りければその牧伯等のおの杖一本づつを之に付せり即ち牧伯等のおのその父祖の家にしたがひて一本づつを出したればその杖あはせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり。モーセその杖を皆律法の幕屋の中にてエホバの前に置り。漸てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて視るにレビの家のために出せるアロンの杖芽をふき鬻をなし花咲て巴旦杏の果を結べり。モーセその杖をことごとくエホバの前にイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼も見ておのおの自分の杖を取り。時にエホバまたモーセに言たまはく汝アロンの杖を律法の櫃の前に携へかへり其處にたくはへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして死さらしむべし。モーセすなはち然なしエホバの己に命じたまへる如くせり。

第十八章

斯てエホバ、アロンに告て言たまはく汝と汝の子等および汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪をその身に擔當べしまた汝と汝の子等は汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べし。汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし但し汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり。彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の器具と壇とに近くべからず恐くは彼等も汝等も死するらん。彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず。斯なんぢらは聖所の職守と祭壇の職守を守るべし然せばエホバの震怒がさねてイスラエルの子孫に及ぶこと有じ。視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人をイスラエルの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ。汝と汝の子等は祭司の職を守りて祭壇の上と障蔽の幕の内の一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭司の職の勤務を賜物として汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん。

エホバ又アロンに言たまはく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我が我に擧祭とするところの者をもて汝に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす。斯のごとく至聖禮物の中火にて燒ざる者は汝に歸すべし即ちその我に獻る諸の禮物、素祭、罪祭、愆祭等みな至聖くして汝と汝の子等に歸すべし。至聖所にて汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物たるなり。汝に歸すべき物は是なり即ちイスラエルの子孫の獻る擧祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に與へ是を永く例となす汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり。油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者など凡てエホバに獻るその初の物を我なんぢに與ふ。最初に成る國の産物の中エホバに携へたる者は皆なんぢに歸すべし汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり。イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし。凡そ血肉ある者の首出子にしてエホバに獻らるる者は人にもあれ畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の首出子は必ず贖ふべくまた汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり。之を贖ふにはその人の生れて一箇月に至れる候に汝その估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十グラなり。

然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべからず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て
 火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし 一八 その内は汝に歸すべし搖る胸と右の腿とおなじく是は汝に
 歸するなり 一九 イスラエルの子孫がエホバに獻て舉祭とする所の聖物はみな我これを汝と汝の男子女子に與へこ
 れを永く例となす是はエホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり 二〇 エホバまた
 アロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に産業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼
 らの中において我は汝の分汝の産業たるなり 二一

またレビの子孫たる者には我イスラエルの中において物の十分の一を與へて之が産業となし其なすところ
 の役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ 二三 イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くは罪
 を負て死ん 二四 第レビ人集會の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの
 子孫の中に産業の地を有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり 二五 イスラ
 エルの子孫が十に一を取り舉祭としてエホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその産業となさしむるが故に
 我かれらにつきて言ひ彼等はイスラエルの子孫の中に産業の地を得べからずと 二六

エホバ、モーセに告て言たまはく 汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等
 に與へて産業となさしむるその什一の物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てエホバの舉祭と
 なすべし 二七 汝等の舉祭の物品は禾場よりたてまつる穀物の如く酒醴の内よりたてまつる酒のごとくに見做れん
 二八 此のごとく汝等もまたイスラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりエホバに舉祭を獻けそのエホバの
 舉祭を祭司アロンに與ふべし 二九 汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ即ちその聖き分を取てエホ
 バの舉祭を獻べし 汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻るに於てはその殘餘の物は汝等レビ
 人におけること禾場より取る物のごとく酒醴より取る物のごとくならん 三〇 汝等と汝らの眷屬何處にても之を食

ふことを得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり 汝らその嘉ところを獻るに於ては
 之がために罪を負ふこと有じ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第十九章

エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 一 エホバが命するところの律の例は是のごとし云く
 一 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に棄いだして自己の眼の前にこれを宰らしむべ
 し 而して祭司エレアザルこれが血を其指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ 二 やがてその
 牝牛を自己の眼の前に焼しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな焼べし 三 その時祭司香柏と牛膝草と
 紅の絲をとりて之をその焼る牝牛の中に投げるべし 四 かくて祭司はその衣服を洗ひ水にてその身を洗きて然
 る後營に入べし祭司の身は晩まで汚るゝなり 五 また之を焼たる者も水にその衣服を洗ひ水にその身を洗くべし
 彼も晩まで汚るゝなり 六 斯て身の潔き人一人その牝牛の灰をかき敷めてこれを營の外に清淨處に蓄へ置べし是
 イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を濯る水を作るべき者にして罪を濯むる物に當るなり 一〇 其の
 牝牛の灰をかき敷めたる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなりイスラエルの子孫とその中に寄寓る
 他國の人とは永くこれを例とすべきなり 一一

人の死屍に捫る者は七日の間汚る 一二 第三日と第七日にこの灰水を以て身を潔むべし然せば潔くならん然
 ど若し第三日と第七日に身を潔むることを爲されば潔くならじ 一三 凡そ死人の屍に捫りて身を潔むることを爲さ
 る者はエホバの幕屋を汚すなればイスラエルより斷るべし汚穢を濯むる水その身に灑ざるによりて潔くならず
 その汚穢なほ身にあるなり 一四

天幕に人の死ることある時に應用ふる律は是なり即ち凡てその天幕に入る者凡てその天幕にある物は七日
 の間汚るべし 一五 凡そ蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿はみな汚る 一六 凡そ刀劍にて殺されたる者または死屍

また人は人の骨または墓等に野の表にて捫る者はみな七日の間汚るべし 汚れたる者ある時はかの罪を潔むる者たる焼ける牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし 而して身の潔き人一人牛膝草を執てその水にひたし之をその天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべくまたは骨あるひは殺されし者あるひは死たる者あるひは墓などに捫れる者に灑ぐべし 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れたる者に之を灑ぐべし 而して第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を灑ぐべし 然せば晩におよびて潔くなるべし

然ど汚れて身を潔むることを爲さる人はエホバの聖所を汚すが故にその身は會衆の中より絶るべし 汚穢を潔むる水を身に灑がざるによりてその人は潔くならざるなり 彼等また永くこれを例とすべし 即ち汚穢を潔むる水を人に灑げる者はその衣服を洗ふべし また汚穢を潔むる水に捫れる者も晩まで汚るべし 凡て汚れたる人の捫れる者は汚るべし また之に捫る人も晩まで汚るべし

第二十章

斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてテンの曠野にいたれり而して民みなカデシに止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ 是なはち民モーセと争ひ言けるは曠野に當時會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり 我らの兄弟等がエホバの前に死たる時に我等も死たれば善りしものを 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや 汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き處に導きいりしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴もなくまた飲べき水も無し 是においてモーセとアロンは會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光かれらに顯れ 汝らエホバ、モーセに告て言たまはく 汝杖を執り汝の兄弟アロンとともに會衆を集めその眼の前にて汝らに命ぜよ 譬その中より水を出さん 汝かく譬より水を出して會衆とその獸畜に飲しむべしと モーセすなはちその命ぜられしごとくエホバの前より杖を取り

アロンとともに會衆を磐の前に集めて之に言けるは汝ら背反者等と聽け我等水をしてこの磐より汝らのために出しめん歟と モーセその手を擧げ杖をもて磐を二度撃けるに水多く湧出たれば會衆とその獸畜ともに飲り 時にエホバ、モーセとアロンに言たまひけるは汝等は我を信せずしてイスラエルの子孫の目の前に我の聖を顯さざりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを得じと 是をメリバ(争論)の水とよべりイスラエルの子孫是がためにエホバにむかひて争ひたりしかばエホバつひにその聖ことを顯したまへり 茲にモーセ、カデシより使者をエドムの王に遣して言けるは汝の兄弟イスラエルかく言ふ汝はわれらが遺し諸の艱難を知る そもそも我らの先祖等エジプトに下りゆきて我ら年ひさしくエジプトに住をりしがエジプト人われらと我らの先祖等をなやましたれば 我らエホバに頼りけるにエホバわれらの聲を聽たまひ一箇の天の使を遣して我らをエジプトより導きいだしたまへり 視よ我ら今は汝の邊境の邊端にあるカデシの邑に居るなり 爾くは我らをして汝の國を通過しめよ我等は田畝をも葡萄園をも通過しまた井の水をも飲じ我らは第三の路を通過り汝の境をいづるまでは右にも左にもまがらじ エドム、モーセに言けるは汝我の中を通過べからず 恐くは我いでて劍をもて汝にむかはん イスラエルの子孫エドムに言ふ我らは大道を通過ん若われらと我らの獸畜なんちの水を飲ことあらばその値を償ふべし 我は徒行にて通過のみなれば何事にもまらざるなりと 然るにエドムは汝通過べからずといひて許多の群衆を率ゐて出で大なる力をもて之にむかへり エドムかくイスラエルにその境の中を通過ことを容さざりければイスラエルは他にむかひて去り かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進みてホル山にいたれり エホバ、エドムの國の境なるホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく 汝等わが言に背きたればなり 汝アロンとその子に彼は入ことを得ざるべし 是をメリバの水のある處にて汝等わが言に背きたればなり 汝アロンとその子

二六 エレアザルをひきつれてホル山に登り、アロンにその衣服を脱せてこれをその子エレアザルに衣せよ、アロンは其處
 二七 に死てその民に列るべしと。モーセすなはちエホバの命じたまへることく爲し相つれだちて全會衆の目の前に
 二八 てホル山に登れり。而してモーセはアロンにその衣服をぬがせて之をその子エレアザルに衣せたり、アロンは
 二九 其處にて山の巔に死り、斯てモーセとエレアザル山よりくだりけるが、會衆みなアロンの死たるを見て三十日の
 三〇 あひだ哀哭をなせり、イスラエルの家みな然せり。

第二十一章

一 茲に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者、イスラエルが問者の道よりして來るといふを聞き
 二 イスラエルを攻うちてその中の數人を擄にせり。是においてイスラエル誓願をエホバに立て言ふ
 三 汝もしこの民をわが手に付したまはば、我その城邑を盡く滅さんと。エホバすなはちイスラエルの言を聽いれて
 四 カナン人を付したまひければ、之と其の城邑をことごとく滅せり。是をもてその處の名をホルマ(殲滅)と呼なしたり。
 五 民はホル山より進みゆき紅海の邊よりしてエドムを繞り通らんとせしが、その途のために民心を苦めたり。
 六 すなはち民神とモーセにむかいて嘆きけるは、汝等なんぞ我らをエジプトより導きのほりて曠野に死しめんとす
 七 るや、此には食物も無くまた水も無し、我等はこの粗き食物を心に取ふなりと。是をもてエホバ火の蛇を民の中に
 八 遣して民を咬しめたまひければ、イスラエルの民の中死者多かりき。是によりて民モーセにいたりて言けるは
 九 我らエホバと汝にむかひて嘆きて罪を獲たり、請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよと。モーセすなは
 一〇 ち民のために祈ければ、エホバ、モーセに言たまひけるは、汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべし、凡て咬れた
 一一 る者は之を仰ぎ觀なば生べし。モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり、之を杆の上に載おけり、凡て蛇に咬れ
 一二 たる者その銅の蛇を仰ぎ觀ば生たり。

一三 イスラエルの子孫途に進みてオボラに營を張り、またオボラより進みゆきモアブの東の方に亙るところ
 一四 の曠野において、イエアバリムに營を張り、また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り、其處より進みゆき

一五 てアルノンの彼旁に營を張り、アルノンはアモリの境より出て曠野に流るゝ者にてモアブとアモリの間にありて
 一六 モアブの界をなすなり。故にエホバの戦争の記に言るあり云く、スバのワヘブ、アルノンの河、河の流即ち
 一七 アルの邑に落り、モアブの界に倚る者と。かれら其處よりベエル(井)にいたり、エホバがモーセにむかひて汝
 一八 民を集めよ、我これに水と與へんと言たまひしはこの井なりき。

一九 時にイスラエルこの歌を歌へり云く、井の水湧あがれ、汝等これがために歌へよ。此井は笏と杖とをもて
 二〇 牧伯等これを掘り、民の君長等之を掘れりと、斯て曠野よりマツタナにいたり、マツタナよりナハリエルにいたり、
 二一 ナハリエルよりバモラにいたり、バモラよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するビスガの巔にいたり、
 二二 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめけるは、我をして汝の國を通しめよ、我等
 二三 は田畝にも葡萄園にも入じたま井の水をも飲じ、我らは汝の境を出るまでは唯王の道を通りて行んのみと。然る
 二四 にシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき、而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでて
 二五 イスラエルを攻んとし、ヤハツに來りてイスラエルと戦ひけるが、イスラエル刃をもて之を擊やぶり、その地をア
 二六 ルノンよりヤボクまで奪ひ取り、アンモンの子孫にまで至れり、アンモンの子孫の境界は堅固なりき。イスラエル
 二七 かくその城邑を盡く取り、而してイスラエルはアモリ人の諸の城邑に住み、ヘシボンとそれに附る諸の村々に居る

二八 へシボンはアモリ人の王シホンの都城なり、シホンは曾てモアブの前王と戦ひて、かれの地をアルノンまで盡
 二九 くその手より奪ひ取しなり。故に歌をもて云るあり曰く、汝らヘシボンに來れ、シホンの城邑を築き建よ。ヘシ
 三〇 ボンより火出でシホンの都城より、焔いでてモアブのアルを焚つくし、アルノンの邊の高處を占る君王等を滅ぼせり
 三一 モアブよ、汝は禍なる哉、ケモシの民よ、汝は滅ぼさるその男子は逃奔り、その女子はアモリ人の王シホンに據らる
 三二 るなり。我等は彼らを撃たふし、ヘシボンを滅ぼして、デボンに及び、之を荒して、またノバに及び、メデバにいたる

三三 斯イスラエルの子孫はアモリ人の地に住たりしが、モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ、遂にその

村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出し

轉てバシヤンの路に上り往きけるにバシヤンの王オグその民を盡く率ひて出で之を迎へてエデレイに戰はんとす

エホバ、モーセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民とその地を盡く汝の手に付す汝へシオンに住をりしアモリ人の王シオンに爲たるごとくに彼にも爲べしと

第二十三章

かに對ふ

かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてエリチツボルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり

モアブの長老等とミデアンの長老等すなはち占卜の禮物を手にとりて出たちバラクにいたりてバラクの言をこれに告たれば

バラクかれらに言ふ今晚は此に宿れエホバの我に告るところに備ひて汝らに返答をなすべしと是をもてモアブの牧伯等バラクの許に居る

時に神バラクに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々は何者なるや

バラク神に言けるはモアブの王チツボルの子バラク我に言つかはしけらく

たりし民ありて地の面を蓋ふ許ふ今來りてわがために之を誑へ然せば我これに戰ひ勝てこれを逐はらふを得るともあらんと

神バラクに言たまひけるは汝かれらとともに往べからず亦この民を誑ふべからず是は觀顧る者たるなり

是においてバラク朝起てバラクの牧伯等に言けるは汝ら國に歸れよエホバ我が汝らとともに往く事をゆるさざるなりと

モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの許にいたりバラクは我らとともに來ること肯せずと告たれば

バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり

彼らバラクに詣りて之に言けるはチツボルの子バラクかく言ふ願くは汝何の障礙をも顧みずして我に來れ

我汝をして甚だ大なる尊榮を得させん汝が我に言ところは凡て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を誑へ

バラク答へてバラクの臣僕等に言けるは假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の大小を論ずわが神エホバの言を聽ては何をも爲ことを得ず

然ば請ふ汝らも今晚此に宿り我をしてエホバの再び我に何と言たまふかをしめよと夜にいりて神バラクにのぞみて之に言たまひけるはこの人々汝を招きに來りたれば起あがりて之とともに往け但し汝は我が汝につぐる言のみを行ふべし

バラム登朝起あがりてその驢馬に鞍おきてモアブの牧伯等とともに往り

然るにエホバかれの往たるに練て怒を發したまひければエホバの使者かれに敵せんとて途に立り彼は驢馬に乗その僕二人はこれとともに在しが

驢馬エホバの使者が劍を手に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入ればバラム驢馬を打て途にかへさんとせしに

エホバの使者また葡萄園の途に立り其處には此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり驢馬エホバの使者を見石垣に貼依てバラムの足を石垣に貼依たればバラムまた之を打り

然るにエホバの使者また進みよりて狭き處に立けるが其處には右にも左にもまがる道あらざりしかば

驢馬エホバの使者を見てバラムの下に臥たり是においてバラム怒を發し杖をもて驢馬を打けるに

エホバ驢馬の口を啓きたまひたれば

三九 驢馬バラムにむかひて言ふ我なんちに何を爲せばぞ 汝かく三次我を打や 巴拉ム驢馬に言ふ汝われを侮るが
 四〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいた
 四一 るまで汝が常に乗ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ

四二 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて
 四三 俯伏たるに エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんちの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる
 四四 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉
 四五 らして我を避すば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 巴拉ム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり
 四六 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし エホバの使者バラムに
 四七 言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラクの牧伯等とともに
 四八 往り

四九 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ
 五〇 巴拉クすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらずや汝なにゆゑ我許に來らざ
 五一 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 巴拉ム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり
 五二 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 斯てバラムはバラクとともに
 五三 往てキリアテホヅラに至りしが 巴拉ク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり
 五四 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端
 五五 を望ましむ

第二十三章

一 巴拉ム、バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと
 二 巴拉クすなはちバラムの言ることく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻け

欠

欠

國々の民を吞つくし、その骨を擗き、矢をもて之を衝とほさん。是は牡獅子のごとくに身をかどめ、牝獅子のごとくに臥す。誰か敢てこれを起さんや、なんちを祝するものは禍社を得、なんちをのろふものは災禍をかうむるべし。

一〇 ころにおいてバラクはバラムにむかひて怒を發し、その手を拍ならせり而してバラク、バラムにいひけるは、我はなんちをしてわが敵を誑はしめんとて、なんちを招きたるに、汝は却て斯三度までも彼らを大に祝したり。然ば汝、今汝の處に奔り往け、我は汝に大なる尊榮を得させんと思ひたれど、エホバ汝を阻めて尊榮を得るに至らざらしむ。バラム、バラクに言けるは、我は汝が我に遣し、使者等に告て言ざりしや。假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも、我はエホバの言を聽て、自己の心のまゝに善も悪きも爲ことを得ず、我はエホバの宜まふ事のみを言べしと。今われは吾民にかへる、然ば來れ、我この民が後の日に、汝の民に爲んところの事を、汝に告しらせんと。すなはちこの歌をのべて云く、ベオルの子、バラム言ふ、目の啓きたる人言ふ、神の言を聞るあり、至高者を知の知識あり、能はざる無き者をまぼろしに、觀倒れ臥て、其目の啓けたる者言ふ、我これを見ん、然ど今にあらず、我これを望まん、然ど近くは、あらず、ヤコブより一箇の星いでん、イスラエルより一條の杖おこり、モアブを此旁より、彼旁に至まで、擊破り、また鼓譟者どもを盡く滅すべし。其敵なるエドムは、是が産業となり、セイルは、之が産業とならん、イスラエルは、盛になるべし。權を乘る者、ヤコブより出で、遣れる者等、を城より滅し絶ん。バラム又アマレクを望み、この歌をのべて云く、アマレクは國々の中の最初なる者なり、其終には滅び絶るに至らん。ホケニ人を望み、この歌をのべて云く、汝の住所は堅固なり、汝は磐に巢をつくる。然どカインは、亡て終にアツスリヤの爲に據へ移されん。彼亦この歌をのべて云く、嗟神、これを爲たまはん時は、誰か生ることを得ん。キツテムの方より、船來てアツスリヤを攻なやまし、エベルを攻なやますべし、而して是もまた終に亡失ん。斯てバラムは起あがりて、自己の處に歸り、往きぬ、バラクも亦去ゆけり。

第二十五章

イスラエルはシツテムに止まり居けるがその民モアブの婦女等と姪をおこなふことを始めたり
その婦女等其神々に犠牲を獻る時に民を招けば民は往て食ふことを爲しかつその神々を拜めり
イスラエルかくバアルベオルに附ければイスラエルにむかひてエホバ怒を發したまへり エホバすなはち
モーセに告て言たまはく民の首をことごとく携きたりエホバのためにかの者等を日に曝せ然せばエホバの烈しき
怒イスラエルを離るゝあらんと 是においてモーセ、イスラエルの士師等にむかひ汝らおのおのその配下
人々のバアルベオルに附る者を殺せと言り

モーセとイスラエルの子孫の全會衆集會の幕屋の門にて哭をる時一箇のイスラエル人ミデアンの婦人一箇
を携きたり彼らの目の前にてその兄弟等の中に至れり 祭司アロンの子なるエレアザルの子ビネハスこれを見
會衆の中より起あがりて槍を手に執り そのイスラエルの人の後を追て之が寢室に入りイスラエルの人を衝き
またその婦女の腹を衝とほして二人を殺せり是において疫病のイスラエルの子孫におよぶこと止れり その
疫病にて死たる者は二萬四千人なりき

エホバ、モーセに告て言たまはく 祭司アロンの子なるエレアザルの子ビネハスはわが熱心をイスラエ
ルの子孫の中にあはして吾怒をその中より取り去り我をして熱心をもてイスラエルの子孫を滅し盡すにいたら
ざらしめたり 故に汝言へ我これに平和のわが契約をさづく 即ち彼とその後の子孫永く祭司の職を得べし
是は彼その神のために熱心にしてイスラエルの子孫のために贖をなしたればなり

その殺されしイスラエル人すなはちミデアンの婦人とともに殺されし者はその名をジムリと言てサルの子
にしてシメオン人の宗族の牧伯の一人なり またその殺されしミデアンの婦人は名をコズビと曰てツルの女子
なりツルはミデアンの民の宗族の首なり

エホバ、モーセに告て言たまはく ミデアン人に逼りてこれを撃て 其は彼ら謀計をもて汝に逼り

ペオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちペオルのために疫病の起れる日に殺されしコズビの事に
おいて汝らを感じたればなり

第二十六章

疫病の後エホバ、モーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく イスラエルの全會衆
の總數をその父祖の家にしたがひて核ベイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る者
を數へよと モーセ及び祭司エレアザルすなはちエリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれ
らに告て言けるは エジプトの地より出きたれるモーセとイスラエルの子孫にエホバの命じ給へる如く汝ら
其中の二十歳以上の者を計へよ

イスラエルの長子はルベン、ルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でバルよりバル人の族出で
ヅロンよりヘヅロン人の族出でカルミよりカルミ人の族出づ ルベンの宗族は是のことくにしてその核數られ
し者は四萬三千七百三十人 またバルの子はエリアブ エリアブの子はネムエル、ダタン、アピラムこのダ
タンとアピラムは會衆の中に名ある者にてコラの黨類とともにモーセとアロンに逆ひてエホバに悖りし事ありし
が 地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に焼れて死うせ人の鑑戒となれり 但し
コラの子等は死ざりき

シメオンの子孫はその宗族に依ば左のごとしネムエルよりはネムエル人の族出でヤミンよりはヤミン人の
族出でヤキンよりはヤキン人の族出で ゼラよりはゼラ人の族出でシャウルよりはシャウル人の族出づ
メオン人の宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人

ガドの子孫は其宗族に依ば左の如しゼボンよりはゼボン人の族出でハギよりはハギ人の族出でシユニより
ばシユニ人の族出で オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で アロドよりはアロド人の
族出でアレリよりはアレリ人の族出づ ガドの宗族は是のことくにしてその核數られし者は四萬五百人

二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇

ユダの子孫はエルとオナン、エルとオナンはカナンの地に死たり。ユダの子孫はその宗族によれば左のごとしシラよりはシラ人の族出で、ベレヅよりはベレヅ人の族出で、ゼラよりはゼラ人の族出づ。ベレヅの子孫は左のごとしヘヅロンよりはヘヅロン人の族出で、ハムルよりはハムル人の族出づ。ユダの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は七萬六千五百人。

イツサカルの子孫はその宗族によれば左のごとしトラよりはトラ人の族出で、ブアよりはブア人の族出で、ヤシユブよりはヤシユブ人の族出で、シムロンよりはシムロン人の族出づ。イツサカルの宗族は是のごとくにしてその數へられし者は六萬四千三百人。

ゼブルンの子孫はその宗族によれば左の如しセレデよりはセレデ人の族出で、エロンよりはエロン人の族出で、ヤリエルよりはヤリエル人の族出づ。ゼブルン人の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は六萬五百人。

ヨセフの子孫はその宗族によればマナセとエフライム、マナセの子孫の中マキルよりマキル人の族出づ、マキル、ギレアデを生り、ギレアデよりギレアデ人の族出づ。ギレアデの子孫は左のごとしイゼゼルよりはイゼゼル人の族出で、ヘレクよりはヘレク人の族出で、アスリエルよりはアスリエル人の族出で、シケムよりはシケム人の族出で、セミダよりはセミダ人の族出で、ヘルよりはヘル人の族出づ。ヘルの子、ゼロベハデには男子なく、惟女子ありしのみその名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、タルザと曰ふ。マナセの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は五萬二千七百人。

エフライムの子孫はその宗族によれば左のごとしシュテラよりはシュテラ人の族出で、ベケルよりはベケル人の族出で、タハンよりはタハン人の族出づ。シュテラの子孫は左のごとしエランよりエラン人の族出づ。エフライムの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は三萬二千五百人。ヨセフの子孫はその宗族によれば是のごとし

二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇 二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇

ベニヤミンの子孫はその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出で、アシベルよりはアシベル人の族出で、アヒラムよりはアヒラム人の族出で、シユバムよりはシユバム人の族出で、ホバムよりはホバム人の族出づ。ベラの子等はアルデとナアマン、アルデよりはアルデ人の族出で、ナアマンよりはナアマン人の族出づ。ベニヤミンの子孫はその宗族によれば是のごとくにしてその核數られし者は四萬五千六百人。

ダンの子孫はその宗族によれば左のごとしシユハムよりシユハム人の族出づ、ダンの宗族は是の如し。シユハム人の諸の族の中核數られし者は六萬四千四百人。

アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしエムナよりはエムナ人の族出で、エヌイよりはエヌイ人の族出で、ベリアよりはベリア人の族出づ。ベリアの子孫の中ヘルよりはヘル人の族出で、マルキユルよりはマルキユル人の族出づ。アセルの女子の名はサラと曰ふ。アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者五萬三千四百人。

ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤジェルよりはヤジェル人の族出で、グニよりはグニ人の族出で、エゼルよりはエゼル人の族出で、シレムよりはシレム人の族出づ。ナフタリの宗族は是の如し。ナフタリによればかくのごとくにしてその核數られしものは四萬五千四百人。

ナはちイスラエルの子孫の核數られし者は六十萬一千七百三十人なりき。

エホバ、モーセに告て言たまはく、この人々にその名の數にしたがひて地を分ち與へてこれが産業となさしむべし。人衆には汝多くの産業を與へ、人衆には少の産業を與ふべし。即ちその核數られし數にしたがひておのおの産業を受べきなり。但しその地は閼をもて之を分ち、その父祖の支派の名にしたがひて之を讓べし。即ち閼をもてその産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり。

レビ人のその宗族にしたがひて數へられし者は左のごとし、ゲルシオンよりはゲルシオン人の族出で、ヨハエ

八 よりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ レビの族は左のごとしリブニ人の族へブロン人の族
 九 マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテ、アムラムを生り、アムラムの妻の名はヨケベドといひてレビの
 女子なり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを
 生り、アロンにはナダブ、アビウ、エレアザルおよびイタマル生る、ナダブとアビウは異火をエホバの前に
 六六 さづけし時死り、その核數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に産業を
 六五 與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり

六四 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラ
 六三 エルの子孫の數なり、但しその中にはモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時
 六二 に數へたる者は一人もあざりき、其はエホバ會て彼らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまはたれ
 六 ばなり是をもてエフソネの子カレブとヌンの子ヨシユアの外は一人も遺れる者あざりき

第二十七章

一 茲にヨセフの子マナセの族の中なるへベルの子ゼロベハデの女子等きたれりへベルはギレアデの
 子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、
 タルザといふ、彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會衆の前に立ち言けるは、我
 等の父は曠野に死り彼はかのコラに與して集りてエホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子
 なし、我らの父の名なんぞその男子あざるがためにその族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟
 の中において我らにも産業を與へよと、モーセすなはちその事をエホバの前に陳けるに、

二 エホバ、モーセに告て言たまはく、ゼロベハデの女子等の言ところは道理なり汝かならず彼らの父の
 兄弟の中において彼らに産業を與へて獲さすべし即ちその父の産業をこれに歸せしむべし、汝イスラエルの
 子孫に告て言べし人もし男子なくして死ばその産業をこれが女子に歸せしむべし、もしまた女子もあざる

三 時はその産業をその兄弟に與ふべし、もし兄弟あざる時はその産業をその父の兄弟に與ふべし、もしまた
 四 その父に兄弟あざる時はその親戚の最も近き者にその産業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとく
 五 イスラエルの子孫は永く之をもて律法の例とすべし

六 茲にエホバ、モーセに言たまはく汝このアパリム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ、汝
 七 これを觀なばアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加はるべし、是チンの曠野において會衆の爭論をなせ
 八 る砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖事をかれらの目のまへに顯すことを爲さざりしが故なり是すなは
 九 ちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり

一〇 モーセ、エホバに申して言けるは、エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くはこの會衆の上に一人を
 一 立て、之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をし
 二 て牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ、エホバ、モーセに言たまはくヌンの子ヨシユアといふ靈のやどれ
 三 る人を取り汝の手をその上に按き、これを祭司エレアザルと全會衆の前に立てて彼らの前にて之に命する事を
 四 なすべし、汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむべし、彼は祭
 五 司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにエホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラ
 六 エルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言にしたがひて入べし、是に
 七 おいてモーセはエホバの己に命じたまへること爲しヨシユアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前に立せ
 八 その手をこれが上に按き之に命することを爲しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二十八章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく、イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる
 二 火祭わが馨香の物は汝らこれをその期にいたりて我に獻ぐることを怠るべからず、汝かれら
 三 に言べし汝らがエホバに獻ぐる火祭は是なり即ち當歳の全たき羔羊二匹を日々に獻げて常燔祭となすべし、即ち

八 よりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ レビの族は左のことしリブニ人の族へブロン人の族
 九 マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテ、アムラムを生り アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの
 女子なり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを
 生り アロンにはナダブ、アビウ、エレアザルおよびイタマル生る ナダブとアビウは異火をエホバの前に
 六二 さづけし時死り 六三 その核數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に産業を
 六四 與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり

六五 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラ
 六六 エルの子孫の數なり 六七 但しその中にはモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時
 六八 に數へたる者は一人もあざりき 六九 其はエホバ曾て彼らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまひたれ
 七〇 ばなり是をもてエフソネの子カレブとヌンの子ヨシユアの外は一人も遺れる者あざりき

第二十七章

一 茲にヨセフの子マナセの族の中なるヘベルの子ゼロベハデの女子等きたれりヘベルはギレアデの
 子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、
 タルザといふ 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會衆の前に立ち言けるは 我
 等の父は曠野に死り彼はかのコラに與して集りてエホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子
 なし 我らの父の名なんぞその男子あざるがためにその族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟
 六 中において我らにも産業を與へよと モーセすなはちその事をエホバの前に陳けるに

七 エホバ、モーセに告て言たまはく 七 零ベハデの女子等の言ところは道理なり汝かならず彼らの父の
 兄弟の中において彼らに産業を與へて獲さすべし即ちその父の産業をこれに歸せしむべし 汝イスラエルの
 八 子孫に告て言べし人もし男子なくして死ばその産業をこれが女子に歸せしむべし もしまた女子もあざる

九 時はその産業をその兄弟に與ふべし 一〇 もし兄弟あざる時はその産業をその父の兄弟に與ふべし 一一 もしまた
 一二 その父に兄弟あざる時はその親戚の最も近き者にその産業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとく
 一三 イスラエルの子孫は永く之をもて律法の例とすべし

一四 茲にエホバ、モーセに言たまはく汝このアバラム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ 一五 汝
 一六 これを觀なばアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加はるべし 一七 是チンの曠野において會衆の爭論をなせ
 一八 る砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖き事をかれらの目のまへに顯すことを爲ざりしが故なり是すな
 一九 ちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり

二〇 モーセ、エホバに申して言けるは 二一 エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願はくはこの會衆の上に一人を
 二二 立て 之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をし
 二三 て牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ 二四 エホバ、モーセに言たまはくヌンの子ヨシユアといふ選のやどれ
 二五 る人を取り汝の手をその上に按き 二六 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立てて彼らの前にて之に命ずる事を
 二七 なすべし 二八 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむべし 二九 彼は祭
 三〇 司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにエホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラ

三二 エルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言にしたがひて入べし 是に
 三三 おいてモーセはエホバの己に命じたまへることと爲しヨシユアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前に立せ
 三四 その手をこれが上に按き之に命ずることと爲しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二十八章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる
 三 火祭わが馨香の物は汝らこれをその期にいたりて我に獻ぐることを忘るべからず 汝かれら
 四 に言べし汝らがエホバに獻ぐる火祭は是なり即ち當歳の全たき羔羊二匹を日々に獻けて常燔祭となすべし 即ち

一匹の羔羊を朝に獻げ 一匹の羔羊を夕に獻ぐべし 又麥粉一エバの十分の一に搗て取たる油一ヒンの四分の一を混和して素祭となすべし 是すなはちシナイ山において定めたる常燔祭にしてエホバに馨しき香としてたてまつる火祭なり 又その灌祭は羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし 即ち聖所において濃酒をエホバのために灌ぎて灌祭となすべし 夕にはまた今一の羔羊を獻ぐべし その素祭と灌祭とは朝のごとくになし之を獻げて火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし

又安息日には當歳の羔羊の全き者二匹と麥粉十分の二に油をまじへたるその素祭とその灌祭を獻ぐべし 是すなはち安息日ごとの燔祭にして常燔祭とその灌祭の外なる者なり

又汝ら月々の朝日には燔祭をエホバに獻ぐべし 即ち少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の羔羊の全き者七匹を獻げ 牡牛一匹には麥粉十分の三に油を和たるをもてその素祭となし 牡羊一匹には麥粉十分の二に油をまじへたるをもてその素祭となし 羔羊一匹には麥粉十分の一に油を混和たるをもてその素祭となし之を馨しき香の燔祭としてエホバに火祭をたてまつるべし 又その灌祭は牡牛一匹に酒一ヒンの半 牡羊一匹に一ヒンの三分の一 羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし 是すなはち年の月々の中月ごとに獻ぐべき燔祭なり 又常燔祭とその灌祭の外に牡山羊一匹を罪祭としてエホバに獻ぐべし

正月の十四日はエホバの逾越節なり 又その月の十五日は節日なり 七日の間酔いれぬパンを食ふべし 其の首の日には聖會をひらくべし 汝等何の職業をも爲べからず 汝ら火祭を獻げてエホバに燔祭たらしむるには少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹をもてすべし 是等は皆全き者なるべし 其の素祭には麥粉に油を和たるを用べし 即ち牡牛一匹には麥粉十分の三を獻げ 牡羊一匹には十分の二を獻げ 又羔羊は七匹ともその羔羊一匹ごとに十分の一を獻ぐべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし 朝に獻ぐる常燔祭なる燔祭の外に汝ら是らを獻ぐべし 是のごとく汝ら七日の間日ごとに火祭の食物を獻

けてエホバに馨しき香をたてまつるべし 是は常燔祭とその灌祭の外に獻ぐべき者なり 而して第七日には汝ら聖會を開くべし 何の職業をも爲べからず

第七日の後すなはち汝らが新しき素祭をエホバに携へきたる初穂の日にも汝ら聖會を開くべし 何の職業をも爲べからず 汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香をたてまつるべし 即ち少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹を獻ぐべし 其の素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし 即ち牡牛一匹に十分の三 牡羊一匹に十分の二を用ひ 又羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 又牡山羊一匹をさうけて汝らのために贖罪をなすべし

七月にいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし 何の職業をも爲べからず 是は汝らが喇叭を吹き當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 其の素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし 即ち牡牛一匹に十分の三 牡羊一匹に十分の二を用ひ 又羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし 是は月々の朔日の燔祭とその素祭および日々燔祭とその素祭との素祭との外なる者なり 是らの物の例にしたがひて之をエホバにたてまつりて馨しき香の火祭となすべし

又その七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし 何の職業をも爲べからず 汝らエホバに燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし 即ち少き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹はみな全き者なるべし 其の素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし 即ち牡牛一匹に十分の三 牡山羊一匹に十分の二を用ひ 又羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし 是等は贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭との外なる者なり

七月の十五日に汝ら聖會を開くべし 何の職業をも爲べからず 汝ら七日の間エホバに向て節筵を守るべし

汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三 牡羊二匹 當歳の羔羊十四
是みな全き者なるべし 其の素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三
その二匹の牡羊には各箇十分の二を用ひ 其の十四の羔羊には各箇十分の一を用ふべし 又牡山羊一匹を
罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

第二日には少き牡牛十二 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およ
びその素祭と灌祭の外なり

第三日には少き牡牛十一 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡山羊と羔羊の
ために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭
およびその素祭と灌祭の外なり

第四日には少き牡牛十匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およ
びその素祭と灌祭の外なり

第五日には少き牡牛九匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭
およびその素祭と灌祭の外なり

第六日には少き牡牛八匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭
およびその素祭と灌祭の外なり

第七日には少き牡牛七匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭
およびその素祭と灌祭の外なり

第八日にはまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず 燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭を
たてまつるべし即ち牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 其の牡牛と牡羊と羔羊のため
に用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 又牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭
およびその素祭と灌祭の外なり

汝らその節期にはエホバに斯なすべし是らは皆汝らが顧還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所
の燔祭 素祭 灌祭および酬恩祭の外なり モーセはエホバのモーセに命じたまへる事をことごとくイスラエル
の子孫に告たり

第三〇章 モーセ、イスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふエホバの命じたまふ事は是のごとし 人も
しごとく凡て爲べし 又女もし若くしてその父の家に居る時エホバに誓願をかけ又はその身斷物を爲こと
あらんに 其の父これが誓願またはその身に斷し斷物を聞て之にむかひて言ふこと無ば其かけたる誓願を行ひ
またその身に斷し斷物を守るべし 然どその父これを聞る日に之を尤さざるあらばその誓願およびその身に斷
し斷物を見て止ることを得べしその父の尤さざるなればエホバこれを赦したまふなり

もしまた夫に過く身にして自ら誓願をかけまたはその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすことあらん
に 其の夫これを聞もそのこれを聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に斷し斷物を守る
べし されど夫もし之を聞る日にこれを尤さざるならば之がかけし誓願または之がその身に斷物せんと輕々しく

口に出し、ところの事を空うするを得べし。エホバはその女を赦したまふなり。また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など、凡てその身になし、斷物はこれを守るべし。婦女もしその夫の家において誓願をかけ又はその身に斷物せんと誓ふことあらんに、夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を尤ざること無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に斷し斷物は凡てこれを守るべし。然どその夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばその誓願またはその斷物につき口より出し、事は凡て守るに及ばずその夫これを空くなしたるなればエホバその婦女を赦したまふなり。凡の誓願および凡てその身をなやますところの誓約は夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし。その夫もし之にむかひて言ふことなくして日をおくらば之が誓願またはこれが斷物を凡て堅うするなり。彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり。然どその夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし。是すなはちエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子の少くして父の家にある者にかゝはる者なり。

第三一章 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく、汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし。其後準備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人に報ゆべし。即ちイスラエルの諸の支派につきて各々の支派より千人づつを取りこれを戦争につかはすべし。是において各々の支派より千人づつを選びイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戦争にいづる準備をなさしむ。モーセすなはち各々の支派より千人宛を戦争に遣したる祭司エレアザルの子ピネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とともに戦争に遣せり。彼らエホバのモーセに命じたまへることミデアン人を攻撃し遂にその中の男子をことごとく殺せり。その殺し、者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等はエビ、レケム、ツル、ホル、レバと

いふまたベオルの子バラムをも劍にかけて殺せり。イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り、その住居の邑々とその村々を盡く火にて焼り、かくて彼等は其の奪ひし物と掠めし物を人と畜ともに取り、エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを携へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の會衆に語れり。

時にモーセと祭司エレアザルおよび會衆の牧伯等みな營の外に出で之を迎へたりしが、モーセはその軍勢の領袖等すなはち戦争より歸りきたる千人の長等と百人の長等のなせる所を怒れり。モーセすなはち彼等に言けるは汝らは婦女等をことごとく生し存じや。視よ是等の者はバラムの謀計によりイスラエルの子孫をしてベオルの事においてエホバに罪を犯さしめ遂にエホバの會衆の中に疫病おこるにいたらしめたり。然ばこの子等の中の男の子を盡く殺したる男と寢て男しれる婦人を盡く殺せ。但し未だ男と寢て男しれる事あらざる女の子はこれを汝らのために生し存べし。而して汝らは七日の間營の外に居れ汝らの中凡そ人を殺せし者または殺されし者に捫りたる者は第三日と第七日にその身を潔め且その俘囚を潔むべし。また一切の衣服と一切の皮の器具および凡て山羊の毛にて作れる物と凡て木にて造れる物を潔むべし。祭司エレアザルに告けるはエホバのモーセに命じたまへる律法の例は是のごとし。銀、銅、鐵、錫、鉛など、凡て火に勝る物は火の中を通すべし。然せば潔くならん然ながら尙また潔淨の水をもてこれを潔むべしまた凡て火に勝る者は水の中を通すべし。汝等は第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後營にゐるべし。

その時エホバ、モーセに告て言たまはく、汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取獲たる人と畜の總數をしらべ、その獲物を二分に分てその一を戦争にいでて戦ひし者に予へその一を全會衆に予へよ。

して戦ひに出し軍人をして人または牛または驢馬または羊おのおの五百ごとに一をとりてエホバに貢として奉つらしめよ 即ち彼らの一半より之をとりエホバの奉祭として祭司エレアザルに與へよ またイスラエルの子孫の一半よりはその獲たる人または牛または驢馬または羊または種々の獸畜五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守を守るところのレビ人にこれを與へよ モーセと祭司エレアザルすなはちエホバのモーセに命じたまへることと爲り

その掠取物すなはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 牛七萬二千 驢馬六萬一千 人三萬二千是みな未だ男と寝て男しれる事あらざる女なり その一半すなはち戰爭にいでし者の分は羊十三萬七千五百 エホバに貢として奉つれる羊は六百七十五 牛三萬六千その中よりエホバに貢とせし者は七十二 驢馬三萬五百その中よりエホバに貢とせし者は六十一 人一萬六千その中よりエホバに貢とせし者は三十二人 モーセその貢すなはちエホバの奉祭なる者を祭司エレアザルに與へたりエホバのモーセに命じたまへる如し

モーセが戰爭に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に予へし一半 すなはち會衆に屬する一半は羊三十三萬七千五百 牛三萬六千 驢馬三萬五百 人一萬六千 すなはちイスラエルの子孫のその一半よりモーセ人と畜ともに各箇五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたり エホバのモーセに命じたまへることと

時に其軍勢の帥士たりし者等すなはち千人の長百人の長等モーセにきたり モーセに言けるは僕等我らの手に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし 是をもて我ら各人その獲たる金の飾品すなはち鍔子 劍 指環 耳環 頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにエホバの前に贖罪をなさんとすよ モーセと祭司エレアザルすなはち彼らよりその金を受たり是みな製り成る飾品なりき

千人の長と百人の長たちがエホバに獻けて奉祭となせしその金は都合一萬六千七百五十シケル 軍人は各箇その掠取物をもて自分の有となせり モーセと祭司エレアザルは千人の長と百人の長等よりその金を受けて集會の幕屋に携へりエホバの前におきてイスラエルの子孫の記念とならしむ

第三章

ルベンの子孫とガドの子孫は甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤゼルの地とギレアデの地を觀るにその處は家畜に適き所なりければ ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレアザルと會衆の牧伯等に言けるは アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン 即ちエホバがイスラエルの會衆の前に撃ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり また曰ふ然ば我らもし汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて産業となさしめ我らをしてヨルダンを濟ること無らしめよと斯いへり

モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戦ひに往に汝らは此に坐しをらんとするや 汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや 汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり 即ち彼らエシコルの谷に至りて其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きて之をしてエホバの賜ひし地に往ことを得ざらしめたり 其の時エホバ怒を發し誓ひて言たまひけらく エジプトより出きたれる人々の二十歳以上なる者は一人も我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひたる地を見ざるべし其はかれら我に全くは從はざればなり 第ケナズ人エフソネの子カレブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人はエホバに全く從ひたればなり エホバかくイスラエルにむかひて怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよはしめたまひければエホバの前に惡をなし、その代の人みな終に亡ぶるに至れり 抑汝らはその父に代りて起れる者即ち罪人の種にしてエホバのイスラエルにむかひて懐たまふ烈しき怒を更に増んとするなり 汝ら若反きてエホバに從はずばエホバまたこの民を曠野に遣おきたま

一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二

はん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし。エホバの御心は汝等の如く。汝等は汝等の民を滅ぼすにいたるべし。彼らモーセの側に進みよりて言けるは我らは此に我らの群のために羊の圍を建我らの少者のために邑を建んとす。然ど我らはイスラエルの子孫をその處に導きゆくまでは身をよるひて之が前に進まん第われらの少者はこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず。我らはイスラエルの子孫が皆おのおのその産業を獲までは我らの家に歸らじ。我らはヨルダンの彼旁において彼らと借に産業を獲ことを爲し我らはヨルダンの此旁すなはち東の方に産業を獲ればなり。モーセかれらに言けるは汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよるひてエホバの前に往て戦ひ。汝ら皆身をよるひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエホバのその敵を己の前より逐はらひたまひて。この國のエホバに服ふにおよびて後汝ら歸ばエホバの前にもイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし。然せばこの地はエホバの前において汝らの産業とならん。然ど汝らもし然せずば是エホバにむかひて罪を犯すなれば必ずその罪汝らの身に およぶと知べし。汝らその少者のために邑を建てその羊のために圍を建上而して汝らの口より出せるところを爲せ。ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへて言けるはわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし。我ら少者と妻と羊と諸の家畜は此にギレアデの邑々に居べし。然ど僕等はおのおの競争のために身をよるひてわが主の言たまふ如くエホバの前に涉りゆきて戦ふべし。是においてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとヌンの子ヨシユアとイスラエルの支派の族長等に命ずる事ありき。すなはちモーセかれらに言けるはガドの子孫とルベンの子孫もし汝らとともにヨルダンを濟りゆき各箇身をよるひてエホバの前に戦ひてこの地汝らに服ふにいたらば汝らギレアデの地をかれらに與へて産業となさしむべし。然ど彼らもし汝らとともに身をよるひて濟りゆかすば彼らはカナンの地に於て汝らの中に産業を獲ざる可らず。ガドの子孫とルベンの子孫こたへて言ふエホバが僕等に言たまふごとく我ら爲べし。我らは

一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二

身をよるひてエホバの前にカナンの地に濟りゆきヨルダンの此旁なる我らの産業を保つことを爲べし。是においてモーセはアモリ人の王シホンの國とバシヤンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫とヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國およびその境の内の邑々とその邑々の周圍の地とを之に與ふ。ガドの子孫はデボン、アタロテ、アロエル、アテロテシヨバン、ヤゼル、ヨグベハ、ベテニムラ、ベテハラシなどの堅固なる邑を建て羊のために圍を建たり。またルベンの子孫はヘシボン、エレアレ、キリヤタイム、ネボ、バアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシブマの邑を建たりその建たる邑々には新しき名をつけたり。またマナセの子マキルの子孫はギレアデに至りてこれを取り其處にをりしアモリ人を逐はらひければ。モーセ、ギレアデをマナセの子マキルに與へて其處に住しむ。またマナセの子ヤイルは往てその村々を取りこれをハオチヤイル（ヤイル村）と名けたり。またノバは往てケナナとその村々を取り自己の名にしたがひて之をノバと名けたり。

第三章 イスラエルの子孫がモーセとアロンに導かれ其軍旅にしたがひてエジプトの國より出きたりて經たる旅路は左のごとし。モーセ、エホバの命に依りその旅路にしたがひてこれが發程を記せり。その發程によればその旅路は左のごとくなり。彼らは正月の十五日にラメセスより出立り即ち曠越の翌日にイスラエルの子孫は一切のエジプト人の目の前にて高らかなる手によりて出たり。時にエジプト人はエホバに撃ころされし其長子を葬りて居りエホバはまた彼らの神々にも罰をかうむらせたまへり。

イスラエルの子孫ラメセスより出立てスコテに營を張り。スコテより出立て曠野の極端なるエタムに營を張り。エタムより出立てバアルゼボンの前なるビハヒロテに轉りゆきてミグドルに營を張り。ビハヒロテの前より出立ち海の中を過りて曠野にいりエタムの曠野に三日路ほど入てメラに營を張り。メラより出立てエリムに至れりエリムには泉十二椀七十本あり乃ち此に營を張り。かくてエリムより出たちて紅海の邊に營を

張り 紅海より出たちてシンの曠野に營を張り シンの曠野より出たちてドフカに營を張り ドフカより出たちてアルシに營を張り アルシより出たちてレビデムに營を張り此には民の飲む水あらずき かくてレビデムより出たちてシナイの曠野に營を張り シナイの曠野より出たちてキプロタハツタワに營を張り キプロタハツタワより出たちてハゼロテに營を張り ハゼロテより出たちてリテマに營を張り リテマより出たちてリンモンバレッツに營を張り リンモンバレッツより出たちてリブナに營を張り リブナより出たちてリツサに營を張り リツサより出たちてケヘラタに營を張り ケヘラタより出たちてシヤベル山に營を張り シヤベル山より出たちてハラダに營を張り ハラダより出たちてマケロテに營を張り マケロテより出たちてタハテに營を張り タハテより出たちてテラに營を張り テラより出たちてミテカに營を張り ミテカより出たちてハシモナに營を張り ハシモナより出たちてモセラに營を張り モセラより出たちてベネヤカンに營を張り ベネヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り ホルハギデガデより出たちてヨテバタに營を張り ヨテバタより出たちてアプロナに營を張り アプロナより出たちてエジオンゲベルに營を張り エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り カデシより出たちてエドムの國の界なるホル山に營を張り

イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンはエホバの命によりてホル山に登りて其處に死り アロンはホル山に死たる時は百二十三歳なりき

カナンの地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞き

かくてホル山より出たちてザルモナに營を張り ザルモナより出立てブノンに營を張り ブノンより出たちてオボテに營を張り オボテより出たちてモアブの界なるイエアバリムに營を張り イエムより出たちてデボンガドに營を張り デボンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り アルモンデブラタ

イムより出たちてネボの前なるアバリムの山々を營を張り アバリムの山々より出たちてエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテエシモナよりアベルシツテムにいたる

エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告げたまはく イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時は その地に住る民をことごとく汝らの前より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀ちつくすべし 汝らその地の民を逐はらひて其處に住べし其は我その地を汝らの産業として汝らに與へたればなり 汝らの族にしがひ圖をもてその地を分ちて産業となし人多きには多くの産業を與へ人少きには少しの産業を與ふべし各人の分はその圖にあたる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし 然ど汝らもしその地に住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくところの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む國において汝らを惱さん 且また我は彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三章

エホバ、モーセに告げたまはく イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にいる時に汝らに歸して産業となる地は是なり即ち是カナンの地その境に領へる者 汝らの南の方はエドムに接するチンの曠野より起り南の界は鹽海の極端より東の方の境にいたるべし また汝らの界は南より繞りてアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし

その界はまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし

西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす

汝らの北の界は是のごとし即ち大海よりホル山までを畫り ホル山よりハマテの入口までを畫りその界をしてゼダテまで亘らしむべし またその界はジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の

二〇 汝らの東の界はハザルエノンよりシバムまでを畫るべし 二一 またその界はアインの東の方においてシバムよりリブラに下りゆくべし 斯その界は下りてキンネレテの海の東の傍に抵り 二二 その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし 汝らの國はその周圍の界に依ば是のごとくなるべし

二三 モーセ、イスラエルの子孫に命じて言けるは是すなはち汝らが闘をもて獲べき地なり エホバこれを九の支派と半支派とに與へよと命じたまふ 二四 そのルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派はともにその宗族にしたがひてその産業を受けまたマナセの半支派もその産業を受たればなり 二五 この二の支派と半支派とはエリコに對するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその産業を受たり

二六 エホバまたモーセに告て言たまはく 二七 汝らに地を分つ人々の名は是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子ヨシユア 二八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づつを簡びて地を分つことを爲しむべし 二九 その人々の名は是のごとしユダの支派にてはエフソンの子カレブ 三〇 シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル 三一 ベニヤミンの支派にてはキスロンの子エリダデ 三二 ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブツキ 三三 ヨセフの子孫すなはちマナセの子孫の支派の牧伯はエボデの子ハニエル 三四 エフライムの子孫の支派の牧伯はシフタンの子ケムエル 三五 ゼブルンの子孫の支派の牧伯はバルナクの子エリザバン 三六 イッサカルの子孫の支派の牧伯はアザンの子バルテエル 三七 アセルの子孫の支派の牧伯はシロミの子アヒウデ 三八 ナフタリの子孫の支派の牧伯はアミホデの子バダヘル 三九 カナンの方においてイスラエルの子孫に産業を分つことをエホバの命じたまへる人は是のごとし

四〇 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告て言たまはく 四一 スラエルの子孫に命じてその獲たる産業の中よりレビ人に住べき邑々を與へしめよ 汝らまたその邑々の周圍に郊地をつけてレビ人に與ふべし 四二 その邑々は彼らの住べき所その郊地は彼らの家畜貨財および諸の

第三章

四三 獸をおくところたるべし 四四 汝らがレビ人に與ふる邑々の郊地は邑の石垣より外四周一千キユピトなるべし 四五 すなはち邑の外に於て東の方に二千キユピト南の方に二千キユピト西の方に二千キユピト北の方に二千キユピトを量り邑をその中にあらしむべし 彼らの邑の郊地は是のごとくなるべし 四六 汝らがレビ人に與ふる邑々は是のごとくなるべし即ち逃遁邑六を與ふべし是は人を殺せる者の其處に逃るべきための者なり此外にまた邑四十二を與ふべし 四七 汝らがレビ人に與ふる邑は都合四十八邑これを其郊地とともに與ふべし 四八 汝らイスラエルの子孫の産業の中よりレビ人に邑を與ふるには多く有る者は多く與へ少く有る者は少く與へ各人その獲たる産業にしたがひてその邑々を之に與ふべし

四九 エホバまたモーセに告て言たまはく 五〇 イスラエルの子孫に告てこれに言へ 汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入ば 五一 汝らのために邑を設けて逃遁邑と爲し誤りて人を殺せる者をして其處に逃るべからしむべし 五二 其は汝らが仇打する者を避て逃るべき邑なり是あるは人を殺せる者が未だ會衆の前にたちて審判をうけざる先に殺さるゝこと無らんとすなり 五三 汝らが予ふる邑々の中六をもて逃遁邑とすべし 五四 すなはち汝らヨルダンの此旁において三の邑を予へカナンの地において三の邑を予へて逃遁邑となすべし 五五 この六の邑はイスラエルの子孫と他國人およびその中に寄寓する者の逃遁場たるべし凡て誤りて人を殺せる者は其處に逃るゝことを得べし 五六 もし鐵の器をもて人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 五七 もし人を殺すほどの石を執て人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 五八 また人を殺すほどの木の器をとりて人を撃て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 五九 仇を打つ者その故殺人を殺すことを得すなはち之に遺ふところにて之を殺すことを得るなり 六〇 もしまた怨恨のために人を推しまたは意ありて人に物を投うちて死しめ 六一 または敵の心を挟さみ手をもて人を撃て死しめなばその人を撃たる者は必ず殺さるべし是故殺なればなり仇を打つ者これに遺ふところにて之を殺すことを得べし

然どもし敵の心なくして思はず人を推したるは意なくして人に物を擲ち または人あるを見ずして人を殺すほどの石を之に投つけて死しむること有んにその人これが敵にもあらずまた之を害せんとせしにもあざる時は 會衆この律法によりてその人を殺せる者と仇打する者とに審判を言わたすべし 即ち會衆はその人を殺せる者を仇打する者の手より救ひ出してこれをその逃れゆきたる逃遁邑に還すべしその者は聖膏を灌れたる祭司の長の死るまで其處に居べし 然ど人を殺しし者その逃れし逃遁邑の境を出でたらんに 仇打する者その逃遁邑の境の外にてこれに遭ふことありて仇打する者すなはちその人を殺しし者を殺すことあるとも血をなせる罪あらじ 其は彼は祭司の長の死るまでその逃遁邑に居べき者なればなり祭司の長の死たる後はその人を殺せし者おのれの産業の地にかへることを得べし

汝ら代々その住所において之を審判の法度とすべし 凡て人を殺せる者すなはち故殺人は證人の口にしがひて殺さるべし然ど只一人の證人の言にしたがひて人を殺すことを爲べからず 汝ら死に當る故殺人の生命を贖はしむべからず必ずこれを殺すべし また逃遁邑に逃れたる者の贖を容て祭司の死ざる前にこれを自己の地に歸り住しむる勿れ 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は之を流せる者の血をもてするに非れば贖ふことを得ざるなり 汝らその住ところの地すなはち我が居ところの地を汚すなかれ其は我エホバ、イスラエルの子孫の中に居ばなり

第三章

ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりモーセ地を圍によりて與ふることをエホバが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロベハデの産業をその女子等に與ふべしとエホバに命ぜられたまふ 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの産業はわれらの父祖の産業の中より除去れて その適る支派の産業に加はるべし 斯是は我らの産業の分の中より除去

れん 而して彼らの産業はイスラエルの子孫のヨベルに至りてその適る支派の産業に加はるべし 斯かれらの産業は我らの父祖の支派の産業の中より除去れん

モーセ、エホバの言にしたがひてイスラエルの子孫に命じて言ふヨセフの子等の支派の言ところは善し ゼロベハデの女子等の事につきてエホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家のみ嫁ぐべし 然せばイスラエルの子孫の産業この支派よりの支派に移ることあらじイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の産業に止まるべきなり イスラエルの子孫の支派の中凡そ産業を有る女は皆おのれの父の支派の家へ嫁ぐべし 然せばイスラエルの子孫おのおのその父祖の産業を保つことを得ん 産業をしてこの支派よりの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の者は皆おのの自己の産業にとどまるべし

是においてゼロベハデの女子等はエホバのモーセに命じたまへる如くせり 即ちゼロベハデの女子等マアラ、テルザ、ホグラ、ミルカおよびノアはその父の兄弟の子等に嫁けり 彼らはヨセフの子マナセの子等の家に嫁きたればその産業はその父の族の支派に止まれり

是等はエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバがモーセによりてイスラエルの子孫に命じたまひし命令と律法なり

民數紀略をばり

第一章

一 是はモーセがヨルダンの此方の曠野紅海に對する平野に在てバラン、トベル、ラバン、ハゼロテ、
二 デザハブの間に於てイスラエルの一切の人に告たる言語なり
三 シバルネアに至るには十一日路あり 第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセはイスラエルの子孫に
四 ひかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり 是はモーセがヘシボンに住るアモリ人
五 の王シホン及びエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後なりき 即ちモーセ、ヨルダンの
六 此方なるモアブの地においてこの律法を解明することを爲し始めたり曰く 我らの神エホバ、ホレブにて我らに
七 告て言たまへり汝らはこの山に居こと日すでに久し 汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れ
八 る處々に往き平野 山地 窪地 南の地 海邊 カナン人の地レバノンおよび大河エフフラテ河に到れ 我この地を
九 汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らとその
十 後の子孫に與へんと言たまひし者なりと

一〇 彼時我なんぢらに語りて言り我一人にては汝らをわが任として負ことあたはず 汝らの神エホバ汝ら
一一 を衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今
一二 あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを 我一人にては争で汝
一三 らを吾任となしまた汝らの軍兵と汝らの争競に當ることを得んや 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人
一四 に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと 時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと
一五 是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人
一六 の長百人の長五十人の長十人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり 又彼時に我汝らの士師等に命

一七 じて言り汝らその兄弟の中の訴訟を聞き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り 汝ら人を
一八 視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて
一九 斷定がたき事は我に持きたれ我これを聽ん 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき
二〇 我等の神エホバの我等に命じたまひしごとく我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき
二一 曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 時に我なんぢらに言り汝らは我らの神エホバの我ら
二二 に與へたまへるアモリ人の山に至れり 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神エホバの汝
二三 に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと 汝らみな我に近りて言り我等人を我らの先
二四 に遣してその地を伺察しめ彼らをして返りて何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと 此
二五 の言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき 彼等前みゆきて
二六 山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ 其の地の果物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り
二七 我等の神エホバの我等に與へたまへる地は善地なりと

二八 然るに汝等は上り往て往て往て好まずして汝らの神エホバの命令に背けり 汝等は汝らその天幕にて啖き
二九 て言りエホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとてエジプトの國より我らを導き出せり
三〇 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大きにしてその石垣
三一 は天に達する我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと 時に我なんぢらに言り怖る
三二 勿れ懼るゝなかれ 汝らに先ち行たまふ汝らの神エホバ、エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて踏の
三三 事をなしたまひし如く今また汝らのために戦ひたまはん 曠野においては汝らまた汝の神エホバが人のその子を
三四 抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと 此の言を
三五 なせども汝らはなほその神エホバを信ぜざりき 汝らは途にありては汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處を

尋ね夜は火の中にあり 雲の中にありて 汝らの行べき途を示したまへる者なり

エホバ 汝らの言語の聲を聞いて怒り誓て言たまひけらく この悪き代の人々の中には我が汝らの先祖等に

與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし 只エフソネの子カレブのみ之を見ることを得ん彼が踐た

りし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくエホバに従ひたればなり エホバまた汝らの故を

もて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入つことを得ず 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に

力をつけよ彼イスラエルをして之を護しむべし また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日

になほ善惡を辨へざりし汝らの幼児等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 汝らは身を

めぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと

然るに汝ら對て我にいへり我等はエホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神エホバの凡て我らに命じた

まへるがごとく我ら上りゆきて戦はんと汝らおのおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 時にエホバ

われに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戦ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐

らくはその敵に打敗られんと われかく汝らに告ぐるに汝ら聽すしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたり

しが その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打

散りてホルマにおよべり 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を

聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居た

る日數のごとし

第二章

斯て我らは身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進み入りて日久しくセイル山を行めぐりたりしが エホバつひに我に告て言たまはく 汝等はこの山を行めぐること

既に久し今よりは北に轉りて進め 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の

境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跡に踐ばど

をも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて産業となさしめたればなり 汝ら金をもて彼らより食糧

を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 汝の神エホバ 汝が手に作ところの諸の事において汝を

めぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに在したれば

汝は乏しき所あらざりしなり 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの曠を

通りエラテとエジオンゲベルを経て

轉りてモアブの曠野の路に進みいれり 時にエホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれ

また之を攻て戦ふなかれ彼らの地をば我なんぢらの産業に與へじ其は我ロトの子孫にアルをあたへて産業となさ

しめたればなりと (昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナタ人のごとくに身長高かり アナタ人

とおなじくレバイムと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり ホリ人もまた昔セイルに住をりし

がエサウの子孫これを逐滅し之にはかりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりしその産業の地になせるが如

し) 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を涉れとありければ我らすなはちゼレデ川を涉れり カデシバルネア

を出てよりゼレデ川を涉るまでの間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバ

のかれらに誓ひたまひし如し 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡は

てたり

かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて エホバ我に告て言たまひけらく 汝は今日モア

ブの境なるアルを通らんとす 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫

の地は我これを汝らの産業に與へじ其は我これをロトの子孫にあたへて産業となさしめたればなり (是もま

たレバイムの國とよびなされたり昔レバイムこゝに住むたればなりアンモン人はかれらをザムズミ人とよべり

二 この民は大にして數多くアナタ人のごとくに身長たかりしがエホバ、アンモン人の前に之を滅ぼしたまひ
 三 だればアンモン人を逐はらひて之にかはりて住り 四 その事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅
 五 ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住るなり 六 カフトルより出たるカ
 七 フトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかはりて其處に居る 八 汝ら起
 九 ちて進みてアルノン河を渉れ我へシホンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を
 一〇 攻て戰へ 一一 今日我一天下の國人に汝を畏れ汝を懼れしめん彼らは汝の名譽を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと
 一二 茲に我ケデモテの曠野よりヘシホンの王シホンに使者をおくり和好の言を述べたり云く 一三 我に汝の國
 一四 を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 一五 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を
 一六 我にあたへて飲せよ我はたゞ徒歩にて通らんのみ 一七 セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我に
 一八 なしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地にいたらんと 一九 然るにヘシボ
 二〇 ンの王シホンは我らの通ることを容さざりき是は汝の神エホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を
 二一 剛愎にしたまひたればなり今日見るが如し 二二 時にエホバ我に言たまひけるは視よ我いまシホンとこれが地を汝
 二三 に與へんとす進んでその地を獲て汝の産業とせよと 二四 茲にシホンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハヅに
 二五 來り 二六 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等と一切の民を擊殺せ
 二七 り 二八 その時に我は 二九 邑々を盡く取りて一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 三〇 只そ
 三一 の家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり 三二 アルノンの河邊のアロエルおよび河
 三三 の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とては一もあらざりき我らの神エホバこれを盡くわれ
 三四 らに付したまへり 三五 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を
 三六 禁じたまへる處には汝いたらざりき

第三章

一 斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路に上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率
 二 ゐ出てエデレイに戰はんとせり 三 時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとそ
 四 の一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと
 五 我らの神エホバすなはちバシヤンの王オグと一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を擊ころして
 六 一人をも遺さざりき 七 その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑は六十
 八 是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり 九 この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて
 一〇 堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき 一一 我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその
 一二 一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり 一三 惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲て
 一四 われらの物となせり 一五 その時我らヨルダンの此旁の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手
 一六 より取り 一七 (ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ) 一八 すなはち平野の一切
 一九 の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り 二〇 彼
 二一 レバイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫の
 二二 ラバにあるに非ずや人の時によれば是はその長九キュピトその寛四キュピトあり 二三
 二四 その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中の
 二五 邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり 二六 またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地と
 二七 は我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレバイムの國と稱へらる 二八 マ
 二九 ナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてバシヤ
 三〇 ンをハオテヤイルと名けたりその名今日にいたる 三一 またマキルには我ギレアデを與へ 三二 ルベン人とガド人に
 三三 はギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモンの子孫の地の界なるヤボク河に

まで至り 二一 またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアフバの海すなはち鹽海まで之にあたへて東の方ビスガの麓にいたる

一八 その時我なんぢらに命じて言ひ汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業となさしめたまへば汝ら軍人は身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先だちて涉りゆくべし 一九 但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有を知らず 二〇 エホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟にも安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神エホバにたまはるところの地を獲て産業となすに至らば汝らのおの我なんぢらに與へし産業に歸るべし 二一 かの時に我ヨシユアに命じて言ひ汝はこの二人の王に汝らの神エホバのおこなひたまふ所の事を目に視たりエホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはんと

二二 汝これを懼るゝ勿れ汝らの神エホバ汝らのために戦ひたまはんと 二三 當時われエホバに求めて言ひ 主エホバよ汝は汝の大なる事と汝の強き手を僕に見すことを始めたまへり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや 二四 願くは我をして涉りゆかしめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見んことを得させたまへと 二五 然るにエホバなんぢらの彼をもて我を怒り我に聽くことを爲たまはずエホバすなはち我に言たまひけるは既に足りこの事を重て我に言なかれ 二六 汝ビスガの嶺にのぼり目を擧て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを得ざるべければなり 二七 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見るところの地を獲さする者は彼なればなりと 二八 かくて我らはベテベオルに對する谷に居る

第四章

一 今イスラエルよ我が汝らに教ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし 二 我が汝らに命ずる言は汝らこれを増しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし 三 汝らはエホバがバアル

ベオルの事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルベオルに従ひたる人々は汝の神エホバのごとく之を汝らの中間より滅し去たまひしが 四 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等のみな今日までも生ながらへ居るなり 五 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに教へ汝らをしてその往て獲ところの地において之を行はしめんとせり 六 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと 七 われらの神エホバは我らがこれに頼もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く在すぞ 八 また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立ること一切の律法の如き正しき法度と律法とを有るぞ

九 汝深く自ら慎み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に觀たる事を忘れん恐くは汝らの生存らるる日の中に其等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子孫に教へよ 一〇 汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽しめ之をしてその世に存らるる日の間我を畏るゝことを學ばせまたその子女を教ふることを爲しめんとすと 一一 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて燒てその餘は中天に沖り暗くして雲あり黒雲深かりき 一二 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞る而已にて聲の外は何の像をも見ざりし 一三 エホバすなはち其契約を汝らに述て汝らに之を守れと命じたまへり是すなはち十誡にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ 一四 かの時にエホバ我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき 一五 ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然ば汝ら深く自ら慎み 一六 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ即ち地の上ををる 諸の獸の像空に飛ぶ 諸の鳥の像 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る

一 諸の魚の像など凡て造る勿れ 汝目をあけて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之
 二 に事ふる勿れ是は汝の神エホバが天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり 三 エホバ汝らを取り汝らを鐵の爐
 四 の中すなはちエジプトより導きいでして自己の産業の民となしたまへること今日のごとし 然るにエホバなん
 五 ぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の産業に賜ひしその美地に
 六 入ことを得ずと誓ひたまへり 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟
 七 りゆきて之を獲て産業となすことを得ん 汝ら自ら慎み汝らの神エホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝の
 八 神エホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ 汝の神エホバは燬盡す火賊妬神なり
 九 汝ら子を擧げ孫を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み汝の神エ
 一〇 ホバの惡と觀たまふ事をなしてその震怒を惹おこすことあらば 我今日天と地を呼て證となす汝らにはかならず
 一一 そのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡せん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必す滅びう
 一二 せん エホバなんぢらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數
 一三 寡なからん 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも喫こともなき木や石の神々に事へん
 一四 但しまた其處にて汝その神エホバを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん
 一五 後の日にいたりて汝艱難にあひて此もろもろの事の汝に臨まん時に汝もしその神エホバにたち歸りてその言
 一六 にしたがはば 汝の神エホバは慈悲ある神なれば汝を棄す汝を滅さすまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れ
 一七 たまはざるべし
 一八 試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯の
 一九 ごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞ること
 二〇 くに聞て尙生る者ありしや 汝らの神エホバがエジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの爲に諸の事を爲たま

一 ひし如く曾て試探と徴證と奇蹟と戰爭と強き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領い
 二 ださんとせし神ありしや 汝にこの事を示しはエホバはすなはち神にしてその外には有ることなしと汝に知し
 三 めんがためなりき 汝を教へんためにエホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示した
 四 まへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞り 五 エホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び
 六 大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ 汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はら
 七 ひ汝をその地に導きいりて之を汝の産業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり 然ば汝今日知て心に
 八 思念べし上は天下は地においてエホバは神にいましその外には神有ること無し 今日わが汝に命するエホバの
 九 法度と命令を守るべし然せば汝と汝の子孫を汝の神エホバの汝にたまふ地において汝その日を永う
 一〇 することを得て驕なからん
 一一 斯てモーセ、ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者
 一二 をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし 即ち一は曠野の内の
 一三 平野にあるベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一はバシヤンのゴラン是
 一四 はマナセ人のためなり
 一五 モーセがイスラエルの子孫の前に示しし律法は是なり イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モー
 一六 セこの誠命と法度と律法を之に述たり 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地にありてテベオルに
 一七 對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後
 一八 これを擧げほほして 之が地を獲またバシヤンの王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダン
 一九 の此旁日の出る方に居り 其の獲たる地はアルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり
 二〇 ヨルダンの此旁すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達しビスガの麓におよべり

第五章

茲にモーセ、イスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に聳るところの法度と律法とを聴きこれを學びこれを守りて行へよ 我らの神エホバ、ホレブに於て我らと契約を結びたまへり 此の契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へる者と結びたまへり エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが その時我はエホバと汝らの間にたちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり

エホバすなはち言たまひけらく我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隷たる家より導き出せし者なり 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず

汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず 之を拜むべからず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよばし 我を愛しわが誠命を守る者には恩恵を施して千代にいたるなり

汝の神エホバの名を妄に口にあげべからずエホバは己の名を妄に口にあげる者を罰せではおかさるべし

安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし 六日のあひだ勞きて汝の一切の業を爲べし 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中に在る他國の人も然り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましむべし 汝詰ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隷たりしに汝の神エホバ強き手と伸べたる腕をもて其處より汝を導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり

汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神エホバの汝に賜ふ地において汝の日の長からんため汝に 祥のあらんためなり 汝殺す勿れ 汝姦淫する勿れ 汝盜むなかれ 汝その隣に對して

虚妄の證據をたつる勿れ 汝その隣人の妻を食ななれまた隣人の家 田野 僕婢 牛驢馬ならびに見て汝の隣人の所有を食ななれ

是等の言をエホバ山において火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外には言ことを爲す之を二枚の石の版に書して我に授けたまへり 時にその山は火にて燒をりしが汝ら黒霧の中よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長老等我に進みよりて 言けるは視よ我らの神エホバその榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞き我ら今日エホバ人と言ひたまふてその人の尙生るを見る 我らなんぞ死にいたるべけんや此大なる火われらを燒ほるばさんとするなり我らもし此上になほ我らの神エホバの聲を聞ば死べし 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや 請ふ汝進みゆきて我らの神エホバの言たまふところを都て聞き我らの神エホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと

エホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てエホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞き彼らの言ところは皆善し 只顧しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誠命を守りてその身もその子孫も永く福社を得にいたらん事なり 汝ゆきて彼らに言へ汝らおのおのその天幕にかへるべしと 然ど汝は此にて我 傍に立て我なんぢに諸の誠命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに教へ我が彼らに與へて産業となさしむる地において彼らにこれを行はしむべしと 然ば汝らの神エホバの汝等に命じたまふごとくに汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず 汝らの神エホバの汝らに命じたまふ一切の道に歩め然せば汝らは生ることを得かつ福社を得て汝らの産業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

是すなはち汝らの神エホバが汝らに教へよと命じたまふところの誠命と法度と律法とにして汝らがその濟りゆきて獲ところの地にて行ふべき者なり 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその

生命ながらふる日の間つねに汝の神エホバを畏れしめて我が汝らに命ずるその諸の法度と誠命とを守らしめんため又なんちの目を永からしめんための者なり 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福社を獲汝の先祖の神エホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るゝ國にて汝の數おほいに増ん

イスラエルよ聽け我らの神エホバは惟一のエホバなり 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神エホバを愛すべし 今日わが汝に命ずる是らの言は汝これをその心にあらしめ 勤て汝の子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語るべし 汝またこれを汝の手に結びて號となし汝の目の間におきて誥となし また汝の家の柱と汝の門に書記すべし

汝の神エホバその汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブにむかひて汝に與んと誓ひたりし地に汝を入しめん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ 汝が登せるに非ざる諸の佳物を登せる家を得させ汝が掘たる者にあらざる堀井を得させ汝が植えしにあらざる葡萄園と橄欖の樹とを得させたまふべし汝は食ひて飽ん 然る時は汝謹め汝を エジプトの地奴隷たる家より導き出しエホバを忘るゝ勿れ 汝の神エホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし 汝ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に従ふべからず 汝らの中にいます汝の神エホバは嫉妬神なれば 恐くは汝の神エホバ汝にむかひて怒を發し汝を地の面より滅し去たまはん

汝マツサにおいて試みしごとく汝の神エホバを試むるなかれ 汝らの神エホバの汝らに命じたまへる誠命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし 汝エホバの義と視善と視たまふ事を行ふべし然せば汝福社を獲かつエホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを産業となすことを得ん エホバまたその言たまひし如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん 後の日に至りて汝の子なんちにて問てこの汝らの神エホバが汝らに命じたまひし誠命と法度と律法とは何の

ためなるやと言ば 汝その子に告て言べし我らは昔エジプトにありてバロの奴隷たりしがエホバ強き手をもて我らをエジプトより導き出したまへり 即ちエホバわれらの目の前において大なる畏るべき徴と奇蹟をエジプトとバロとその全家とに示したまひ 我らを其處より導き出して其會て我等の先祖に誓ひし地に我らを入れて之を我らに與へたまへり 而してエホバ我らにこの諸の法度を守れと命じたまふ是われらをして我らの神エホバを畏れて常に幸ならしめんため又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき 我らもしその命ぜられたることく此一切の誠命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是われらの義となるべしと

第七章

汝の神エホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民へテ人ギルガシ人アモリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたまはん時 すなはち汝の神エホバかれらを汝に付して汝にこれを奪せたまはん時は汝かれらをことごとく滅すべし彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憫むべからず また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男子に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず 其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之をして他の神々に事へしむるありてエホバこれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいたるべければなり 汝らは反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打掃きそのアシラ像を砕たふし火をもてその雕像を焚べし

其は汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝の神エホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の實の民となしたまへり エホバの汝らを愛し汝らを選びたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因にあらす汝らは萬の民の中にて最も小き者なればなり 但エホバ汝らを愛するに因りまた汝らの先祖等に誓し誓を保たんとするに因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らを其奴隷たりし家よりエジプトの王バロの手より贖ひいだしたまへるなり 汝知べし汝の神エホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しその誠命を守る者には

一〇 契約を保ち恩恵をほどこして千代にいたり 一〇 また之を惡む者には觀面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふ
二 エホバは己を惡む者には緩ならず觀面にこれに報いたまふなり 二 然ば汝わが今日汝に命するところの誠命と
三 法度と律法とを守りてこれを行ふべし

四 汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行はば汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩恵をほ
五 どこしたまはん 五 即ち汝を愛し汝を恵み汝の數を増したまひその昔なんちに與へんと汝らの先祖等に誓たりし
六 地において汝の兒女をめぐみ汝の地の産物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たまふべし 六 汝は
七 恵まるゝこと萬の民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし 七 エホバまた
八 諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者に之を
九 臨ませたまふべし 九 汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み
一〇 見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の誓となればなり

一〇 汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか 一〇 汝かれらを懼るゝな
一 かれ汝の神エホバがバロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ 一 即ち汝が眼に見たる大なる試練と
二 微證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶えよ汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり是のこごとく汝の神エホ
三 バまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし 三 即ち汝の神エホバ黃蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と
四 汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん 四 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神エホバ能力ある畏るべき神汝ら
五 の中にいませばなり 五 汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつ
六 くす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん 六 汝の神エホバかれらを汝に付し大にこれを惶れ慄かしめて終にこれ
七 を滅し盡し 七 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者
八 なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん 八 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に著せたる銀あるひは金を

九 食るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て害にかゝらん是は汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也
一〇 憎むべき物を汝の家に掲へるべからず恐くは汝も其こごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌
一 ぶべし是は詛ふべき者なればなり

第八章

一 我が今日なんちに命するところの諸の誠命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ
二 増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを産業となすことを得ん 二 汝記念べし汝の神
三 エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試み汝の心の如何なるか汝
四 がその誠命を守るや否やを知らためなりき 四 即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知す汝の先祖等も知さるとこ
五 ろのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者
六 なりと汝に知しめんが爲なり 六 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽す汝の足は腫ざりし 六 汝また心に念
七 ふべし人のその子を懲戒ごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり 七 汝の神エホバの誠命を守りその道にあゆ
八 みてこれを畏るべし 八 汝の神エホバ汝をして美地に到らしめたまふ是は谷にも山にも水の流あり泉あり清水あ
九 る地 九 小麦 葡萄 無花果および石榴ある地油 橄欖および蜜のある地 九 汝の食ふ食物に缺るところなく
一〇 汝に何も乏しきところあらざる地なりその地の石はすなはち鐵その山よりは銅を掘とるべし 一〇 汝は食ひて飽き
一 汝の神エホバにその美地を己にたまひし事を謝すべし

二 汝わが今日なんちに命するエホバの誠命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざる
三 やう慎めよ 三 汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至り 三 また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所有みな殖
四 増にいたらん時に 四 恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隷たる家より導き
五 出し 五 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すなはち蛇火の蛇蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝
六 らのために堅き磐の中より水を出し 六 汝の先祖等の知ざるマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ

二七 汝を試みて終に福社を汝にたまはんとてなりき 二八 汝我力とわが手の働作によりて我この資財を得たりと心に
 二九 謂なかれ 一八 汝の神エホバを憶えよ其はエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふは汝の先祖等に
 三〇 誓し契約を今日の如く行はんとてなり 一九 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に従がひ之に事へこれを拜む
 こと爲ば我今日汝らに證をなす汝らはかならず滅亡ん 二〇 エホバの汝らの前に滅ぼしたまひし國々の民のこと
 汝らも滅亡べし是なんぢらの神エホバの聲に汝らしたがはざればなり

第九章

一 イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々に入てこれを取んとす
 二 その邑々は大にして石垣は天に達り 三 その民は汝が知ところのアナクの子孫にして大かつ身長
 四 たかし汝また人の言るを聞き云く誰かアナクの子孫の前に立つことを得んと 五 汝今日知る汝の神エホバは燬つくす
 六 火にましまして汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんエホバの汝に言
 七 たまひし如く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし 八 汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん
 九 後に汝心に言なかれ云く我の義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりとそはこの國々
 十 の民の惡きがためにエホバ之を汝の前より逐はらひたまふなり 十一 汝の往てその地を獲は汝の義きによるにあらす
 十二 又なんぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバ
 十三 の斯したまふはまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり

十四 汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の強き民なればな
 十五 り 十六 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる
 十七 日まで常にエホバに侍れり 十八 ホレブにおいて汝らエホバを怒せられたればエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとし
 十九 たまへり 二十 かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日
 四十夜山に居りパンも食す水も飲ざりき 二一 エホバ我に神の指をもて書ししたる文字ある石の板二枚を授け

二二 たまへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す 二三 すなはち
 二四 四十日四十夜過し時エホバ我にその契約を載る板なる石の板二枚を授け 二五 而してエホバ我に言たまひけるは汝
 二六 起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出しし民は惡き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命ぜし
 二七 道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと 二八 エホバまた我に言たまひけるは我この民を觀たり視よ是は項の強
 二九 き民なり 三〇 我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしその名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも強くまた大なる
 三一 民とならしむべし 三二 是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて燒るる又その契約の板二枚はわが兩
 三三 の手にあり 三四 斯て我觀しに汝らはその神エホバにむかひて罪を犯し自己のために轎を鑄造りて早くもエホバの
 三五 汝らに命じたまひし道を離れたりしかば 三六 我その二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前に
 三七 これを碎けり 三八 而して我は前のごとく四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食す水も飲ざりき是は汝らエ
 三九 ホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなり 四〇 エホバ忿怒を發し憤恨をおこし汝らを
 四一 怒りて滅ぼさんとしたまひしかば我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへり 四二 エホバまた痛くアロンを
 四三 怒りてこれを滅ぼさんとしたまひしかば我その時またアロンのために祈れり 四四 斯て我なんぢらが作りて罪を
 四五 犯し、轎を取り火をもて之を燒きこれを擲きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの
 四六 溪流に投棄たり

四七 汝らはタベラ、マツサおよびキプロタハツタワにおいてもまたエホバを怒らせたり 四八 またエホバ、カデ
 四九 シバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て産業とせよ
 五〇 と然るに汝らはその神エホバの命に侍り之を信ぜずまたその言を聽ざりき 五一 我が汝らを識し日より以來汝らは
 五二 常にエホバに侍りしなり 五三 かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し

エホバに祈りて言けるは主エホバよ 汝その大なる權能をもて囓ひ 強き手をもてエジプトより導き出し、汝の民汝の産業を滅したまふ勿れ 汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ 此民の剛愎と惡と罪とを鑑みたまふ勿れ 恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバその約せし地にかれらを導きいること能はざるに因りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと 抑かれらは汝の民汝の産業にして汝が強き能力をもて腕を伸て導き出したまひし者なり

第一〇章

かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに祈て作りまた木の匱一箇を作りて山に登り來れ 汝が確きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん 汝これをその匱に藏むべし 我すなはち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに祈て作りその板二枚を手に執りて山に登りしかば エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誡を前に書したることくその板に書し前してエホバこれを我に授けたまへり 是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱に藏めたり今なほその中にありエホバの我に命じたまへる如し 斯てイスラエルの子孫はヤカン人の井より出たちてモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり 又其處より出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテベにいたりこの地には水の流多かりき かの時エホバ、レビの支派を區分てエホバの契約の匱を昇しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝すること爲せたまへり其事今日にいたる 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた産業なし惟エホバその産業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如し 我は前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にもまた我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまはざりき 斯てエホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先だちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ

イスラエルよ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神エホバを畏れその一切

の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へ 又我が今日汝らに命ずるエホバの誠命と法度とを守りて身に福社を得るの事のみ 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神エホバに屬す 然るにエホバたゞ汝の先祖等を悦びて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ 汝の神エホバは神の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視すまた賄賂を受す 孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり 汝の神エホバを畏れ之に事へこれに附従がひその名を指て誓ふことをすべし 彼は汝の觀べき者また汝の神にして汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

第十一章

然ば汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誠命とを守るべし 汝らの子女は知すまた見ざれば我これに言す惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事とその強き手とその伸たる腕とを知り またそのエジプトの中においてエジプト王バロとその全國にむかひておこなひたまひし徴證と行爲とを知り またエホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事はなはち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なからしめし事を知り また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り またそのルベンの子孫なるエリアブの子等ダタンとアピラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を辟きて彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくし、事を知なり 即ち汝らはエホバの行ひたまひし此蹟の大なる作爲を目に觀たり

然ば汝ら我今日汝らに命ずる誠命を盡く守るべし然せば汝らは強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地に

いりて之を獲ことを得ん またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん 汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出来りしエジプトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑けりその狀蔬菜園におけるが如し 然ど汝らが清りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり 其の地は汝の神エホバの顧みたまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの目常にその上に在り

汝らもし我今日なんぢらに命する吾命令を善守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へなば 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に降し汝らをしてその穀物を收入しめ且酒と油を獲せしめ また汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて飽ん 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へこれ拜む勿れ 恐くはエホバ汝らに打ちかひて怒を發して天を閉たまひ雨よらず地物を生ぜずなりて汝らそのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん

汝らは是等の我言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徴となし汝らの目の間におきて語となし 之をなんぢらの子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語り また汝の家々の柱となんぢの門に之を書記べし 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日および汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くならん 汝らもし我が汝らに命する此一切の賦命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附従がはゞ エホバこの國々の民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし 凡そ汝らが足の跡にて踏む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 汝らの前に立ことを得る人あらし汝らの神エホバ汝らが踏むるところの地の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其昔て汝らに言たまひし如くならん

視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 汝らもし我が今日なんぢらに命する汝らの神エホバの賦命に違はば祝福を得ん 汝らもし汝らの神エホバの賦命に違はず翻へりて我が今日なんぢらに命する道を離れ素知ざりし他の神々に從がひなば呪詛を蒙らん 汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時は汝がグリム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去ること遠らざるにあらずや 汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ことを得ん 然ば我が今日なんぢらに授くることこの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

第二章

是は汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日の間常に守り行ふべき法度と律法となり 汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち 其の壘を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火にて燒きまたその神々の雕像を研削して之が名をその處より絶去べし 但し汝らの神エホバには汝ら是のごとく爲べからず 汝らの神エホバがその名を置んとて汝らの支派の中より探びたまふ處なるエホバの住居を汝ら尋ね求めて其處にいたり 汝らの燔祭と犠牲汝らの什一と汝らの手の奉祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り 其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなり 汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず 汝らは尙いまだ汝らの神エホバの賜ふ安息と産業にいたらざるなり 然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住にいたらん時またエホバ汝らの周囲の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時は 汝らの神エホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命する物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と

犠牲と汝らの什一と汝らの手の奉祭および汝らがエホバに誓願をたて、獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたるべし。 汝らは汝らの男子、女子、僕、婢とともに汝らの神エホバの前に集むべし。 また汝らの門の内にをるレビ人も然すべし。 其は是は汝らの中間に分なく産業なき者なればなり。 汝慎め、凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻ることをする勿れ。 唯汝らの支派の一の中にエホバの選びたまはんその處に於て汝燔祭を獻げ、また我が汝に命ずる一切の事を爲べし。

彼處にては汝の神エホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食ふことを得、即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること、羚羊と牡鹿に於けるが如し。 但しその血は食ふべからず、水の如くにこれを地に灌ぐべし。 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の奉祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず。 汝の神エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前に汝これを食ふべし。 即ち汝の男子、女子、僕、婢および汝の門の内にをるレビ人とともに之を食ひ、汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神エホバの前に快樂を取べし。 汝慎め、汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ。

汝の神エホバに言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん、我肉を食はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし。 もし汝の神エホバのその名を置んとて擇びたまへる處、汝と離ること遠からば我が汝に命ぜし如く、汝そのエホバに賜はれる牛羊を宰り、汝の門の内にて凡てその心に好む者を食ふべし。 牡鹿と羚羊を食ふがごとく、汝これを食ふことを得、汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふことを得るなり。 唯堅く慎みてその血を食はざれば、これが生命なればなり。 汝その生命を肉とともに食ふべからず。 汝これを食ふ勿れ、水のごとくにこれを地に灌ぐべし。 汝血を食はざれば、汝もし斯エホバの善と觀たまふ事を爲ば、汝の身と汝の後の子孫とに福社あらん。 唯汝の獻けたる聖物と誓願の物とはこれをエホバの選び

たまふ處に携へゆくべし。 汝燔祭を獻る時はその肉と血を汝の神エホバの壇に供ふべく、また犠牲を獻る時はその血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎ、その肉を食ふべし。 わが汝に命ずる是等の言を汝聽て守れ、汝かく汝の神エホバの善と觀たまふ事を爲ば、汝と汝の後の子孫に永く福社あらん。

汝の神エホバが往て遷はらはんとする國々の民を汝の前より絶去、たまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時は、汝みづから慎め、彼らが汝の前より亡びたる後、汝かれらに倣ひて昏にかゝる勿れ。 また彼らの神を尋求め、この國々の民は如何なる様にてその神々に事へたるか、我もその如くにせんと、言ことなかれ。 汝の神エホバに向ひては、汝然す可らず、彼らはエホバの忌かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲し、その男子、女子をさへ火にて焚てその神々に獻けたり。

我が汝らに命ずるこの一切の言をなんぢら守りて行ふべし。 汝これを増なかれ、また之を減すなかれ。

第三章 汝らの中に預言者あるひは、夢者興りて、微證と奇蹟を汝に見し。 汝に告て我らは今より汝と我が

言ごとく成とも。 汝その預言者または夢者の言に聽したが、勿れ其は汝等の神エホバ、汝らが心を盡し、精神を盡して汝らの神エホバを愛するや否やを知んとて、斯なんぢらを試みたまふなればなり。 汝らは汝らの神エホバに従ひて歩み、之を畏れ、その誠命を守り、その言に遵ひ、之に事へこれに附従ふべし。 その預言者または夢者をば殺すべし。 是は彼、汝らをして、汝らをエジプトの國より導き出し、奴隷の家より囁ひ取たる汝らの神エホバに背かせんとし、汝の神エホバの汝に歩めと命ぜし道より、汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり。 汝斯して

汝の中より惡を除き去べし。 汝の母の生る汝の兄弟、または汝の男子、女子、または汝の懷の妻、または汝と身命を共にする汝の友、若し汝を誘ひて言あらん、汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん。 即ち汝の周圍にある國々の神の或は汝に

三年の末に到る毎にその年の産物の十分の一を盡く持出してこれを汝の門の内に儲蓄ふべし 然る時は汝の中間に分なく産業なきレビ人および汝の門の内をる他國の人と孤子と寡婦など來りてこれを食ひて飽ん 斯せば汝の神エホバ汝が手をもて爲ところの諸の事において汝に福祉を賜ふべし

第五章

七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし 一 その放釋の例は是のごとし凡てその鄰に貸ことを爲しその債主は之を放釋べしその鄰またはその兄弟にこれを督促べからず是はエホバの放釋と稱へらるればなり 二 異國の人には汝これを督促ことを得されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし 三 斯せば汝らの中間に貧者ならん其は汝の神エホバその汝に與へて産業となさしめたまふ地において大に汝を祝福たまふべければなり 四 只汝もし謹みて汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんちに命するこの誠命を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし 五 汝の神エホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多の國人に貸ことを得べし然ど借こと有じまた汝は衆多の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあらじ

汝の神エホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひて汝の心を剛愎にする勿れまた汝の手を閉る勿れ 六 かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あたへてこれが乏しきを補ふべし 七 汝憫め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き兄弟に目をかけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をエホバに訴へなば汝罪を獲ん 八 汝かならず之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のために汝の神エホバ汝の諸の事業と汝の手の諸の働作とに於て汝を祝福たまふべければなり 九 貧き者は何時までも國にたゆること無るべければ我汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の手を開くべし

汝の兄弟たるへブルの男またはへブルの女汝の許に賣れたらんに若六年なんちに事へたらば第七年に汝これを放ちて去しむべし 一〇 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず 一〇 汝の群と禾場と搾場の中より

欠

欠

第十七章

一 凡て疵あり悪き處ある牛羊は汝これを汝の神エホバに獻ぐべからず斯る者は汝の神エホバの忌嫌ひたまふ者なればなり

二 汝の神エホバの汝に賜ふ邑々の中に汝らの中間に若し或男または女汝の神エホバの目の前に惡事を行ひてその契約に悖り 往て他の神々に事へてこれを拜み我が命ぜざる日や月や天の衆群などを拜むあらんにその事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを査べ見るにその事實にその言確にしてイスラエルの中に斯る憎むべき事行はれ居たらば 汝その惡き事を行へる男または女を汝の門に曳いだし石をもてその男または女を擊殺すべし 殺すべき者は二人の證人または三人の證人の口に依てこれを殺すべし惟一人の證人の口のみをもて之を殺すことは爲べからず 斯る者を殺すには證人まづその手を之に加へ然る後に民みなその手を加ふべし汝かく惡事を汝らの中より除くべし

三 汝の門の内に訟へ争ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相争ふ事または互に相擧たる事などにして汝に裁判かぬる者ならば汝起あがりて汝の神エホバの選びたまふ處に上り往き 祭司なるレビ人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん エホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す命令の言のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に教ふることくに慎みて爲べし 即ち彼らが汝に教ふる律法の命令に循がひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず 人もし自ら擅斷にしその汝の神エホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイスラエルの中より惡を除くべし 然せば民みな聞て畏れ重て擅斷に事をなさざらん

四 汝の神エホバの汝に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のごとくに我も王をわが上に立んと言あらば 只なんぢの神エホバの選びたまふ人を汝の上にたて、王となすべしまた汝の上に王を立るには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず 但し

王となれる者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んために民を率てエジプトに還るべからず其はエホバなんぢらに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり 一七 また妻を多くその身に有て心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず

彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置いて誦み斯してその神エホバを畏るゝことを學びこの律法の一切の言と是等の法度を守りて行ふべし 一八 然せば彼の心その兄弟の上に高ぶること無くまたその誠命を離れて右にも左にもまがること無ししてその子女とともにその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

第十八章

祭司たるレビ人およびレビの支派は都てイスラエルの中に分なく産業なし彼らはエホバの火祭の品とその産業の物を食ふべし 一 彼らはその兄弟の中間に産業を有じエホバこれが産業たるなり即ちその會て之に言たまひしが如し 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犠牲を獻ぐる者は牛にもあれ羊にもあれその肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべし 二 また汝の穀物と酒と油の初および羊の毛の初をも之にあたふべし 三 其は汝の神エホバの諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて立て奉事をなさしめたまへばなり

レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄寓たる汝の邑を出てエホバの選びたまふ處に到るあらば 四 その人はエホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおなじくその神エホバの名をもて奉事をなすことを得べし 五 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す

汝の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ 一 汝らの中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまた卜筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を使ふ者 二 法印を結ぶ者悪鬼する者巫覡の業をなす者死人に詢ことをする者あるべからず 凡て是等の事を爲す

者はエホバこれを憎たまふ 汝の神エホバが彼らを汝の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事ありしに因てなり 一 汝の神エホバの前に汝完き者たれ 二 汝が逐はらふ彼の國々の民は邪法師卜筮師などに聽ことをなせり然ど汝には汝の神エホバ然する事を許したまはず

汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のとき一箇の預言者を汝のために興したまはん汝ら之に聽ことをすべし 一 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして重てこの我神エホバの聲を聞きむる勿れまた重てこの大なる火を見さす勿れ恐くは我死んと 二 是においてエホバ我に言たまひけるは彼らの言る所は善し 三 我かれら兄弟の中より汝のとき一箇の預言者を彼らのために興し我言をその口に授けん我が彼に命する言を彼ごとく彼らに告べし 四 凡て彼が吾名をもて語るところの吾言に聽したがはざる者は我これを罰せん

但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縱肆に語りまたは他の神々の名をもて語るところを爲すならばその預言者は殺さるべし 一 汝あるひは心に謂ん我ら如何にしてその言のエホバの言たまふ者にあらざるを知んと 二 然ば若し預言者ありてエホバの名をもて語るところをなすにその言就すまた效あらざる時は是エホバの語りたまふ言にあらずしてその預言者が縱肆に語るところなり汝その預言者を畏るゝに及ばず

第十九章

邑々とその家々に住にいたる時は 一 汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中に三の邑を汝のために區別べし 二 而して汝これに道路を開きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし

人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知ずしてその鄰人を殺せる者 一 例ば人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時に

その頭の鉄柯より脱てその鄰人にあたりて之を死しめたるが如きは是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全うすべし 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追きて之を殺さん然るにその人は素より之を惡みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり 是をもて我なんちに命じて三の邑を汝のために區別べしと言ひ 汝の神エホバの先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言ひし地を盡く汝に賜ふにいたらん時 即ち汝我が今日なんちに命ずるこの一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の神エホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を増加ふべし 是汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に奪なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん

然どもし人その隣人を惡みて之を附視ひ起かより撃てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃れたる事あらば 三の邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし 汝かれを憫み視るべからず奪なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祚あらん

汝の神エホバの汝に與へて護させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めたる汝の鄰の地界を侵すべからず

何の惡にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりてまた三人の證人の口によりてその事を定むべし もし僞妄の證人起りて某の人は惡事をなせりと言たつること有れば 其の相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし 然る時士師詳細にこれを査べ視るにその證人もし僞妄の證人にしてその兄弟にむかひて虛妄の證をなしたる者なる時は 汝兄弟に彼が蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし 然せばその遣れる者等聞て畏れその後かさねて斯る惡き事を汝らの中におこなはじ 汝憫み視るごとをすべからず生命は生命 眼は眼 齒は齒 手足は足をもて償はしむべし

第二十章

汝その敵と戦はんとして出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ 其は汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんちとともに在せばなり 汝ら戰闘に臨む時は祭司進みいで民に告て 之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんちらの敵と戦はんとして進み來れり心に應ずる勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれ 其は汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために汝らの敵と戦ひて汝らを救ひたまふべければなりと 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰闘に死て他の人これに移らん 誰か果物園を作りてその果を食はざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰闘に死て他の人これを食はん 誰か女と契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰闘に死て他の人これを娶らんと 有司等なほまた民に告て言べし誰か懼れて心に應ずる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これが心のごとく挫げんと 有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし

汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穩に降ることを勸むべし 其の邑もし平穩に降らんと答へてその門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし 其もし平穩に汝に降ることを肯んぜずして汝と戦かはんとなせば汝これを攻べし 而して汝の神エホバこれを汝の手に付したまふに至らば刃をもてその中の男を盡く擊殺すべし 惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中にて汝が奪ひ獲たる物は盡く己に取べし 抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神エホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし 汝を離るゝことの遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし

但し汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふこの國々の邑々においては呼吸する者を一人も生し存べからず 即ちヘテ人アモリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人などは汝かならずこれを滅ぼし盡して汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべし 斯するは彼らがその神々にむかひて行ふところの憎むべき事を

汝らに教へて之を倣ひおこなはしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり
 汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を斫枯すべからず是は汝の食とな
 るべき者なり且その城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや 但し果を結ばざる樹と知
 る樹はこれを斫り枯し汝と戦ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二章

汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺
 せる者の誰なるかを知らざる時は 汝の長老等と士師等出きたりその人の殺されをる處よりその
 四周の邑々までを度るべし 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はず
 未だ鞭を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔こともせざる流つきせ
 ん谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし その時は祭司たるレビの子孫等其處に進み來るべし彼らは汝
 の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の
 争競は彼らに口によりて決定すべきが故なり 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷に
 て頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりし
 なり エホバよ汝が贈ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの事なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの
 中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん 汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひその事な
 き者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし

汝出て汝の敵と戦ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時 汝
 もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び取て妻となさんとせば 汝の家の中にこれを携へゆく
 べし而して彼はその髪を剃り爪を截り また俘虜の衣服を脱して汝の家に居りその父母のために一月のあひ
 だ哀哭べし然る後なんち彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし その後汝もし彼を好まずなり

なば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇
 べからざるなり

人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人とも男の子を
 生ありてその長子もし惡む婦の産る者なる時は その子等に己の所有を嗣しむる日にその惡む婦の産る長子を
 指てその愛する婦の産る子を長子となすべからず 必ずその惡む者の産る子を長子となし己の所有を分つ時に
 これには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり

人にもし放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽くことをせざる時は
 その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆に
 して背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと 然る時は邑の人みな石をもて之を擊殺
 すべし汝かく汝らの中より惡事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん

人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ふことありて汝これを木に懸て曝す時は 翌朝までその體を木の上
 に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛はるゝ者なればなり斯する
 は汝の神エホバの汝に賜ふて産業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二章

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見ずて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて
 歸すべし 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知らざる時はこれを汝の家に来ゆきて汝の
 許におき汝の兄弟の尋ねきたるに及びて之を彼に還すべし 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまたそ
 の衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見ずておくべからず
 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踏れをるを見て見ずておくべからず必ずこれを助け起すべし
 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を著べからず 凡て斯する者は 汝の神エホバこれを憎み

たまふなり

汝鳥の巢の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せば汝福社を獲かつ汝の日を永うすることを得ん

汝新しき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸すること無らんためなり

汝果物園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より産する物および汝の果物園より出る果物みな聖物とならん 汝牛と驢馬とを糶せて耕すことを爲べからず 汝毛と麻とをまじへたる衣服を着べからず 汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縁をつくべし

人もし妻を娶り之とともに寝て後これを嫌ひ 我この婦人を娶りしが之と寝たる時にその處女なるを見ざりしとて誹謗の辭柄を設けこれに悪き名を負せなば 其の女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にを

る邑の長老等にこれを差出し 而してその女の父長老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめしにこの人これを嫌ひ 誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんちの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女なりし證跡は此にありと斯いひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし 然る時は邑の長老等その人を執へてこれを鞭ち 又これに銀百シケルを罰してその女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に悪き名を負せ

たればなり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去ことを得ず 然どこの事もし眞にしてその女の處女なる證跡あらざる時は 其の女をこれが父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを撃ころすべし其は彼

その父の家に淫なる事をなしてイスラエルの中に悪をおこなひたればなり汝かく悪事を汝らの中より除くべしもし夫に適し婦と寝る男あるを見ばその婦と寝たる男と其婦とをともに殺し斯して悪事をイスラエルの中

より除くべし

處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば 汝らその二人を邑の門に曳いだし石をもてこれを撃ころすべし是の女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男はその鄰の妻を辱しめたるに因てなり汝かく悪事を汝らの中より除くべし

然ど男もし人に適の約をなし、女に野にて遇ひこれを強て犯すあらば之を犯し、男のみを殺すべし 其の女には何を爲べからず女には死にあたる罪なし人その鄰人に起むかひてこれを殺せるとその事おなじ 其は男野にてこれに遇たるが故にその人に適の約をなし、女叫びたれども拯ふ者なかりしなり

男もし未だ人に適の約をなさざる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなばこれを犯せる男その女の父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを去るべからざるなり

人その父の妻を娶るべからずその父の被を掀開べからず

外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからず

私子はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなり

アンモン人およびモアブ人はエホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもエホバの會にいるべからざるなり 是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはパンと水とをもて汝らを途に迎へサメソポタミアの

ペトル人ベオルの子ベラムを僞ひて汝を誣はせんと爲たればなり 然れども汝の神エホバ、ベラムに聽くことを爲給はずして汝の神エホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故なり 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず

汝エドム人を惡べからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりし

舊約聖書 申 命 記 第三章三節—第三章七節

一〇九 A こと有ばなり 彼等の生たる子等は三代におよばゞエホバの會に在ることを得べし

汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の悪き事を自ら謹むべし 汝らの中間にもし夜中計すも汚穢にふれて身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入て後陣營に入べし 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし 又器具の中に小鉄を備へおき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし 其は汝の神エホバ汝を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし

その主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず 其の者をして汝らの中に汝とともに居しめ汝の一の邑の中に之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず

イスラエルの女子の中に娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 娼妓の得たる價および狗の價を汝の神エホバの家に携へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神エホバの憎みたまふ者なればなり

汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生すべき物の利息を取べからず他國の人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神エホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祥をくだしたまふべし

汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要たまふべし怠る時は汝罪あり 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ 汝が口より出しし事は守りて行ふべし凡て自意の禮物は汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行ふべし

汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し然と器の中に取いるべからず

また汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にてその穂を摘食ふも宜し然と汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず 人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれを見るを好まずなりたらば離縁状を書てこれが手に交しこれをその家より出すべし 其の婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことをせんに 後の夫もこれを嫁ひ離縁状を書てその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の夫死るあるも 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫たゞびこれを妻にめとるべからず是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すなかれ 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年家に間居してその娶れる妻を慰むべし

人その鷹鷲を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり

イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帯してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帯者を殺し然して汝らの中より惡を除くべし

汝癩病を憐み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとくに汝ら守りて行ふべし 汝らがエジプトより出きたれる路にて汝の神エホバがミリアムに爲たまひしところの事を誌えよ

凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 汝は外に立をり汝が貸たる人その質物を外に持たして汝に付すべし 其の人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就べからず かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまよふて睡眠につくことを得て汝を祝せん是汝の神エホバの前において汝の義となるべし

困苦る貧乏人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐ

べからず 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧乏者にてその心にこれを慕へばなり
恐らくは彼エホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん
父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪に
よりて殺さるべきなり

汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず 汝詰ゆべし汝はエジプト
に奴隸たりしが汝の神エホバ汝を其處より贖ひいだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命するなり

汝田野にて穀物を刈る時もしその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と
寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん 汝橄欖を打落
す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし また葡萄園の葡萄を
摘とする時はその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし 汝詰ゆべし汝は
エジプトの國に奴隸たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命す

第二十五章 人と人との間に争辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞠きその義き者を義とし惡き者を
惡とすべし その惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく
自己の前にてこれを扑すべし これを扑ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く扑ときは汝その汝
の兄弟を賤め視にいたらん

穀物を碾す牛に口籠をかか可らず
兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さざる時はその死たる者の妻いでて他人に嫁ぐべからず其夫の
兄弟これの所に入りこれを娶りて妻となし斯してその夫の兄弟たる道をこれに盡し 而してその婦の生ところ
の初子をもてその死たる兄弟の後を嗣しめその名をイスラエルの中に絶さらしむべし 然どその人もしその兄弟

の妻をめとることを肯ぜずばその兄弟の妻にいたりて長老等に言べし 吾夫の兄弟はその兄弟の名をイスラエ
ルの中に興ることを肯ぜず吾夫の兄弟たる道を盡すことをせずと 然る時はその邑の長老等かれを呼よせて
論すべし然るも彼堅く執て我はこれを娶ることを好まずと言はば その兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたり
これが鞋をその足より脱せその面に唾して答て言べしその兄弟の家を興ることを肯ぜざる者には斯のごとくすべ
きなりと またその人の名は鞋を脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし

人二人あひ争ふ時に一人の者の妻その夫を撃つ者の手より夫を救はんとして進みより手を伸てその人の
陰所を執ふるあらば 汝その婦の手を切おとすべし之を憫れみ視るべからず

汝の囊の中に一箇は大きく一箇は小さき二種の權衡石をいれおくべからず 汝の家に一箇は大きく一箇は小さ
き二種の升斗をおくべからず 唯十分なる公正き權衡を有べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝の神エ
ホバの汝にたまふ地に汝の日永からん 凡て斯る事をなす者凡て正しからざる事をなす者は汝の神エホバこれ
を憎みたまふなり

汝らがエジプトより出きたりし時その路においてアマレクが汝に爲たりし事を記憶よ 即ち彼らは汝を
途に迎へ汝の疲れ倦たるに乗じて汝の後なる弱者等を攻撃り斯かれらは神を畏れざりき 然ば汝の神エホバ
の汝に與へて産業となさしめたまふ地において汝の神エホバ汝にその周圍の敵を盡く攻ふせて安泰ならしめたま
ふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者なからしむべし

第二十六章 汝その神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地にいりこれを獲てそこに住にいたらば
汝の神エホバの汝に與へたまへる地の諸の土産の初を取て筐にいれ汝の神エホバのその名を置ん
とて選びたまふ處にこれを携へゆくべし 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神エホバ
に申さん我はエホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと 然る時は祭司汝の手より

その儘をとりて汝の神エホバの壇のまへに之を置べし。汝また汝の神エホバの前に陳て言べし。我先祖は憫然なる一人のヌリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこに終にして強く人口おほき民となれり。然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て我等先祖等の神エホバに向ひて呼はりければエホバわれらの聲を聞き我らの艱難と勞苦と慮遇を顧みたまひ。而してエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徴證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいだし。この處に我らを携へりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり。エホバよ今我らなんぢが我に賜ひし地の産物の初を持きたれりと斯いひて汝その儘を汝の神エホバの前にそなへ汝の神エホバの前に禮拜をなすべし。而して汝は汝の神エホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる旅客とともに樂むべし。

第三年すなはち十に一を取の年に汝その諸の産物の什一を取りレビ人と旅客と孤子と寡婦とにこれを與へて汝の門の内に食ひ飽しめたる時は。汝の神エホバの前に言べし。我は聖物を家より執いだしたレビ人と旅客と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり。我は汝の命令に背かずまたこれを忘れざるなり。我はこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出し、事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり。我はわが神エホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへることく行へり。願くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ。是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり。

今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ。然ば汝心を盡し精心を盡してこれを守りおこなふべし。今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誠法と律法とを守りその聲に聽したがはんと語り。今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその實の民となし且汝にその諸の

誠命を守れと言たまへり。エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にまさらしめたまはん。汝はその神エホバの聖民となることその言たまひしごとくならん。

第二十七章

モーセ、イスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ。我が今日なんぢらに命ずることの誠命を汝ら全く守るべし。汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石の數箇を立て石灰をその上に塗り。既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし。然すれば汝の神エホバの汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神エホバの汝に言たまひしごとくならん。即ち汝らヨルダンを濟るにおよばば我が今日なんぢらに命ずるその石をエバル山に立て石灰をその上に塗べし。また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし。但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず。汝新石をもて汝の神エホバのその壇を築きその上にて汝の神エホバに燔祭を獻ぐべし。汝また彼處にて酬恩祭を獻げその物を食ひて汝の神エホバの前に樂むべし。汝この律法の諸の言語をその石の上に明白に書すべし。

モーセまた祭司たるレビ人とともにイスラエルの全家に告て曰ふ。イスラエルよ謹みて聽け。汝は今日汝の神エホバの民となれり。然ば汝の神エホバの聲に聽従ひ我が今日汝に命ずる之が誠命と法度をおこなふべし。

その日にモーセまた民に命じて言ふ。汝らがヨルダンを渡りし後是らの者ゲリジム山にたちて民を祝すべし。即ちシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフおよびベニヤミン。また是らの者はエバル山にたちて呪詛ことをすべし。即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダンおよびナフタリ。レビ人大聲にてイスラエルの人々に告て言べし。

偶像は工人の手の作にしてエホバの憎みたまふ者なれば凡てこれを刻みまたは鑄造りて密に安置く人は詛はるべしと民みな對へてアーメンといふべし。その父母を輕んずる者は詛はるべし。民みな對へてアーメンといふべし。その鄰の地界を侵す者は詛はるべし。民みな對へてアーメンといふべし。盲者をして路に迷はしむる者は

二九 詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 客旅孤子および寡婦の審判を枉る者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 其の父の妻と寝る者はその父を辱しむるなれば詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 凡て獸畜と交る者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 其の父の女子またはその母の女子たる己の姉妹と寝る者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 其の妻の母と寝る者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 暗の中にその鄰を撃つ者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし 一〇 此の律法の言を守りて行はざる者は詛はるべし 民みな對へてアーメンといふべし

第二十八章

一 汝もし善く汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんちに命するその一切の誠命を守りて行はば汝の神エホバをして地の諸の國人の上に立しめたまふべし 二 汝もし汝の神エホバの言に聽したがふ時はこの諸の福社汝に臨み汝におよばん 三 汝は邑の内にも福社を得田野にても福社を得ん 四 また汝の胎の産汝の地の産汝の家畜の産汝の牛の産汝の羊の産に福社あらん 五 また汝の飯籃と汝の捏盤に福社あらん 六 汝は入にも福社を得出るにも福社を得べし

七 汝の敵起て汝を攻るればエホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし 彼らは一條の路より攻きたり汝の前にて七條の路より逃はしらん 八 エホバ命じて福社を汝の倉庫に降しまた汝が手にて爲ところの事に降し汝の神エホバの汝に與ふる地においてエホバ汝を祝福たまふべし 九 汝もし汝の神エホバの誠命を守りてその道に歩まばエホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし 一〇 然る時は地の民みな汝がエホバの名をもて稱へらるゝを視て汝を畏れん 一一 エホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてエホバ汝の佳物すなはち汝の身の産と汝の家畜の産と汝の地の産とを饒にしたまふべし 一二 エホバその實の藏なる天を啓き雨をその時にしたがひて汝の地に降し汝の手の諸の行爲に祝福をたまはん 汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん 借

一三 ことなかるべし 一四 エホバ汝をして首とならしめたまはん 尾とはならしめたまはん 汝は只上におらん 下には居じ 一五 汝もし我が今日汝に命する汝の神エホバの誠命に聽したがひてこれを守りおこなはざかならず斯のごとくなるべし 一六 汝わが今日汝に命するこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず 一七 汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日なんちに命するその一切の誠命と法度とを守りおこなはずば此もろもろの呪詛汝に臨み汝におよぶべし 一八 汝は邑の内にも詛はれ田野にても詛はれん 一九 また汝の飯籃も汝の捏盤も詛はれん 二〇 汝の胎の産汝の地の産汝の牛の産汝の羊の産も詛はれん 二一 汝は入にも詛はれ出るにも詛はれん

二二 エホバ汝をしてその凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅びて速かに亡はてん 是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり 二三 エホバ疫病を汝の身に著せて遂に汝をその往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん 二四 エホバまた癩癩と熱病と傷寒と瘧疾と刀剣と枯死と汚穢とをもて汝を撃なやましたまふべし 是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん 二五 汝の頭の上なる天は銅のごとくなり 汝の下なる地は鐵のごとくなるべし 二六 エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん 是らの物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん

二七 エホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし 汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて七條の路より逃はしらん 而して汝はまた地の諸の國にて虜遇にあはん 二八 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食とならん 然るもこれを逐はらふ者あらじ 二九 エホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癩と瘰癧をもて汝を撃たまはん 汝はこれより愈ることあらじ 三〇 エホバまた汝を撃ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き墜れしめたまはん 三二 汝は醫者が暗にたどるごとく眞實においても尙たどらん 汝その途によりて福社を得ることあらじ 汝は只つねに虜げられ掠められんのみ 汝を救ふ者なかるべし 三三 汝妻を娶る時は他の人これと寝ん 汝家を建るもその中に住ことを得ず

葡萄園を作るも、その葡萄を摘むことを得じ。汝の牛、汝の目の前に宰らるゝも、汝は之を食ふことを得ず。汝の驢馬は、汝の目の前にて奪ひさられん。再び汝にかへることあらじ。又、なんぢの羊は、汝の敵の有とならん。然らば、汝はこれを救ふ道あらじ。汝の男子と、汝の女子は、他邦の民の有とならん。汝は終日これを慕ひ望みて、目を喪ふに至らん。汝の手には、何の力もあらじ。汝の地の産物および、汝の勞苦で得たる物は、汝の識ざる民に食はらん。汝は只つねに、虐げられ窘められん而已。汝はその目に見るところの事によりて、心狂ふに至らん。エホバ、汝の膝と腰とに、悪くして愈さざる瘍瘡を生ぜしめて、終に足の踵より頭の頂にまでおよぼしたまはん。

エホバ、汝が立たる王とを携へて、汝も汝の先祖等も、知ざりし國々に移し給はん。汝は其處にて、木または石なる他の神々に事ふるあらん。汝はエホバの汝を遣はしたまふ國々にて、人の詫異む者となり、諺語となり、諷刺とならん。汝は多分の種を田野に播へ出すも、その刈とるところは、少かるべし。蝗これを食ふべければなり。汝は葡萄園を作りて、これに培ふも、その酒を飲むことを得ず。また、その果を飲むことを得じ。蟲これを食ふべければなり。汝の國には、遍く橄欖の樹あらん。然らば、汝はその油を身に膏くことを得じ。其果みな墮べければなり。汝の男子、女子を擧ぐるも、これを汝の有とすることを得じ。皆擄へゆかるべければなり。汝の諸の樹および、汝の地の産物は、みな蝗これを取て食ふべし。汝の中間にある他國の人は、ますます高くなり、ゆきて、汝の上に出で、汝はますます卑くなりゆかん。彼は汝に貸ことをせん。汝は彼に貸ことを得じ。彼は首となり、汝は尾とならん。この諸の災禍、汝に臨み、汝を追ひ、汝に及びて、つひに汝を滅ぼさん。是は汝その神エホバの言に聽したが、はす其なんぢに命じたまへる誠命と法度とを守らざるによるなり。是等の事は、恒になんぢと汝の子孫の上において、證據となり、人を驚かす者となるべし。

なんぢ萬の物の豊饒なる中に、て心に歡び樂みて、汝の神エホバに事へざるに因り、飢ゑ渴きかつ裸になり、萬の物に乏しくして、エホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至らん。彼鐵の鞭をなんぢの頭につけて、遂に汝をほろぼさん。即ち、エホバ、汝より地の極所より一の民を、鶴の飛がごとくに、汝に攻きたらしめたまはん。是は汝がその言語を、知ざる民。その面の猛惡なる民にして、老たる者の身を、顧みず、幼稚者を憐れまず。汝の家畜の産と、汝の地の産を、食ひて、汝をほろぼし、穀物をも、油をも、牛の産をも、羊の産をも、汝のために遺さずして、終に全く汝を滅さん。その民は、汝の全國において、汝の一切の邑々を、攻圍み、遂にその汝が頼む堅固なる高き石垣を、ことごとく打圮し、汝の神エホバの汝にたまへる國の中なる一切の邑々を、ことごとく攻圍むべし。汝は敵に圍まれ、烈しく攻なやまさるゝによりて、終にその汝の神エホバに、賜はれる汝の胎の産なる男子、女子の肉を、食ふにいたらん。汝らの中の、柔生育にして、軟弱なる男、すらも、その兄弟と、その懐の妻と、その遺れる子女とを、疾視。自己の食ふその子等の肉を、この中の誰にも與ふことを、好まざらん。是は汝の敵、汝の一切の邑々を、圍み、烈しく汝を攻なやまして、何物をも、其人に遺さざればなり。又、汝らの中の、柔生育にして、纖弱なる婦女、すなはち、その柔生育にして、纖弱なるがために、足の踵を土につくことを、敢てせざる者、すらも、その懐の夫と、その男子と、その女子とを、疾視。己の足の間より、出る胞衣と、己の産ところの子を取て、密にこれを食はん。是は汝の敵、なんぢの邑々を、圍み、烈しくこれを攻なやますによりて、何物をも得ざればなり。

汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず、汝の神エホバと云榮ある畏るべき名を畏れずば、エホバ、汝の災禍と、汝の子孫の災禍を、烈しくしたまはん。其災禍は大にして、久しくその疾病は、重くして、久しかるべし。エホバ、また、汝が懼れし疾病なる、エジプトの諸の疾病を、持きたりて、汝の身に纏ひ附しめたまはん。また、此律法の書に載ざる諸の疾病と、諸の災害を、汝の滅ぶるまで、エホバ、汝に降したまはん。汝らは空の星のごとく、に衆多かりしも、汝の神エホバの言に聽したが、はざるによりて、殘り寡に打なされるべし。エホバ、さきに汝らを善して、汝等を衆くすることを喜びしごとく、今は、エホバ、汝らを滅ぼし、絶すことを喜びたまはん。汝らは其往て獲ところの地より、拔さるべし。エホバ、地のこの極より、かの極までの國々の中に、汝を散したまはん。汝は其處にて、汝も汝の

舊約聖書 申命記 第二十八章四九節—六四節

先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に事へん。その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の跡を
 休むる所を得じ其處にてエホバ汝をして心慄き目昏み精神亂れしめたまはん。汝の生命は細き糸に懸るが
 如く汝に見ゆ汝は夜露となく恐怖をいだき汝の生命おぼつかなしと思はん。汝心に懼るゝ所によりまた目に
 見る所によりて朝においては言ん嗚呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん嗚呼朝ならば善らんと。エホバ
 なんぢを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆき
 たまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらじ。

第二十九章

エホバ、モーセに命じモアブの地にてイスラエルの子孫と契約を結ばしめたまふその言は斯の
 ことし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり。

モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前
 にてバロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり。即ち其大なる試煉と徴證と大なる奇蹟とを
 汝目に觀たるなり。然るにエホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をし
 て聞ことなからしめたまへり。四十年の間われ汝らに導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の
 鞋は古びざりき。汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバ
 なることを知り。汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバ
 我らこれを打敗りて。その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて産業となさしめたり
 然ば汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん。

汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および
 汝らの牧司等などイスラエルの一切の人。汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝の營の中に在る客旅など凡て
 汝のために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て。汝の神エホバの契約に入んとし又汝

の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす。然ばエホバさきに汝に言しごとくまた汝の
 先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん
 我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず。今日此にてわれらの神エホバの前に我らとともに
 たちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり。我らは如何にエジプトの地に
 住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り。汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像
 のその國々にあるを見たり。然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふ
 る男、女、宗族、支派などあるべからず又なんぢらの中に寧ろまたは齒齧を生ずる根あるべからず。斯る人はこ
 の呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尙平安なり終には醉飽
 る者をもて渴ける者を除くにいたらんと。是のごとき人はエホバかならず之を赦したまはじ還てエホバの忿怒
 と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書に記したる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下
 より抹さりたまふべし。エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの
 律法の書に記したる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん。

汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またエホバがこの地に
 流行せたまふ疾病を見て言ところあらん。即ち彼ら見るにその全地は硫黄となり鹽となり且燒土となりて種も
 蒔れず産する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔エホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソド
 ム、ゴモラ、アデマ、ゼボイムの毀れたると同じかるべければ。彼らも國々の人もみな言んエホバ何とて斯
 この地になしたるやこの烈しき大なる震怒は何事ぞやと。その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神エホバ
 がエジプトの地より彼らを導きいだして彼らと結びたるその契約を棄て。往て己の識すまた授らざる他の神々
 に事へてこれを拜みたるが故なり。是をもてエホバこの地にむかひて震怒を發しこの書に記したる諸の災禍を

これに下し、而してエホバ震怒と忿恨と大なる憤怒をもて彼らをこの地より拔とりてこれを他の國に投やりその状今日のごとし、隠微たる事は我らの神エホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子孫に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行はしむる者なり

第三〇章

我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝その神エホバに逐やられたる諸の國々において此事を心に考ふるにいたり、汝と汝の子等ともに汝の神エホバに起かへり我が今日なんぢに命する所に至たく猶がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽したがはじ、汝の神エホバの伴擲を解て汝を憐れみ汝の神エホバ汝を顧みその汝を散し、國々より汝を集めたまはん、汝たとひ天涯に逐やらるゝとも汝の神エホバ其處より汝を集め其處より汝を携へかへりたまはん、汝の神エホバ汝をしてその先祖の有ちし地に歸らしめたまふて汝またこれを有つにいたらんエホバまた汝を善し汝を増て汝の先祖よりも衆からしめたまはん、而して汝の神エホバ汝の心と汝の子等の心に割禮を施し汝をして心を盡し精神をつくして汝の神エホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし、汝の神エホバまた汝の敵と汝を惡み攻る者となしこの諸の災禍をかうむらせたまはん、然ど汝は再びエホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命するその一切の誠命を行ふにいたらん、然る時は汝の神エホバ汝をして汝が手をかくる諸の物と汝の胎の産と汝の家畜の産と汝の地の産に富しめて汝を善したまはん即ちエホバ汝の先祖たちを悦びしごとく再び汝を悦びて汝を善したまはん、是は汝その神エホバの言に聽したがひ此律法の書に記される誠命と法度を守り心をつくし精神を盡して汝の神エホバに歸するによりてなり

我が今日なんぢに命する誠命は汝が理會がたき者にあらずまた汝に遠き者にあらず、是は天に在らねば汝は誰か我らのために天にのぼりてこれを我らに持くだり我らにこれを聞せて行はせんかといふにおよばず、また是は海の外にあるならねば汝は誰か我らのために海をわたりゆきてこれを我らに持きたり我らにこれを

聞せて行はせんかといふにおよばず、是言は甚だ汝に近くして汝の口にあり汝の心にあれば汝これを行ふことを得べし

視よ我今日生命と福徳および死と災禍を汝の前に置り、即ち我今日汝にむかひて汝の神エホバを愛しその道に歩みその誠命と法度と律法とを守ること命するなり然なれば汝生ながらへてその數衆くらんまた汝の神エホバ汝が往て獲るところの地にて汝を祝福たまふべし、然ど汝もし心をひるがへして聽従がはず誘はれて他の神々を拜みまたこれに事へなば、我今日汝らに告ぐ汝らは必ず滅びん汝らはヨルダンを渡りゆきて獲るところの地にて汝らの日を永うすることを得ざらん、我今日天と地を呼て證となす我は生命と死および祝福と呪詛を汝らの前に置り汝生命をえらぶべし然せば汝と汝の子孫生存らふことを得ん、即ち汝の神エホバを愛してその言を聽き且これに附従がふべし斯する時は汝生命を得かつその日を永うすることを得エホバが汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひたまひし地に住ことを得ん

第三一章

茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり、即ちこれに言けるは我は今日すでに百二十歳なれば最早出入をすること能はず且またエホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを濟ることを得ずと宣へり、汝の神エホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしりて汝にこれを獲させたまふべしまたエホバのかつて宣まひしごとくヨシユア汝を率ゐて濟るべし、エホバさきにアモリ人の王シホンとオグおよび之が地になしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん、エホバかれらを汝らの前に付したまふべければ汝らは我が汝らに命ぜし一切の命令のごとくこれに爲べし、汝ら心を強くしかつ勇め彼らを懼るゝ勿れ彼らの前に懼くなかれ其は汝の神エホバみづから汝とともに往きたまへばなり必ず汝を離れず汝を棄たまはじ、斯てモーセ、ヨシユアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝はこの民とともに往き在昔エホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を強くしかつ

勇め汝彼らにこれを獲さすことを得べし。エホバみづから汝に先だちて往きたまはんまた汝とともに居り汝を離れず汝を棄たまはし懼るゝ勿れ驚くなかれ。

モーセこの律法を書きエホバの契約の櫃を昇ところのレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等に授けたり。而してモーセ彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の節期にいたり結茅の節に於いて、イスラエルの人皆なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラエルの一切の民を集め彼らをしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝らの神エホバを畏れてこの律法の言を守り行はん。また彼らの子等のこれを知る者も之を聞て汝らの神エホバを畏るゝことを學ばん汝らそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし。

エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨシユアを召てともに集會の幕屋に立て我かれに命ずるところあらんとモーセとヨシユアすなはち往て集會の幕屋に立けるに、エホバ幕屋において雲の柱の中に現はれたまへりその雲の柱は幕屋の門口の上に駐まれり。エホバ、モーセに言たまひけるは汝は先祖たちとともに寢らん此民は起あがりその往ところの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすびし契約を破らん。その日には我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隠すべければ彼らは呑ほろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神エホバわれらとともに在さざるによるならずやと。然るも彼ら諸の惡をおこなひて他の神々に歸するによりて我その日にはかならず吾面をかれらに隠さん。然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にこれを教へてその口に念ぜしめ此歌をしてイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ。我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の流るゝ地にかれらを導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るにおよばば翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を

輕んじ吾契約を破らん。而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時はこの歌かれらに對ひて證をなす者とならん其はこの歌かれらの口にありて忘るゝことなるべければなり我いまだわが誓ひし地に彼らを導きいらざるに彼らは早く已に思ひ量る所あり我これを知らんと。モーセすなはちその日にこの歌を書てこれをイスラエルの子孫に教へたり。エホバまたヌンの子ヨシユアに命じて曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其に誓ひし地に導きいるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんぢとともに在べしと。

モーセこの律法の言をことごとく書に書し終る時、モーセ、エホバの契約の櫃を昇ところのレビ人に命じて言けるは、この律法の書をとりにて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置き之をして汝にむかひて證をなす者たらしめよ。我なんぢの侍る事と頑梗なることを知る見よ今日わが生存へて汝らとともにある間すら汝らはエホバに恃れり況てわが死たる後においてをや。汝らの諸支派の長老等および牧伯たちを吾許に集めよ我これらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てかれらに證をなさしめん。我しる我が死たる後には汝ら必らず惡き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災害なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの惡と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり。

第三章

かくてモーセ、イスラエルの全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり。天よ耳を傾けよ我語らん地よ吾口の言を聽け。わが教は雨の降るがごとし吾言は露のおくがらに神に汝ら榮光を輝せよ。エホバは誓にましましてその御行爲は完くその道はみな正しまた眞實ある神にましまして惡きところ無し只正くして直くします。彼らはエホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子にはあらず只これが玷となるのみ其人と爲は邪僻にして曲れり。愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること、是のごとくなるかエホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや。昔の日の憶え過にし世代の

年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中の年老に問べし彼ら汝に語らん 至高者の子を四方に散して
 萬の民にその産業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり エホバの分はその民に
 してヤコブはその産業たり エホバこれを荒野の地に見これに獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみて之をいたはり
 眼の珠のごとくにこれを護りたまへり 鷹のその巢を喚起しその子の上に翱翔ごとくエホバその羽を展て彼
 らを載せその翼をもてこれを負たまへり エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神はこれともならざりき
 エホバかれに地の高處を乗とほらせ田圃の産物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ 牛
 の乳羊の乳羔羊の脂パシヤンより出る牡羊 牡山羊および小麦の最も佳き者をこれに食はせたまひき汝はま
 た葡萄酒の汁の紅き酒を飲り 然るにエシユルンは肥て踏ことを爲す汝は肥太りて大きくなり己を造りし神を棄
 て己が救拯の磐を輕んず 彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く 彼らが
 犠牲をさぐる者は鬼にして神にあらす彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の長まさりし者なり
 汝を生し磐をば汝これを棄て汝を造りし神をば汝これを忘る エホバこれを見その男子女子を怒りてこれ
 を棄たまふ すなはち曰たまはく我わが面をかれらに隠さん我かれらの終を觀ん彼らはみな背き悖る類の者
 眞實あらざる子等なり 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民なら
 ぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃
 いたりまた地とその産物とを焼つくし山々の基をもやさん 我禍災をかれらの上に積かさね吾矢をかれらにむ
 かひて射つくさん 彼らは饑て瘦おとろへ熱の病患と惡き疫とによりて滅びん我またかれらをして獸の齒にか
 からしめ地に匍ふ者の毒にあたらしめん 外には劍内には恐怖ありて少き男をも少き女をも幼兒をも白髮の人
 をも滅ぼさん 我は曰ふ我彼等を吹掃ひ彼らの事をして世の中に記憶らるゝこと無らしめんと 然れども我
 は敵人の怒を恐る即ち敵人これを見あやまりて言ん我らの手能くこれを爲り是はすべてエホバの爲るにあらす

彼らはまつたく智慧なき民なりその中には知識ある者なし 嗚呼彼らもし智慧あらば之を了りてその身の
 終を思慮らんものを 彼らの磐これを賣すエホバこれを付さすば争か一人にて千人を逐ひ二人にて萬人を敗る
 ことを得ん 彼らの磐は我らの磐にしかす我らの敵たる者等も然認めたり 彼らの葡萄酒の樹はソドムの葡萄
 の樹またゴモラの野より出たる者その葡萄酒は毒葡萄酒の樹は苦し その葡萄酒は蛇の毒のごとく蠍の毒の
 ごとし 是は我の許に蓄へあり我の庫に封じこめ有にあらすや 彼らの足の躓かん時に我仇をかへし應報を
 なさんその災禍の日は近く其がために備へられたる事は迅速にいたる エホバつひにその民を鞠きまたその僕
 に憐憫をくはへたまはん其は彼らの力のすでに去うせて繋がれたる者も繋がれざる者もあらずなれるを見たまへ
 ばなり エホバ言たまはん彼らの神々は何處にをるや彼らが頼める磐は何處ぞや 即ちその犠牲の膏油を食
 ひその灌祭の酒を飲たる者は何處にをるや其等をして起て汝らを助けしめ汝らを護しめよ 汝ら今觀よ我こそ
 は彼なり我の外には神なし殺すこと活すこと愈すことは凡て我是を爲す我手より救ひ出すことを得る者あ
 らす 我天にむかひて手をあげて言ふ我は永遠に活く 我わが閃爍く刃を磨ぎ審判をわが手に握る時はかな
 らす仇をわが敵にかへし我を惡む者に返報をなさん 我わが箭をして血に酔しめ吾劍をして肉を食しめん即ち
 殺るゝ者と擄らるゝ者の血を之に飲せ敵の髪おほき首の肉をこれに食はせん 國々の民上汝らエホバの民のた
 めに歡悦をなせ其はエホバその僕の血のために返報をなしその敵に仇をかへしその地とその民の汚穢をのぞきた
 まへばなり

モーセ、ヌンの子ヨシユアとともに到りてこの歌の言をことごとく民に誦きかせたり モーセこの言語
 をことごとくイスラエルの一切の人に告をはりて これに言けるは我が今日なんぢらに對ひて證するこの一切
 の言語を汝ら心に藏め汝らの子等にこの律法は一切の言語を守りおこなふことを命ずべし 抑この言は汝ら
 には虚しき言にあらす是は汝らの生命なりこの言によりて汝らはそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地にて

汝らの生命を永うすることを得るなり

この日にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝エリコに對するモアブの地のアバリム山に登りてネボ山にいたり我がイスラエルの子孫にあたへて産業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 汝はその登れる山に死て汝の民に列ならん是汝の兄弟アロンがホル山に死てその民に列りしごとくなるべし 是は汝らチンの曠野なるカデシのメリバの水の邊においてイスラエルの子孫の中間にて我に悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きことを顯さざりしが故なり 然ども汝は我がイスラエルの子孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその地には汝いることを得じ

第三章

神の人モーセその死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言は是のごとし云く エホバ、シナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りバランの山より光明を發ちて出で千萬の聖者の中間よりして格りたまへりその右の手には輝やける火ありき エホバは民を愛したまふ其聖者は皆その手にあり皆その足下に坐りその言によりて起あがる モーセわれらに律法を命ぜり是はヤコブの會衆の産業たり 民の首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼はエシユルンの中に王たりき ルベンが生ん死はせじ然どその人數は寡少ならん ユダにつきては斯いふエホバユダの聲を聽きこれをその民に引かへしたまへ彼はその手をもて己のために戦はん願くは汝これを助けてその敵にあらしめたまへ レビについては言ふ汝のトンミムとウリムは汝の聖人に歸す汝かつてマツサにて彼を試みメリバの水の邊にてかれと争へり 彼はその父またはその母につきて言り我はこれを見すと又彼は自己の兄弟を認すまた自己の子等を顧みざりき是はなんぢの言に違がひ汝の契約を守りてなり 彼らは汝の式例をヤコブに教へ汝の律法をイスラエルに教へ又香を汝の鼻の前にそなへ燔祭を汝の壇の上にささぐ エホバよ彼の所有を祝し彼が手の作爲を悦びて納れたまへ又起てこれに逆らふ者とこれを惡む者との腰を推きて復起あがることあたはさらしめたまへ ベニヤミンについては言ふ

エホバの愛する者安然にエホバとともにあり日々その庇護をかうむりてその肩の間に居ん ヨセフについては言ふ願くはその地エホバの祝福をかうむらんことを即ち天の寶物なる露淵の底なる水 日によりて産する寶物 月によりて生ずる寶物 古山の嶺の寶物 老嶽の寶物 地の寶物 地の中の産物および柴の中に居たまひし者の恩恵などヨセフの首に臨みその兄弟と別になりたる者の頂に降らん 彼の牛の首出はその身に榮光ありてその角は咒の角のごとく之をもて國々の民を衝たふして直に地の四方の極にまで至る是はエフライムの萬萬是はマナセの千々なり ゼブルンについては言ふゼブルンよ汝は外に出て快樂を得よイツサカルよ汝は家に居て快樂を得よ 彼らは國々の民を山に招き其處にて義の犠牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に藏れたる物を得て食はん ガドについては言ふガドをして大ならしむる者は讚べき哉ガドは獅子のごとくに伏し腕と首の頂とを搥裂ん 彼は初穂の地を自己のために選べり其處には大將の分もこれり彼は民の首領等とともに至りイスラエルとともにエホバの公義と審判とおこなへり ダンについては言ふダンは小獅子のごとくバシヤンより跳り出づ ナフタリについては言ふナフタリよ汝は大に福祉をかうむりエホバの恩恵にうるほふて西と南の部を獲ん アセルについては言ふアセルは他の子等よりも幸福なりまた其兄弟等にこえて恵まれその足を膏の中に浸さん 汝の門門は鐵のごとく銅のごとし汝の能力は汝が日々需むるところに備はん 三六 エシユルンよ能の神のごとき者は外に無し是は天に乘て汝を助け雲に駕てその威光をあらはしたまふ 三七 永久に在す神は住所なり下には永遠の腕あり敵人を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと イスラエルは安然に住をりヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在らんその天はまた露をこれに降すべし イスラエルよ汝は幸福なり誰か汝のごとくエホバに救はれし民たらんエホバは汝を護る楯汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に諂ひ服せん汝はかれらの高處を踐ん

第三章

斯てモーセ、モアブの平野よりネボ山にのぼりエリコに對するビスガの嶺にいたりければエホバ

之にギレアデの全地をダンまで見し。ナフタリの全部エフライムとマナセの地およびエダの全地を西の海まで見し。南の地と棕櫚の邑なるエリコの谷の原をゾアンまで見したまへり。而してエホバかれに言たまひけるは我がアブラハム、イサク、ヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり。我なんちをして之を汝の目に観ることを得せしむ然ど汝は彼處に濟りゆくことを得ずと。斯の如くエホバの僕。モーセはエホバの言の如くモアブの地に死し。エホバ、ベテベオルに對するモアブの地にこれを葬り給へり。今日までその墓を知る人なし。モーセはその死たる時。百二十歳なりしがその目は眩ますその氣力は衰へざりき。イスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひだモーセのために哭泣をなしけるが。モーセのために哭泣しむ日つひに滿り。

スンの子ヨシユアは心に智慧の充る者なりモーセその手をこれが上に按たるによりて然るなりイスラエルの子孫は之に聽したがひエホバのモーセに命じたまひし如くおこなへり。イスラエルの中にはこの後モーセのごとき預言者おこらざりきモーセはエホバが面を對せて知たまへる者なりき。即ちエホバ、エジプトの地においてかれをバロとその臣下とその全地につかはして諸々の徴證と奇蹟を行はせたまへり。またイスラエルの一切の人の目の前にてモーセその大なる能力をあらはし大なる畏るべき事を行へり。申命記をばり

約書亞記

第一章

エホバの僕モーセの死後エホバ、モーセの從者スンの子ヨシユアに語りて言たまはく。わが僕モーセは已に死り然ば汝いま此すべての民とともに起てこのヨルダンを濟り我がイスラエルの子孫に與ふる地にゆけ。凡そ汝らが足の跡にて踏む所は我これを盡く汝らに與ふ我が前にモーセに語し如し。汝らの疆界は荒野および此レバノンより大河ユフラテ河に至りてへテ人の全地を包む日の没る方の大海に及ぶべし。汝が生ながらふる日の間なんちに當る事を得る人なかるべし我モーセと偕に在しごとく汝と偕にあらん我なんちを離れず汝を棄じ。心を強くしかつ勇め汝はこの民をして我が之に與ふることをその先祖等に誓ひたりし地を獲しむべき者なり。惟心を強くし勇み勵んで我僕モーセが汝に命ぜし律法をことごとく守りて行へ之を離れて右にも左にも曲るなかれ然ば汝いづくに往ても利を得べし。この律法の書を汝の口より離すべからず夜も晝もこれを念ひて其中に録したる所をことごとく守りて行へ然ば汝の途福利を得汝かならず勝利を得べし。我なんちに命ぜしにあらずや心を強くしかつ勇め汝の凡て往く處にて汝の神エホバ偕に在せば懼るゝ勿れ戰慄なかれ。

茲にヨシユア民の有司等に命じて言ふ。陣營の中を行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の内汝らは此ヨルダンを濟り汝らの神エホバが汝らに與へて獲させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければなりと。

ヨシユアまたルベン人ガド人およびマナセの支流の半に告て言ふ。エホバの僕モーセ前に汝らに命じて言り汝らの神エホバ今なんちらに安息を賜へり亦この地を汝らに與へたまふべしと汝らこの言詞を記念よ。汝らの妻子および家畜はモーセが汝らに與へしヨルダンの此旁の地に止まるべし然ど汝ら勇者は皆身をよるひて

兄弟等の先にたち進みりて之を助けよ 而してエホバが汝らに賜ひし如くなんぢらの兄弟等にも安息を賜ふに
 およばゞ又かれらもなんぢらの神エホバの與へたまふ地を獲るにおよばゞ汝らエホバの僕モーセより與へられし
 ヨルダンの此旁日の出る方なる己が所有の地に還りてこれを保つべしと 彼らヨシユアに應て言ふ汝が我等に
 命ぜし所は我等盡く爲べし凡て汝が我らを遣す處には我ら往べし 我らは一切の事モーセに聽したがひし
 如く亦なんぢに聽したがはん唯ねがはくは汝の神エホバ、モーセと偕にいましゞことと汝と偕に在さんことを
 誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命ずるところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし唯なんぢ心を
 強くしかつ勇め

第二章

茲にヌンの子ヨシユア、シツテムより潜かに二人の間者を發し之にいひけるは往てかの地および
 エリコを窺ひ探れ乃ち彼ら往て妓婦ラハブと名づくる者の家に入て其處に寝けるが 或人エリコ
 の王に告て視よイスラエルの子孫の者この地を探らんとて今宵こゝに入きたれりといふ 是に於てエリコの王
 ラハブに言つかはしけるは汝にきたりて汝の家に入り人を曳いだせ彼らは此全國を探らんとて來れるなり
 婦人かのふたりの人を將て之を匿し而して言ふ實にその人々はわが許に來れり然れども我その何處よりか知ざ
 りしが 黃昏どき門を閉るる所に出入せり我その人々の何處へ往しかを知す急ぎその後を追へ然ば之に追及ん
 と 其の實は婦すでにかれらを探りて屋蓋に上り屋蓋の上の列べおきたる麻のなかに之をかくしゞなり かく
 てその人々彼らの後を追ひヨルダンの路をゆきて渡場に赴むけり、かれらの後を追ふ者出るや直に門を閉しぬ
 二人のもの未だ寢ずラハブ屋背に上りて彼らのもとに來り 此に言けるはエホバこの地を汝らに賜へ
 り我らは甚く汝らを懼る此地の民盡く汝らの前に消亡ん我この事を知る 其は汝らがエジプトより出來し時
 エホバなんぢらの前にて紅海の水を乾たまひし事および汝らがヨルダンの彼旁にありしアモリ人の二箇の王シホ
 ンとオグとなしゞこと即ちことごとく之を滅ぼしたりし事を我ら聞たればなり 我ら之を聞や心付けなんぢ

らの故によりて人の魂きえうせたり汝らの神エホバは上の天にも下の地にも神たるなり 然ば請ふ我すでに
 汝らに恩を施したれば汝らも今エホバを指て我父の家に恩をほどこさんことを誓ひて我に眞實の記號を與へよ
 又わが父母兄弟姉妹および凡て彼らに屬る者をながらへしめ我らの生命を拯ひて死を免かれしめんことを誓
 へよ 二人のものこれに言けるは汝ら若しわれらの此事を洩すことなくば我らの生命汝らに代りて死ん又エホ
 バわれらに此地を與へたまふ時には我らなんぢに恩を施し眞實を盡さん
 是においてラハブ繩をもて彼らを窓より縋おろせり是は其家邑の石垣の上にありてかれ石垣の上に住しに
 よる ラハブかれらに言けるは恐らくは追者なんぢに遇ん汝ら山に往て三日が間そこに隠れをり追者の還るを
 待て後去ゆくべし 二人のものかれに言けるは汝が我らに誓し、此誓につきては我ら罪を獲じ 我らが此地
 に打いらん時は汝我らを縋おろしたりし窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ汝の父母兄弟および汝の父の家の眷族
 を悉く汝の家に聚むべし 凡て汝の家の門を出て街衢に來る者はその血自身の首に歸すべし我らは罪なし然ど
 もし汝とともに家にをる者に手をつくはふことをせばその血は我らの首に歸すべし 將た汝もし我らのこの事
 を洩さば汝が我らに誓せたる誓に我らあづかることなし ラハブいひけるはなんぢらの言のごとくすべしと
 斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり
 かれら往て山にいり追來るものかへるを待て三日が間そこに居れりおひ來れるもの徧なく彼らを途に尋
 ねしかども終に獲ざりき 而してかの二箇の人は山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユアに詣りて其有し事
 等をつぶさに陳ぶ またヨシユアにいふ誠にエホバこの國をことごとく我らの手に付したまへりこの國の民は
 皆我らの前に消うせんと

第三章

ヨシユア朝はやく起いでてイスラエルの人々とともにシツテムを打發てヨルダンにゆき之を濟ら
 すして其處に宿りぬ 斯て三日の後有司ら陣營の中をめぐり 民に命じて曰ふ汝ら祭司等レビ人

がなんぢらの神エホバの契約の櫃を昇出すを見ば 其處を發出てその後に従がへ されど汝らとその櫃との間には量りて凡そ二千キユビト許の隔離あるべし之に近づく勿れなんぢらその行べき途を知らぬためなり汝らは未だこの途を経しことなかりき ヨシユアまた民に言ふ汝ら身を潔めよエホバ明日なんぢらの中に妙なる事を行ひたまふべしと ヨシユア祭司等に告ぐいふ契約の櫃を昇き民に先だちて濟れと則ち契約の櫃を昇き民に先だちて進めり

エホバ、ヨシユアに言たまひけるは今日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊くし我がモーセと偕にありし如く汝と偕にあることを之に知せん なんぢ契約の櫃を昇ところの祭司等に命じて言へ汝らヨルダンの水際にゆかばヨルダンにいでりて立べしと ヨシユア、イスラエルの人々にむかひて汝ら此に近づき汝らの神エホバの言を聴けと 而してヨシユア語りけらく活神なんぢらの中に在してカナン人へテ人ヒビ人ベリジ人ギルガシ人アモリ人エブス人を汝らの前より必ず逐はらひたまふべきを左の事によりてなんぢら知るべし 視よ全地の主の契約の櫃なんぢらに先だちてヨルダンにすゝみ入る 然ば今イスラエルの支派の中より支派ごとに一人づつ合せて十二人を擧よ 全地の主エホバの櫃を昇ところの祭司等の足の臑ヨルダンの水の中に踏とゞまらばヨルダンの水上より流れくだる水きれとゞまり立てうづだかくならん

かくて民はヨルダンを濟らんとてその幕屋を立出祭司等は契約の櫃を昇て之に先だちゆく 抑々ヨルダンは收穫の頃には絶すその岸にことごとく溢るゝなれど櫃を昇く者等ヨルダンに到り櫃を昇ける祭司等の足水際に浸ると齊しく 上より流れくだる水止まりて遙に遠き處まで涸れザレタンに近きアダム邑の邊にて積り起て堆かくなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れくだる水まつたく截止りたれば民エリコにむかひて直に濟れり 即ちエホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダンの中の乾ける地に堅く立をりてイスラエル人みな乾ける地を涉りゆき遂に民ことごとくヨルダンを濟りつくせり

第四章

民ことごとくヨルダンを濟りつくしたる時エホバ、ヨシユアに語りて言たまはく 汝ら民の中より支派ごとに一人づつ合せて十二人を擧げ これに命じて言へ汝らヨルダンの中祭司等の足を踏とめしその處より石十二を取あげてこれを負ひ濟り此夜なんぢらが宿る宿場に居よと ヨシユアすなはちイスラエルの人々の中より支派ごとに預て一人づつを取て備へおきぬその十二人の者を召よせ 而してヨシユアこれに言けるは汝らの神エホバの契約の櫃の前に當りて汝らヨルダンの中にすゝみ入りイスラエルの人々の支派の數に循ひて各々石ひとつを取あげて肩に負きたれ 是は汝らの中に徴となるべし後の日にいたりて汝らの子輩是等の石は何のこゝろなりやと問て言ば 之にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前にて截断りたる事を表はすなり即ちそのヨルダンを濟れる時にヨルダンの水きれ止まれりこの故にこれらの石を永くイスラエルの人々の記念となすべしと

イスラエルのひとびとヨシユアの命ぜしごとく然なしエホバのヨシユアに告げたまひし如くイスラエルの人々の支派の數にしたがひてヨルダンの中より石十二を取あげて之を負わたりてその宿る處にいたり之を其處にすゑたり ヨシユアまたヨルダンの中において契約の櫃を昇る祭司等の足を踏立し處に石十二を立たりしが今日までも尙ほ彼處にあり 櫃を昇る祭司等はエホバのヨシユアに命じて民に告しめたまひし事の悉く成るまでヨルダンの中に立をれり凡てモーセのヨシユアに命ぜし所に適へり民は急ぎて濟りぬ 民の悉く濟りつくせるときエホバの櫃および祭司等は民の觀る前にて濟りたり ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半モーセの之に言たりし如く身をよろひてイスラエルの人々に先だちて濟りゆき 凡そ四萬人ばかりの者軍の裝に身を堅め攻戦はんとてエホバに先だちて濟りてエリコの平野に至れり エホバこの日イスラエルの衆人の目の前にてヨシユアを尊くしたまひければ皆モーセを畏れしごとくに彼を畏る其一生の間常に然り

一七 ヨシユアすなはち祭司等に命じヨルダンを出きたれと言ければ、
 一八 エホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダ
 一九 ンの中より出きたる祭司等足の跡を陸地に擧ると齊くヨルダンの水故の處に流れかへりて初のごとくその岸に
 二〇 ことごとく溢れぬ

二一 正月の十日に民ヨルダンを出きたりエリコの東の境界なるギルガルに營を張り、時にヨシユアそのヨ
 二二 ルダンより取きたらせし十二の石をギルガルにたて、イスラエルの人々に語りて言ふ後の日にいたりて汝らの
 二三 子輩その父に問て是らの石は何の意なりやと言はば、その子輩に告しらせて言へ在昔イスラエルこのヨルダンを
 二四 陸地となして濟りすぎし事あり、即ち汝らの神エホバ、ヨルダンの水を汝らの前に乾涸して汝らを濟らせたま
 二五 へり其事は汝らの神エホバの我らの前に紅海を乾涸して我らを渡らせたまひし状況の如くなりき、斯なしたま
 二六 ひしは地の諸の民をしてエホバの手の力あるを知しめ汝らの神エホバを恒に畏れしめんためなり

第五章

一 ヨルダンの彼旁に居るアモリ人の諸の王および海邊に居るカナン人の諸の王はエホバ、ヨルダン
 二 の水をイスラエルの人々の前に乾涸して我らを濟らせたまひしと聞きイスラエルの人々の事により
 三 て神魂消え心も心ならずりき

四 その時エホバ、ヨシユアに言たまひけるは汝石の小刀を作り重て復イスラエルの人々に割禮を行なへと
 五 ヨシユアすなはち石の小刀を作り陽皮山にてイスラエルの人々に割禮を行へり、ヨシユアが割禮を行ひし
 六 所以は是なりエジプトより出きたりし民の一切の男すなはち軍人は皆エジプトを出し後途にて荒野に死たり
 七 しが、その出来し民はみな割禮を受たる者なりき然どエジプトを出し後途にて荒野に生れし民には皆割禮を施
 八 こそざりき、* そもそもイスラエルの人々は四十年の間荒野を歩みをりて終にそのエジプトより出来し民すなは
 九 ち軍人等ことごとく亡はてたり是エホバの聲に聽したがはざりしに因てなり是をもてエホバかれらの先祖等に誓
 一〇 ひて我等に與へんと宣まひし地なる乳と蜜との流るゝ地を之に見せしと誓たまへり、かれらに繼て與らしめ

九八

たまひしその子輩にはヨシユア割禮を行へりかれらは途にて割禮を施さざりしによりて割禮なきものなりければ
 一 なり、一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれば民は陣營に其儘居てその瘡を待り、時にエホバ、ヨシユアに
 二 むかひて我今日エジプトの羞辱を汝らの上より轉ばし去りと宣まへり是をもてその處の名を今日までギルガル
 三 (轉)と稱ふ

四 イスラエルの人々ギルガルに營を張りその月の十四日の晩エリコの平野にて逾越節を行へり、而して
 五 逾越節の翌日その地の穀物群れぬパンおよび烘麥をその日に食ひけるが、その地の穀物を食ひし翌日より
 六 してマナの降ること止みてイスラエルの人々かさねてマナを獲ざりき其年はカナンの地の産物を食へり

七 ヨシユア、エリコの邊にありける時目を舉て觀しに一箇の人の手に拔持て己にむかひて立りければヨシ
 八 ヌアすなはちその許にゆきて之に言ふ汝は我等を助くるか將われらの敵を助くるか、かれいひけるは否われは
 九 エホバの軍旅の將として今來れるなりとヨシユア地に俯伏て拜し我主なにを僕に告んとしたまふやと之に言り
 一〇 エホバの軍旅の將ヨシユアに言けるは汝の履を足より脱され汝が立る處は聖きなりとヨシユア然なしぬ

第六章

一 (イスラエルの人々の故によりてエリコは堅く閉して出入する者なし) エホバ、ヨシユアに言
 二 ひたまひけるは視よわれエリコおよびその王と大勇士とを汝の手に付さん、汝ら軍人みな邑を繞
 三 りて邑の周圍を一次まはるべし汝六日が間かく爲よ、祭司等七人おのおのヨベルの喇叭をたづさへて櫃に先だ
 四 つべし而して第七日には汝ら七次邑をめぐる祭司等喇叭を吹ならすべし、然して祭司等ヨベルの角を音ながく
 五 ふきならして喇叭の聲なんちらに聞ゆる時は民みな大に呼はり喊ぶべし然せばその邑の石垣崩れおちん民みな直
 六 に進て攻のぼるべしと、* ヌンの子ヨシユアやがて祭司等を召て之に言ふ汝ら契約の櫃を昇き祭司等七人ヨベル
 七 の喇叭七をたづさへてエホバの櫃に先だつべしと、而して民に言ふ汝ら進みゆきて邑を繞れ甲冑のものども
 八 エホバの櫃に先だちて進むべしと

ヨシユアかく民に語りしかば七人の祭司等のおのヨベルの喇叭をたづさへエホバに先だちすゝみて喇叭を吹きエホバの契約の櫃これにしたがふ 即ち甲冑のものどもは喇叭を吹くところの祭司等にさきだちて行き後軍は櫃の後に行く祭司たちは喇叭を吹きつゝすゝめり ヨシユア民に命じて言ふ汝ら呼はる勿れ汝らの聲を聞きしむるなかれまた汝らの口より言を出すなかれわが汝らに呼はれと命する日におよびて呼はるべしと而してエホバの櫃をもち邑を繞りて一周し陣營に來りて營中に宿れり

又あくる朝ヨシユアはやく興いで祭司等エホバの櫃を昇き 七人の祭司等のおのヨベルの喇叭をたづさへエホバの櫃に先だちて行き喇叭を吹きつゝすゝみ甲冑の者等これに先だちて行き後軍はエホバの櫃の後に行く祭司等喇叭をふきつゝ進めり その次の日にも一次邑を繞りて陣營に歸り六日が間然なせり

第七日には夜明に早く興いで前のごとくして七次邑を繞り唯この日のみ七次邑を繞りたり 七次目にいたりて祭司等喇叭を吹くときにヨシユア民に言ふ汝ら呼はれエホバの邑を汝らに賜へり この邑およびその中の一切の物をば誼はれしものとしてエホバに獻ぐべし唯汝らハブおよび凡て彼とともに家に在るものは生し存べしわれらが遣し使者を置したればなり 唯汝ら誼はれし物を憤め恐らくは汝ら其を誼はれしものとして獻ぐるに方りその誼はれし物を自ら取りてイスラエルの陣營をも誼はるゝものとならしめ之をして憫ましむるに至らん 但し銀金銅器鐵器などは凡てエホバに聖別て奉まつるべきものなればエホバの府庫にこれを携へるべしと 是において民よははり祭司喇叭を吹ならしけるが民喇叭の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おのおの直に邑に上りいりて邑を攻取り 邑にある者は男女少きもの老たるもの區別なく盡くこれを刃にかけて滅ぼし且つ牛羊驢馬にまで及ぼせり

時にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 聞者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその

父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しまたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれらを置り 斯て火をもて邑と中の一切のものを焚ぬ但し銀金銅器鐵器などはエホバの室の府庫に納めたり 妓婦ラハブおよびその父の家の一族と彼に屬る一切の者とはヨシユアこれを生し存ければラハブは今日までイスラエルの中に住る是はヨシユアがエリコを窺はせんとて遣はし使者を置したるに因てなり ヨシユアその時人衆に誓ひて命じ言けるは凡そ起てこのエリコの邑を建る者はエホバの前に誼はるべし其石礎をすゑなば長子を失ひその門を建なば季子を失はんと エホバ、ヨシユアとともに在してヨシユアの名あまなく此地に聞ゆ

第七章

時にイスラエルの人々その誼はれし物につきて罪を犯せり即ちユダの支派の中なるゼラの子ザブデの子なるカルミの子アカン誼はれし物を取り是をもてエホバ、イスラエルの人々にむかひて震怒を發ちたまへり

ヨシユア、エリコより人を遣はしベテルの東に當りてベテアベンの邊にあるアイに到らしめんとし之に語りて言ふ汝ら上りゆきてかの地を窺へとその人々上りゆきてアイを窺ひけるが ヨシユアの許に歸て之に言ふ民を盡くは上り往しめざれ唯二三千人を上らせこアイを撃しめよかれらは寡ければ一切の民を彼處に遣て勞せしむるなかれと 是において民およそ三千人ばかり彼處に上りゆきけるが遂にアイの人の前より遁はしれり アイの人彼らを門の前より追てシバリムにいたり下坂にてその三十六人ばかりを撃り民は魂神消て水のごとくになりぬ

斯りしかばヨシユア衣を裂きイスラエルの長老等とともにエホバの櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に塵を蒙れり ヨシユア言けらく嗟主エホバよ何とて此民を導きてヨルダンを濟らせ我らをアモリ人の手に付して滅じさせんとしたまふや我等ヨルダンの彼旁に安んじ居しならば善りしものを 嗟主よイスラエルすでに敵に

背を見せられたれば我また何をか言ん 九 カナン人およびこの地の一切の民これを開きわれらを攻かこみてわれらの名をこの世より絶ん然らば汝の大なる御名を如何にせんや

一〇 エホバ、ヨシユアに言たまひけるは立よなんち何とて斯は俯伏すや 二 イスラエルすでに罪を犯しわが彼らに命じおける契約を破れり即ち彼らは詛はれし物を取り窃みかつ詐りてこれを己の所有物の中にいれたり

二一 是をもてイスラエルの人々は敵に當ること能はず敵に背を見す是は彼らも詛はるゝ者となりたればなり汝ら其詛はれし物を汝らの中より絶にあらざれば我ふたゞび汝らと借にをらし 二三 たてよ民を潔めて言へ汝ら身を潔めて明日を待てイスラエルの神エホバかく言たまふイスラエルよ汝の中に詛はれしものあり汝その詛はれし物を汝らの中より除き去るまでは汝の敵に當ること能はず 然らば翌朝汝らその支派にしたがひて進みいづべし而してエホバの掣たまふ支派はその宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ宗族はその家にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ家は男ひとりびとりに従がひて進みいづべし 凡そ掣れて詛はれし物を有りと定まる者は其一切の所有物とともに火に焚るべし是はエホバの契約を破りイスラエルの中に愚なる事を行ひたるが故なりと

二四 ヨシユア是において朝はやく興いでてイスラエルをその支派にしたがひて進出しめけるにユダの支派掣れたれば 二五 ユダのもろもろの宗族を進み出でしめけるにゼラの宗族掣れゼラの人々を進み出しめけるにザブデ掣れ 二六 ザブデの家の人々を進み出しめけるにアカン掣れぬ彼はユダの支派なるゼラの子ザブデの子なるカルミの子なり 二七 ヨシユア、アカンに言けるは我子よ請ふイスラエルの神エホバに稱讚を歸し之にむかひて懺悔し汝の爲たる事を我に告ぎ其事を我に隠すなかれ 二八 アカン、ヨシユアに答へて言けるは實にわれはイスラエルの神エホバに對ひて罪をかし如此々々行へり 二九 即ちわれ掠取物の中にバピロンの美しき衣服一枚に銀二百シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見欲く思ひて其を取れりそれはわが天幕の中に地に埋め置してあり銀も下ありと

三〇 爰にヨシユア使者を遣はしければ即ち彼の天幕に奔りゆきて視しに其は彼の天幕の中に匿しありて銀も下にありき 三一 彼ら其を天幕の中より取出してヨシユアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ則ちそれをエホバの前に置り 三二 ヨシユアやがてイスラエルの一切の人とともにゼラの子アカンを執へかの銀と衣服と金の棒およびその男子女子牛驢馬羊天幕など凡て彼の有る物をことごとく取てアコルの谷にこれを曳ゆけり 三三 而してヨシユア言けらく汝なんぞ我らを惱ましやエホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人みな石をもて彼を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり 三四 而してアカンの上に大なる石堆を積揚たりしが今日まで存るかくてエホバその烈しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日までアコル(惱)の谷と呼ぶ

第八章

一 茲にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは懼るゝ勿れ戰慄なかれ軍人をことごとく率ひ起てアイに攻のぼれ視よ我アイの王およびその民その邑その地を都て汝の手に授く 二 汝さきにエリコとその王とに爲し如くアイとその王とに爲べし今回は其貨財およびその家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を設くべしと

三 ヨシユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のぼらんとしまづ大勇士三萬人を選びて夜の中にこれを遣はせり 四 ヨシユアこれに命じて言く汝らは邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れる勿れ皆準備をなして待をれ 五 我と我に従がふ民みな共に邑に攻よせん而して彼らが初のごとく我らにむかひて打出んとき我らは彼らの前より逃はしらん 六 然せば彼ら我らを追て出来べければ我等つひに之を邑より誘き出すことを得ん其は彼等いはんこの人衆は初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれらその前より逃はしらん 七 汝らその伏をる處より起りて邑を取べし汝らの神エホバ之を汝らの手に付したまふべし 八 汝ら邑を乗取たらば邑に火を放ちエホバの言詞の如く爲べし我これを汝らに命す努よやと 九 かくてヨシユアかれらを遣はしければ

即ち往てアイの西の方にてベテルとアイとの間に身を伏せたりヨシユアはその夜民の中に宿れり

ヨシユア朝はやく興いでて民をあつめイスラエルの長老等とともに民に先だちてアイにのぼりゆけり
彼に従がふ軍人ことごとく上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をとり彼とアイの間には一の谷ありき
ヨシユア五千人許を擧て邑の西の方にてベテルとアイとの間にこれを伏せおけり
かく民の全軍を邑の北に置きその伏兵を邑の西に置いてヨシユアその夜谷の中にいりぬ
アイの王これを視しが彼の邑の人々みな急ぎて蚤に起き進み出てイスラエルと戦ひけるが預て謀しあはせ置る頃には王と其の一切の民アラバの前に進み來れり王は邑の後に伏兵ありて己を伺ふを知らざりき
時にヨシユア、イスラエルの一切の人とともに彼らに打負し狀して荒野の路を指て逃はしりしかば
その邑の民みな之を追撃んとて呼はり集まりヨシユアの後を追て邑を出離れ
アイにもベテルにもイスラエルを追ゆかずして遣りる者は一人もなく皆邑を開き放してイスラエルの後を追り

時にエホバ、ヨシユアに言たまはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我これを汝の手に授くべしとヨシユアすなはち己の手にある矛をアイの方に指伸るに
伏兵たちさち其處より起りヨシユアが手を伸ると齊しく奔きたりて邑に打いり之を取りて直に邑に火をかけたなり
茲にアイの人々背をふりかへりて觀しに邑の焚る煙天に立騰りむたれば此へも彼へも逃るに術なかりき斯る機しも荒野に逃ゆける民も身をかへして其追きたる者等に逼れり
ヨシユアおよび一切のイスラエル人伏兵の邑を取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人人を殺しけるが
かの兵また邑より出きたりて彼らに向ひければ彼方にも此方にもイスラエル人ありて彼らはその中間に挟まれぬイスラエル人かくして彼らを攻撃て一人をも餘さず逃さず
つひにアイの王を生擒てヨシユアの許に曳きたれり
イスラエル人已を荒野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し刃をもてこれを休し其すにおよびて皆

アイに歸り刃をもてこれを撃ほるほせり
その日アイの人々ことごとく斃れたりその數男、女あはせて一萬二千人
ヨシユア、アイの民をことごとく滅ぼし絶まではその矛を指伸たる手を垂ざりき
但しその邑の家畜および貨財はイスラエル人これを奪ひて自ら取り是はエホバのヨシユアに命じたまひし言に依なり
ヨシユア、アイを燬て永くこれを墟垣とならしむ是は今日まで荒地となりをる
ヨシユアまたアイの王を薄暮まで木に掛てさらし日の没におよびて命じてその死骸を木より取おろさしめ邑の門の入口にこれを投すて其上に石の大垣を積おこせり其は今日まで存る

かくてヨシユア、エバル山にてイスラエルの神エホバに一の壇を築けり
是はエホバの僕モーセがイスラエルの子孫に命ぜしことに本づきモーセの律法の書に記されたる所に循がひて新石をもて作れる壇にて何人も鐵器をその上に振あげず人衆その上にエホバに燔祭を獻げ酬恩祭を供ふ
彼處にてヨシユア、モーセの書しるし、律法をイスラエルの子孫の前にて石に書うつせり
かくてイスラエルの一切の人およびその長老、官吏、裁判人など他國の者も本國の者も打まじりてエホバの契約の櫃を昇る祭司等レビ人の前にあたりて櫃の此旁と彼旁に分れ半はゲリジム山の前に半はエバル山の前に立り是エホバの僕モーセの命ぜし所に循ひて最初に先イスラエルの民を祝せんとてなり
然る後ヨシユア律法の書に凡てしるされたる所に循ひて祝福と呪詛とにかはる律法の言をことごとく誦り
モーセの命じたる一切の言の中にヨシユアがイスラエルの全會衆および婦人子等ならびにイスラエルの中にをる他國の人の前にて誦ざるは無りき

第九章

茲にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へる大海の濱邊に居る諸の王すなはちヘテ人アマリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人たる者どもこれを聞て
心を同うし相集まりてヨシユアおよびイスラエルと戦はんとす
然るにギベオンギベオンの民ヨシユアがエリコとアイとに爲たりし事を聞しかば
己も詭計をめぐらして使者の

五 狀にいであら古き袋および古び破れたるを結びとめたる酒の革囊を驢馬に負せ 補ひたる古履を足にはき古衣
 六 を身にまとひ來れり其糧のパンは凡て乾きかつ盡てありき 彼等ギルガルの陣營に來りてヨシユアの許にいた
 七 り彼とイスラエルの人々に言ふ我らは遠き國より來れり然ば今われらと契約を結べと イスラエルの人々ヒビ
 八 人に言けるは汝らは我等の中に住をるならんも計られねば我ら争か汝らと契約を結ぶことを得んと 彼ら又ヨ
 九 シユアにむかひて我らは汝の僕なりと言ければヨシユアかれらに汝らは何人にして何處より來りしやと問しに
 一〇 彼らヨシユアに言けるは僕等は汝の神エホバの名の故によりて遙に遠き國より來れり其は我ら彼の聲譽および
 一一 彼がエジプトにて行ひたりし一切の事を聞き また彼がヨルダンの彼旁にをりしアモリ人の二箇の王すなはち
 一二 ヘシボンの王シホンおよびアシタロテにをりしバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たればなり 是をも
 一三 て我らの長老および我らの國に住をるものみなわれらに告て言り汝ら旅路の糧を手に携さへ往てかれらを迎へて
 一四 彼らに言へ我らは汝らの僕なり請ふ我らと契約を結べと 我らの此パンは汝らの所に來らんとて出たちし日に
 一五 我ら家々より其なは温燠なるをとり備へしなるが視よ今は已に乾きて微たり また酒をみさせるこれらの革囊
 一六 も新しかりしが破るゝに至り我らのこの衣服も履も旅路の甚だ長きによりて古びぬと 然るに人々は彼らの糧
 一七 を取りエホバの口を問ことをせざりき ヨシユアすなはち彼らと好を爲し彼らを生しおかんといふ契約を結び
 一八 會中の長等かれらに誓ひたりしが

一六 その彼らと契約を結びてより三日を経て後かれらは已に近き人にして已の中に住をる者なりと聞り
 一七 スラエルの子孫やがて進みて第三日に彼らの邑々に至れり其邑はギベオン、ケビラ、ベエロテおよびキリアチヤ
 一八 リムなり 然れども會中の長等イスラエルの神エホバを指て彼らに誓ひたりしをもてイスラエルの子孫これを
 一九 攻撃ざりき是をもて會衆みな長等にむかひて叱けり 然ど長等は凡て全會衆に言ふ我らイスラエルの神エホバ
 二〇 を指て彼らに誓へり然ば今彼らに觸べからず 我ら斯かれらに爲て彼らを生しおかん然すれば彼らに誓ひし誓

二 によりて震怒の我らに及ぶことあらじと 長等また人衆にむかひて彼らを生しおくべしと言ければ彼らは遂に
 三 全會衆のために薪を斬り水を汲ことをする者となれり長等の彼等に言たるが如し
 四 二二 ヨシユアすなはち彼らを召よせて彼らに語りて言けるは汝ら我らの中に住をりながら何とて我らは汝ら
 五 に甚だ遠しと言て我らを誑かしや 然ば汝らは詛はる汝らは永く奴隷となり皆わが神の室のために薪を斬り
 六 水を汲ことをする者となるべしと 彼らヨシユアに應へて言けるは僕等はなんぢの神エホバその僕モーセに
 七 此地をことごとく汝らに與へ此地の民をことごとく汝らの前より滅ぼし去ことを命ぜしと明白に傳へ聞たれば
 八 汝らのために生命の危からんことを太く懼れて斯は爲けるなり 視よ我らは今汝の手の中にあり汝の我らに爲
 九 を善とし正當とする所を爲たまへと ヨシユアすなはち其ごとく彼らに爲し彼らをイスラエルの子孫の手より
 一〇 救ひて殺さしめざりき ヨシユアその日かれらをして會衆のためおよびエホバの壇の爲に其えらびたまふ處に
 一一 おいて薪を斬り水を汲ことをする者とならしめたりしが今日まで然り

第一〇章 茲にエルサレムの王アドニゼデクはヨシユアがアイを攻取てこれを全く滅ぼし獨にエリコとその
 王とに爲しごとくにアイとその王とも爲たる事およびギベオンの民がイスラエルと好を爲て之が
 中にをる事を聞て 大に懼る是ギベオンは大なる邑にして都府に等しきに因りまたアイよりも大きくしてその
 内の人々凡て強きに因てなり エルサレムの王アドニゼデク是においてヘブロン王ホハム、ヤルムテの王
 二 ビラム、ラキシの王ヤピアおよびエグロンの王デビルに人を遣はして云ふ 我の處に上りきたりて我を助けよ
 三 我らギベオンを攻撃ん其はヨシユアおよびイスラエルの子孫と好を結びたればなりと 而してこのアモリ人の
 四 王五人すなはちエルサレムの王ヘブロン王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王あひ集まりその諸軍勢
 五 を率て上りきたりギベオンに對ひて陣を取り之を攻て戦ふ

* ギベオンの人々ギルガルの陣營に人を遣はしヨシユアに言しめけるは僕等を助くることを緩うする勿れ

七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二

迅速に我らの所に上り來りて我らを救ひ助けよ山地に住するアモリ人の王みな相集りて我らを攻るなりと
 シユアすなはち一切の軍人および一切の大勇士を率ゐてギルガルより進みのぼれり 時にエホバ、ヨシユアに
 言たまひけるは彼らを懼るゝなかれ我かれらを汝の手に付す彼らの中には汝に當ることを得る者一人もあらずと
 この故にヨシユア、ギルガルより終夜進みのぼりて猝然にかれらに攻よせしに エホバかれらをイスラエル
 の前に敗りたまひければヨシユア、ギベオンにおいて彼らを夥多く擊殺しベテホロンの昇阪の路よりしてアゼカ
 およびマツケダまで彼らを追撃り 彼らイスラエルの前より逃はしりてベテホロンの降阪にありける時エホバ
 天より大石を降しそのアゼカに到るまで然したまひければ多く死りイスラエルの子孫が劍をもて殺し者よりも
 電石にて死し者の方衆かりき
 エホバ、イスラエルの子孫の前にアモリ人を付したまひし日にヨシユア、エホバにむかひて申せしことあ
 り即ちイスラエルの目の前にて言けらく日よギベオンの上に止まれ月よアヤロンの谷にやすらへ 民その敵を
 撃やぶるまで日は止まり月はやすらひぬ是はヤシヤルの書に記さるゝにあらすや即ち日空の中にやすらひて急ぎ
 渡ざりしこと凡そ一日なりき 是より先にも後にもエホバ是のごとく人の言を聽いたまひし日は有す是時に
 はエホバ、イスラエルのために戦ひたまへり
 かくてヨシユア一切のイスラエル人とともにギルガルの陣營に歸りぬ
 かの五人の王は逃ゆきてマツケダの洞穴に隠れたりしが 五人の王はマツケダの洞穴に隠れをるとヨシ
 ユアに告げ言ふ者ありければ ヨシユアいひけるは汝ら洞穴の口に大石を轉ばしその傍に人を置てこれを守ら
 せよ 但し汝らは止る勿れ汝らの敵の後を追てその殿軍を撃て彼らをその邑々に入しむる勿れ汝らの神エホバ
 かれらを汝らの手に付したまへるぞかしと ヨシユアおよびイスラエルの子孫おびたしく彼らを擊殺して
 遂に殺し盡しその撃もらされて遺れる者等城々に逃いるにおよびて 民みな安然にマツケダの陣營にかへりて

二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

ヨシユアの許にいたりけるがイスラエルの子孫にむかひて舌を鳴すもの一人もなかりき
 時にヨシユア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの五人の王を我前に曳いだせと やがて然なしてかの五
 人の王すなはちエルサレムの王ヘブロン、王ヤルムテ、王ラキシ、王およびエグロンの王を洞穴より彼の前に曳
 いだせり かの王等をヨシユアの前に曳いだしし時ヨシユア、イスラエルの一切の人々を呼よせ己とともに往
 し軍人の長等に言けるは汝ら近よりて此王等の頸に足をかけよと乃はち近よりてその王等の頸に足をかければ
 ヨシユアこれに言ふ汝ら懼るゝ勿れ懼く勿れ心を強くしかつ勇めよ汝らが攻て戦ふ諸の敵にはエホバすべ
 て斯のごとく爲たまふべしと かくて後ヨシユア彼らを撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の上にこれを
 曝しおきしが 日の没る時におよびてヨシユア命を下しければ之を木より取おろしその隠れたりし洞穴に投げ
 れて洞穴の口に大石を置り是は今日が日までも存す
 ヨシユアかの日マツケダを取り刃をもて之とその王とを撃ち之とその中なる一切の人をことごとく滅して
 一人をも遺さずエリコの王になしたることくにマツケダの王にも爲しぬ
 かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてマツケダよりリブナに進みてリブナを攻て戦ひけるに エ
 ホバまた之とその王をもイスラエルの手に付したまひしかば刃をもて之とその中なる一切の人を撃ほろぼし一人
 をもその中に遺さずエリコの王に爲たるごとくにその王にも爲しぬ
 ヨシユアまた一切のイスラエル人を率ゐてリブナよりラキシに進み之にむかひて陣をとり之を攻めて戦ひ
 けるに エホバ、ラキシをイスラエルの手に付したまひければ第二日にこれを取り刃をもて之とその中なる
 一切の人々を撃ちほろぼせり凡てリブナに爲たるがごとし
 時にゲゼルの王ホラム、ラキシを授けんとて上りきたりければヨシユアかれとその民とを撃ころして終に
 一人をも遺さざりき

斯てヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてラキシよりエグロンに進み之に對ひて陣を取りこれを攻て戦ひ
 三日 その日にこれを取り刃をもて之を撃その中なる一切の人をことごとくその日に滅ぼせり凡てラキシに爲たる
 が如し

ヨシユアまた一切のイスラエル人をひきゐてエグロンよりヘブロンに進みのぼり之を攻て戦ひ やがて
 これを取り之とその王およびその一切の邑々とその中なる一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遺さざりき
 凡てエグロンに爲たるが如し即ち之とその中なる一切の人をことごとく滅ぼせり

かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐ歸りてデビルに至り之を攻て戦ひ 之とその王およびその
 一切の邑を取り刃をもて之を撃てその中なる一切の人をことごとく滅ぼし一人をも遺さざりき其デビルと其王に
 爲たる所はヘブロンに爲たるが如く又リブナとその王に爲たるがごとくなりき

ヨシユアかく此全地すなはち山地 南の地 平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃ほらばして人
 一箇をも遺さず凡て氣息する者は盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神エホバの命じたまひしごとし ヨシユ
 ア、カデシバルネアよりガザまでの國々およびゴセンの全地を撃ほらばしてギベオンにまで及ぼせり イスラ
 エルの神エホバ、イスラエルのために戦ひたまひしに因てヨシユアこれらの諸王およびその地を一時に取り

かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてギルガルの陣營にかへりぬ

第一章

ハヅルの王ヤビン之を聞およびマドンの王ヨバブ、シムロンの王アタサフの王 および北の地
 山地 キンネロテの南のアラバ 平地 西の方なるドルの高處などに居る王等 すなはち東西のカ
 ナン人 アモリ人 ヘテ人 ベリジ人 山地のエブス人 ミヅバの地なるヘルモン麓のヒビ人などに人を遣はせり
 爰に彼らその諸軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多ことは濱の砂の多きがごとくにして馬と車もまた甚だ
 多かりき これらの王たち皆あひ會して進みきたり共にメロムの水の邊に陣をとりてイスラエルと戦はんとす

時にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは彼らの故によりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼らをイスラエルの
 前に付して盡く殺さしめん汝かれらの馬の足の筋を截り火をもて彼らの車を焚べしと ヨシユアすなはち一切
 の軍人を率ゐて俄然にメロムの水の邊に押寄て之を襲ひけるに エホバこれをイスラエルの手に付したまひし
 かば則ち之を撃やぶりて大シドンおよびミスレボテマイムまで之を追ゆき東の方にては又ミヅバの谷までこれを
 追ゆき遂に一人をも遺さず撃とれり ヨシユアすなはちエホバの己に命じたまひしことにしたがひて彼らの馬
 の足の筋を截り火をもてその車を焚り

その時ヨシユア歸りきたりてハヅルを取り刃をもてその王を撃り在昔ハヅルは是らの諸國の盟主たりき
 即ち刃をもてその中なる一切の人を撃てことごとく之を滅ぼし氣息する者は一人だに遺さざりき又火をもて
 ハヅルを焚り ヨシユアこれらの王の一切の邑々およびその諸王を取り刃をもてこれを撃て盡く滅ぼせり、エ
 ホバの僕モーセの命じたるがごとし 但しその岡の上にたちたる邑々はイスラエルこれを焚ず唯ハヅルのみを
 ヨシユア焚り 是らの邑の諸の貨財及び家畜はイスラエルの人々奪ひて自ら之を取り人はみな刃をもて撃て滅
 ぼし盡し氣息する者は一人だに遺さざりき エホバその僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨシユアに命
 じ置たりしがヨシユアその如くに行へり凡てエホバのモーセに命じたまひし所はヨシユア一だに爲で置し事なし
 ヨシユア斯その全地すなはち山地 南の全地ゴセンの全地平地アラバ、イスラエルの山地およびその平地
 を取り セイルに上りゆくハラク山よりヘルモン山の麓なるレバノン谷のバアルガデまでを獲その王等とこと
 ごとく執へて之を撃て死しめたり ヨシユア此すべての王等と戦争をなすこと日ひさし ギベオンの民ヒビ
 人を除くの外はイスラエルの子孫と好をなし、邑なかりき皆戦争をなしてこれを攻とりしなり そもそも彼ら
 が心を剛愎にしてイスラエルに攻よせしはエホバの然らしめたまひし者なり彼らは詛はれし者となり憐憫を乞ふ
 ことをせず滅ぼされんがためなり是全くエホバのモーセに命じたまひしが如し

その時ヨシユアまた往て山地へブロン、デビル、アナブ、ユダの一切の山地イスラエルの一切の山地などよ
りしてアナク人を絶ち而してヨシユア彼らの邑々をも與に滅ぼせり。然からにイスラエルの子孫の地の内には
アナク人一人も遺りをらず只ガザ、ガテ、アシドドに少く遺りをる而已。ヨシユアかく此地を盡く取り全く
エホバのモーセに告たまひし如し而してヨシユア、イスラエルの支派の區別にしたがひ之を與へて産業となさし
めたり遂に此地に戦争やみぬ。

第二章

ヨルダンの彼旁日の出る方に於てアルノンの谷よりヘルモン山および東アラバの全土までの間
にてイスラエルの子孫が撃ほろぼして地を取たりし其國の王等は左のごとし。先アモリ人の王シ
ホン彼はヘシボンに住をれり其治めたる地はアルノンの谷の端なるアロエルより谷の中の邑およびギレアデの半
を括てアンモンの子孫の境界なるヤボク河にいたり。アラバをキンネレテの海の東まで括またアラバの海すな
はち鹽海の東におよびてベテエシモテの路にいたり南の方ビスガの山腹にまで達す。次にレバイムの殘餘なり
シバシヤンの王オグの國境を言んに彼はアシタロテとエデレイに住をり。ヘルモン山サレカおよびバシヤンの
全土よりしてゲシュリ人マアカ人およびギレアデの半を治めてヘシボンの王シホンと境を接ふ。エホバの僕
モーセ、イスラエルの子孫とともに彼らを撃ほろぼせり而してエホバの僕モーセ之が地をルベン人ガド人および
マナセの支派の半に與へて産業となさしむ。

またヨルダンの此旁西の方においてレバノンの谷のバルガデよりセイル山の上途なるハラク山までの間
にてヨシユアとイスラエルの子孫が撃ほろぼしたりし其國の王等は左のごとしヨシユア、イスラエルの支派の
區別にしたがひその地をあたへて産業となさしむ。是は山地平地アラバ山腹荒野南の地などにしてヘテ人ア
モリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人等有ちたりし者なり。エリコの王一人ベテルの邊なるアイの王一人
エルサレムの王一人ヘブロン王一人。ヤルムテの王一人ラキシの王一人。エグロンの王一人ゲゼルの
王一人。デビルの王一人ゲデルの王一人。ホルマの王一人アラデの王一人。リブナの王一人アドラムの王
一人。マツケダの王一人ベテルの王一人。タツプアの王一人ヘベルの王一人。アベクの王一人ラシヤロン
の王一人。マドンの王一人ハヅルの王一人。シムロンメロンの王一人アクサフの王一人。タアナクの王一
人メギドンの王一人。ケテシの王一人カルメルヨクネアムの王一人。ドルの高處なるドルの王一人ギルガ
ルのゴイイムの王一人。テルザの王一人合せて三十一王。

ヨシユアすでに年邁みて老たりしがエホバかれに言たまひけらく汝は年邁みて老たるが尙取るべ
き地の殘れる者甚だおほし。その尙のこれる地は是なりベリシテ人の全州ゲシュル人の全土
エジプトの前なるシホルより北の方カナン人に屬すると人のいふエタロンの境界までの部。ベリシテ人の五人
の主の地すなはちガザ人アシドド人アシケロン人ガテ人エタロン人の地。南のアピ人カナン人の全地シドン人
に屬するメアラおよびアモリ人の境界なるアベクまでの部。またヘルモン山の麓なるバルガデよりハマテの
入口までに亘るゲバル人の地およびレバノンの東の全土。レバノンよりミスレボテマイムまでの山地の一切の
民すなはちシドン人の全土。我かれらをイスラエルの子孫の前より逐はらふべし汝は我が命じたりしごとくその
地をイスラエルに分ち與へて産業となさしめよ。即ちその地を九の支派とマナセの支派の半に分ちて産業と
なさしむべし。

第三章

マナセとともにルベン人およびガド人はヨルダンの彼旁東の方にてその産業をモーセより賜はり獲たりエ
ホバの僕モーセの彼らに與へし者は即ち是のごとし。アルノンの谷の端にあるアロエルより此方の地谷の中に
ある邑デボンまでに亘るメデバの一切の平地。ヘシボンにて世を治めしアモリ人の王シホンの一切の邑々より
してアンモンの子孫の境界までの地。ギレアデ、ゲシュル人及びマアカ人の境界に沿る地。ヘルモン山の全土
サルカまでバシヤン一圓。アシタロテおよびエデレイにて世を治めしバシヤンの王オグの全國。オグはレバイム

ヨシユア記 第一章二節—第二章二節

二三 餘民の遺れる者なりモーセこれらを撃て逐はらへり 但しゲシユル人およびマアカ人はイスラエルの子孫
 二四 これを逐はらざりきゲシユル人とマアカ人は今日までイスラエルの中に住をる 唯レビの支派にはヨシユア
 二五 何の産業をも與へざりきイスラエルの神エホバの火祭これが産業たればなり其かれに言たまひしが如し

二六 モーセ、ルベンの子孫の支派にその宗族にしたがひて與ふる所ありしが 二七 その境界の内はアルノンの谷
 二八 の端なるアロエルよりこなたの地谷の中なる邑メデバの邊の一切の平地 二九 ヘシボンおよびその平地の一切の
 三〇 邑々、デボン、バモテバアル、ベテバアルメオン、ヤハヅ、ケデモテ、メバアテ、キリアタイム、シブマ、谷中の山
 三一 のゼレテシヤハル、ベテベオル、ビスガの山腹、ベテエシモテ、平地の一切の邑々、ヘシボンにて世を治めし
 三二 アモリ人の王シホンの全國、モーセ、シホンをミデアンの貴族エビ、レケム、ツル、ホルおよびレバとあはせて
 三三 撃ころせり是みなシホンの大臣にしてその地に住をりし者なり 三四 イスラエルの子孫またベオルの子ト策師バラ
 三五 ムをも刃にかけてその外に殺せし者等とともに殺せり 三六 ルベンの子孫はヨルダンおよびその河岸をもて己の
 三七 境界とせりルベンの子孫がその宗族に循がひて獲たる産業は是のごとくにして邑も村もこれに准らふ

三八 モーセまたガドの子孫たるガドの支派にもその宗族にしたがひて與ふる所ありしが 三九 その境界の内は
 四〇 ヤゼル、ギレアデの一切の邑々、アンモンの子孫の地の半、ラバの前なるアロエルまでの地、ヘシボンよりラマ
 四一 テミツバまでの地およびベトニム、マハナイムよりテピルの境界までの地、谷においてはベテアラム、ベテ
 四二 ニムラ、スコテ、ザボンなどヘシボンの王シホンの國の残れる部分、ヨルダンおよびその河岸よりしてヨルダン
 四三 の東の方キンネレテの海の岸までの地、ガドの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとくにして邑
 四四 も村も之に准らふ

四五 モーセまたマナセの支派の半にも與ふる所ありき是すなはちマナセの支派の半にその宗族にしたがひて
 四六 與へしなり 四七 その境界の内はマハナイムより此方の地、バシヤンの全土、バシヤンの王オグの全國、バシヤン

四八 にあるヤイルの一切の邑すなはち其六十の邑、ギレアデの半、バシヤンにおけるオグの國の邑々、シタロテホ
 四九 よびエデレイ是等はマナセの子マキルの子孫に歸せり即ちマキルの子孫の半、その宗族にしたがひて之を獲たり
 五〇 ヨルダンの東の方に於てエリコに對ひをるモアブの野にてモーセが分ち與へし産業は是のごとし 但し
 五一 レビの支派にはモーセ何の産業をも與へざりきイスラエルの神エホバこれが産業たればなり其かれらに言たまひ
 五二 し如し

第一章

一 イスラエルの子孫がカナンの地にて取しその産業の地は左のごとし即ち祭司エレアザル、ヌンの
 二 子ヨンユアおよびイスラエルの子孫の族長等これを彼らに分ち 三 エホバがモーセによりて
 四 命じたまひしごとく産業の蔵によりて之を九の支派および半の支派に與ふ 其はヨルダンの彼旁にてモーセ
 五 已にかの二の支派と半の支派とに産業を與へたればなり但しレビ人には之が中に産業を與へざりき 是はヨセ
 六 フの子孫マナセ、エフライムの二の支派と成たるに因て然りレビ人には此地において何の分をも與へず唯その住
 七 べき邑々およびその家畜と貨財を置べき郊地を與へしのみ 八 イスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひし
 九 ごとく行ひてその地を分てり

一〇 茲にユダの子孫ギルガルにてヨシユアの許に至りケニズ人エフンネの子カレブ、ヨシユアに言けるはエホ
 一一 バ、カデシバルネアにて我と汝との事につきて神の人モーセに告たまひし事あり汝これを知る 一二 エホバの僕モ
 一三 ーセが此地を窺はせんとして我をカデシバルネアより遣はしし時に我は四十歳なりき其時我は心に思ふまにに彼
 一四 に復命したり 一五 我とともに上り往しわが兄弟等は民の心を挫くことを爲たりしが我は全く我神エホバに従へり
 一六 その日モーセ誓ひて言けらく汝の足の踐たる地は必ず永く汝と汝の子孫の産業となるべし汝まつたく我神エホ
 一七 バに従がひたればなりと 一八 エホバの言をモーセに語りたまひし時より已來イスラエルが荒野に歩みたる此四
 一九 十五年の間かく其のたまひし如く我を生存らへさせたまへり視よ我は今日すでに八十五歳なるが 今日もなほ

モーセの我を遣はしたりし日のごとく健剛なり我が今の力のかの時の力のごとくにして出入し戦闘をなすに堪ふ
 然ば彼日エホバの語りたまひし此山を我に與へよ汝も彼日聞たる如く彼處にはアナキ人をりその邑々は大に
 して堅固なり然ながらエホバわれとともに在して我つひにエホバの宣ひしごとく彼らを逐はらふことを得んと

ヨシユア、エフソネの子カレブを祝しヘブロンをこれに與へて産業となさしむ 是をもてヘブロンは今日
 日までケニス人エフソネの子カレブの産業となりを是は彼まつたくイスラエルの神エホバに従がひたればなり
 ヘブロンの名は元はキリアアラルバと曰ふアルバはアナキ人の中の最も大なる人なり茲にいたりてその地
 に戦争やみぬ

第五章

ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる地はエドムの境界に達し南の方デンの
 荒野にわたりて南の極端に及ぶ 其の南の境界は鹽海の極端なる南に向へる入海より起り
 クラビムの坂の南にわたりてデンに進みカデシバルネアの南より上りてヘブロンに沿て進みアダルに上りゆきて
 カルカに環り アズモンに進みてエジプトの河にまで達し其の境界海にいたりて盡く汝らの南の境界は是の如
 くなるべし 其の東の境界は鹽海にしてヨルダンの河口に達す北の方の境界はヨルダンの河口なる入海より起
 り 上りてベテホグラにいたりてベテアラバの北をすぎ上りてルベン人ボハンの石に達し またアコルの谷より
 デビルに上りて北におもむき河の南にあるアドミムの坂に對するギルガルに向ひすみてエンシメシの水に達し
 エンロゲルにいたりて盡く 又その境界はベニヒンノムの谷に沿てエブス人の地すなはちエルサレムの南の脇
 に上りゆきヒンノムの谷の西面に横はる山の嶺に上る是はレバイムの谷の北の極端にあり 而してその境界
 この山の嶺より延てネフトアの水の泉源にいたりエフロン山の邑々にわたり其の境界延てバアラにいたる是すな
 はちキリアアテヤリムなり 其の境界バアラより西の方セイル山に環りヤリム山(すなはちケサロン)の北の脇
 をへてベテシメシに下りテムナに沿て進み エクロンの北の脇にわたり延てシツケロンに至りバアラ山に進み

ヤブネルに達し海にいたりて盡く また西の境界は大海にいたり其の濱をもて限とすユダの子孫がその宗族に
 したがひて獲たる地の四方の境界は是のごとし

ヨシユアそのエホバに命ぜられしごとくエフソネの子カレブにユダの子孫の中にキリアアラルバすなは
 ちヘブロンを與へてその分となさしむアルバはアナクの父なり カレブかしこよりアナクの子三人を逐はらへ
 り是すなはちアナクより出たるセシヤイ、アヒマンおよびタルマイなり 而して彼かしこよりデビルの民の所
 に攻上りてデビルの名は元はキリアアテセルといふ カレブ言けらくキリアアテセルを撃てこれを取る者には
 我女子アクサを妻に與へんと ケナズの子にしてカレブの弟なるオテニエルといふ者これを取ればカレブそ
 の女子アクサを之が妻に與へたり アクサ適く時田野をその父に求むべきことをオテニエルに勸め遂にみづか
 ら驢馬より下れりカレブこれに何を望むやと言ければ 答へて言ふ我に粧盒を與へよ汝われを南の地に遣なれ
 ば水泉をも我に與へよと乃ち上の泉と下の泉とをこれに與ふ

ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし

ユダの子孫の支派が南においてエドムの境界の方に有るその遠き邑々は左のごとしカブジエル、エデル、
 ヤグル キナ、デモナ、アダダ ケデシ、ハズル、イテナン ジフ、テレム、ベアロテ ハズルハダツ
 タ、ケリオテヘブロンすなはちハズル アمام、シマ、モラダ ハザルガダ、ヘシモン、ベテバレテ ハ
 ザルシユアル、ベエルシバ、ビジヨテヤ バアラ、イキム、エゼム エルトラデ、ケシル、ホルマ チク
 ラダ、マデマンナ、サンサンナ レバオテ、シルヒム、アイン、リンモン、その邑あはせて二十九ならびに
 之に屬る村々なり

平野にてはエシタオル、ゾラ、アシナ ザノア、エンガンニム、タツプア、エナム ヤルムテ、アド
 ラム、シヨコ、アゼカ シヤアライム、アダタイム、ゲデラ、ゲデロタイム合せて十四邑ならびに之に屬る

村々なり

ゼナン、ハダシヤ、ミグダルガデ、デラン、ミヅバ、ヨクテル、ラキシ、ボヅカチ、エグロン、カ
ボン、ラマム、キテリシ、ゲデロテ、ベテダゴン、ナアマ、マツケダ合せて十六邑ならびに之に屬する村々なり
またリブナ、エテル、アシヤン、イフタ、アシナ、ネジブ、ケイラ、アクジブ、マレシヤ合せて九邑
ならびに之に屬する村々なり

エクロンならびにその郷里および村々なり、エクロンより海まで凡てアシドドの邊にある處々ならびに
之につける村々なり

アシドドならびにその郷里および村々、ガザならびにその郷里および村々、エジプトの河および大海の濱に
いたるまでの處々なり

山地にてはシヤミル、ヤツテル、シヨコ、ダンナ、キリアテサンナすなはちデビル、アナブ、エシテ
モ、アニム、ゴセン、ホロン、ギロ、合せて十一邑ならびに之に屬する村々なり

アラブ、ドマ、エシヤン、ヤニム、ベテタツプア、アベカ、ホムタ、キリアテアルバすなはちヘブ
ン、チオルあはせて九邑ならびに之につける村々なり

マオン、カルメル、ジフ、ユダ、エズレル、ヨグテアム、ザノア、カイン、ギベア、テムナあはせて
十邑ならびに之に屬する村々なり

ハルホル、ベテズル、ゲドル、マアラテ、ベテアノテ、エルテコンあはせて六邑ならびに之に屬する村々なり
キリアテアルバすなはちキリアテヤリムおよびラバあはせて二邑ならびに之につける村々なり

荒野にてはベテアラバ、ミデン、セカカ、ニブシヤン、鹽邑、エンゲデ、あはせて六邑ならびに之につけ
る村々なり

エルサレムの民エブス人はユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき是をもてエブス人は今日までユダの
子孫とともにエルサレムに住ぬ

第十六章

ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの東の水の
邊より起りてエリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行き、ベテルよ
リルズにおもむきアルキ人の境界なるアタロテに進み、また西の方ヤフレテ人の境界に下りてベテホロンの
境界に及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡く、かくヨセフの子孫マナセ及びエフライムその産業を受たり
エフライムの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の境界は是のごとしその産業の境界東はアタロテアダ
ルにて上はベテホロンに達し、ミクメタの北より西におもむき東をれてタアナテシロにいたりて沿てヤノ
アの東を過ぎ、ヤノアより下りてアタロテおよびナアラにいたりエリコに達しヨルダンにいたりて盡き、タ
ツプアよりして西に進みカナの河にまで達し海にいたりて盡くエフライムの子孫の支派がその宗族にしたがひて
獲たる産業は是のごとし、この外にマナセの子孫の産業の中にてエフライムの子孫に別ち與へし邑々ありエフ
ライムの一切の邑およびその村々を得たり、但しゲゼルに住るカナン人をば逐はらはざりき是をもてカナン人
は今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる

第十七章

マナセの支派が籤によりて獲たる地は左のごとしマナセはヨセフの長子なりきマナセの長子にし
てギレアデの父なるマキルは軍人なるが故にギレアデとバシヤンを獲たり、此餘のマナセの子等
即ちアビエゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘベルの子孫セミダの子孫などもその宗族に
したがひて獲る所ありき是等はヨセフの子マナセが男の子にしてその宗族に備ひて言るなり、マナセの子マキ
ルその子ギレアデその子ヘベルその子なるゼロベハデといふ者は女の子のみありて男の子あらざりきその女の
子の名はマヘラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ、彼等祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよび長等の

前に進み出て言けらく 我らの兄弟の中にて我らにも産業を興へよと エホバ、モーセに命じおきたまへりヨシユアすなはちエホバの命にしたがひて彼らの父の兄弟の中にて彼らにも産業を興ふ マナセはヨルダンの彼旁にてギレアデおよびバシヤンの地の外になほ十部の地を獲たり 是はマナセの女の子等もその男の子等の中にて産業を獲たればなりギレアデの地はマナセのその餘の子等に屬す

マナセの境界はアセルよりシケムの前なるミクメタテに及び右におもむきてエンタツプアの民に達す タツプアの地はマナセに屬す但しマナセの境界にあるタツプアはエフライムの子孫に屬す またその境界カナの河に下りてその河の南に至る是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬すマナセの境界はその河の北にあり海にいたりて盡く その南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これらの境界を成すマナセは北はアセルに達し東はイツサカルに達す イツサカルおよびアセルの中にマナセはベテシヤンとその郷里イブレアムとその郷里ドルの民とその郷里およびエンドルの民とその郷里 タアナクの民とその郷里 メギドンの民とその郷里など合せて三の高處を有り 但しマナセの子孫は是らの邑の民を逐はらふことを得ざりければカナ人この地に固く住むをりしが イスラエルの子孫強くなるに及びてカナ人を使役し之を盡く逐ことはせざりき

茲にヨセフの子孫ヨシユアに語りて言けるはエホバ今まで我を祝福たまひて我は大なる民となりけるに汝わが産業にとて只一の籟一の分のみを我に與へしは何ぞや ヨシユアかれらに言けるは汝もし大なる民となりしならば林に上りゆきて彼處なるベリジ人およびレバイム人の地を自ら斬ひらくべしエフライムの山地は汝には狭しと言ばなり ヨセフの子孫言けるは山地は我らには足すかつ又谷の地にをるカナ人人はベテシヤンとその郷里にをる者もエズレルの谷にをる者も凡て 鐵の戰車を有り ヨシユアかさねてヨセフの家すなはちエフライムとマナセに語りて言ふ汝は大なる民にして大なる力あり然れば只一籟のみを取てをる可らず 山地をも

汝の有とすべし是は林なれども汝これを斬ひらきてその極處を獲べしカナ人は鐵の戰車を有をりかつ強くあれども汝これを逐はらふことを得ん

第十八章

かくてイスラエルの子孫の會衆ごとくシロに集り集會の幕屋をかしこに立つその地は已に彼らに歸服ぬ この時なほイスラエルの子孫の中に未だその産業を分ち取ざる支派七のこりりければ ヨシユア、イスラエルの子孫に言けるは汝らは汝らの先祖の神エホバの汝らに與へたまひし地を取に往くことを何時まで怠りをるや 汝ら支派ごとく三人づつを擧よ我これを遣さん彼らは起てその地を歩きめぐりその産業にしたがひて之を描き寫して我に歸るべし 彼らその地を分ちて七分となすべし ユダは南にてその境界の内にをり ヨセフの家は北にてその境界の内にをるべし 汝らその地を描き寫して七分となし此にわが許に持きたれ我こゝにて我等の神エホバの前になんぢらの爲に籟を擧ん レビ人は汝らの中に何の分をも有すエホバの祭司となることをもて其産業とす又ガド、ルベンおよびマナセの支派の半はヨルダンの彼旁東の方にて已にその産業を受たり是エホバの僕モーセの之に與へし者なりと

その人々すなはち起て往り其地を描き寫さんとて出ゆる此者等にヨシユア命じて云ふ汝等ゆきてその地を歩きめぐり之を描き寫して我に歸りきたれ我シロにて此にエホバの前にて汝らのために籟を擧んと その人々ゆきてその地をめぐり邑にしたがひて之を七分となして書に描き寫しシロの營に歸りてヨシユアに語りければ ヨシユア、シロにて彼らのためにエホバの前に籟を擧り而してヨシユア彼所にてイスラエルの子孫の區分にしたがひて其地を分ち與へたり

まづベニヤミンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籟を擧りその籟によりて獲たる地の境界はユダの子孫とヨセフの子孫の間にわたる 即ちその北の方の境界はヨルダンよりしてエリコの北の脇に上り西の山地を逾てまた上りベテアベンの荒野にいたりて盡く 彼處よりその境界ルズに進みルズの南の脇にいたる

ルズはベテルなり而して其境界下ベテホロンの南に横たはる山に沿てアタロテアダルに下り 延て西の方に
 南に曲りベテホロンの南面に横はるところの山より進みユダの子孫の邑キリアテバアル即ちキリアテヤリム
 にいたりて盡くその西の境界は是のごとし またその南の方はキリアテヤリムの極處よりして西におもむきて
 ネフトアの水の源にいたり レバイムの谷の中の北の方にてベニヒンノムの谷の前に横たはる所の山の極處に
 下り其處よりしてヒンノムの谷に下りてエブス人の南の脇にいたりエンロゲルに下り 北に延てエンシメシに
 おもむきアドミムの阪に對へるゲリロテにおもむきルベン人、ボハンの石まで下り 北の方にてアラバに對す
 る處にわたりてアラバに下り ベテホグラの北の脇にわたりヨルダンの南の極にて鹽海の北の入海にいたりて
 盡くその南の境界は是のごとし 東の方にてはヨルダンその境界となる是すなはちベニヤミンの子孫がその
 宗族にしたがひて獲たる産業の周囲の境界なり

ベニヤミンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる邑々はエリコ、ベテホグラ、エメクケジツ
 テアラバ、ゼマライム、ベテル アビム、バラ、オフラ ケバルアンモン、オフニ、ケバの十二邑ならびに
 之に屬する村々なり ギベオン、ラマ、ベエロテ ミヅバ、ケビラ、モザ レケム、イルピエル、タララ、
 ゼラ、エレフ、エブスすなはちエルサレム、ギベア、キリアテの十四邑ならびに之につける村々はなり ベニ
 ヤミンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし

第九章

次にシメオンのため即ちシメオンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて獲たる産業
 はユダの子孫の産業の中にある その有る産業はベエルシバ即ちシバ、モラダ ハザルシユア
 ル、バラ、エゼム エルトラデ、ベトル、ホルマ チクラダ、ベテマルカボテ、ハザルスサ ベテレバオ
 テ、シャルヘンの十三邑並びに之につける村々 およびアイン、リンモン、エテル、アシヤンの四邑ならびに
 之につける村々 および此邑々の周囲にありてバアラテベエルすなはち南のラマまでに至るところの一切の

村々等なりシメオンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし シメオンの子孫の産業は
 ユダの子孫の分の中より出づ是ユダの子孫の自分分のために多かりしに因てシメオンの子孫おのれの産業を
 彼らの産業の中に獲たるなり

第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて獲たる産業の境界はサリデに及び また西に上
 りてマララに至りダバセテに達しヨクネアムの前なる河に達し サリデよりして東の方日のいづる方にまがり
 てキスロテホルの境界にいたりタベラに出でヤビアに上り 彼處より東の方ガマヘルにわたりてイツタカ
 ジンにいたりネアまで廣がるところのリンモンに至りて盡き また北にまはりてハンナトンにいたりイフタエ
 ルの谷にいたりて盡く カツタテ、ナハラル、シムロン、イダラ、ベテレヘムなどの十二邑ならびに之につけ
 る村々あり ゼブルンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑と村とは是のごとし
 第四にイツサカルすなはちイツサカルの子孫のためにその宗族にしたがひて獲たる産業の包括
 る處はエズレル、ケスロテ、シユネム ハバライム、シオン、アナハラテ ラビテ、キシシ、エベツ
 メテ、エンガンニム、エンハダ、ベテバツゼズなどなり その境界タホル、シヤハヂマおよびベテシメシに達
 しその境界ヨルダンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり イツサカルの子孫の支派が其
 宗族にしたがひて獲たる産業および其邑々村々は是の如し
 第五にアセルの子孫の支派のために其宗族にしたがひて獲たる産業の境界の内はヘルカタ、ハリ、ベテ
 シ、アクサフ アランメレク、アマデ、ミシャルなり其境界西の方カルメルに達しましたシホルリブナラに達し
 日の出る方に折てベテダゴンにいたりゼブルンに達し北の方イフタエルの谷のベテエメク及びネイエルに達
 し左してカブルに出で エブロン、レホブ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでいたり ラマに旋り
 ツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡く またウンマ、アベクおよびレホブありその

邑あはせて二十一 また之につける村々あり アセルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし

第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にしたがひて籤を擲り その境界はヘレフより即ちザアナイムの椶の樹より起りアダミネケブおよびヤブニエルを経てラクムにいたりヨルダンにいたりて盡く而して其境界西に旋りてアズノテホルにいたり彼處よりホツコクに出で南はゼブルンに達し西はアセルに達し日の出る方はヨルダンの邊にてユダに達す その堅固なる邑々はデテム、ゼル、ハンマテ、ラツカテ、キンネレテ アダマ、ラマ、ハゾル ケデシ、エドレイ、エンハゾル イロン、ミグダルエル、ホレム、ベテアナテ、ベテシメシなど合せて十九邑亦これにつける村々あり ナフタリの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし

第七にダンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を擲り その産業の境界の内はゾラ、ユシタオル、イルシメシ シヤラビム、アヤロン、イテラ エロン、テムナ、エクロン エルテケ、ギベトン、バアラテ エホデ、ベネベラク、ガテリンモン メヤルコン、ラツコン、ヨツバと相對ふ地などなり 但しダンの子孫の境界は初よりは廣くなれり其はダンの子孫上りゆきてライシを攻取り刃をもちてこれを擊ほるばし之を獲て其處に住たればなり而してその先祖ダンの名にしたがひてライシをダンと名けたり ダンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし かく境界を畫りて産業の地を與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おのれの中にテヌンの子ヨシユアセラ是なり彼その邑を建なほして其處に住む 祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等がシロにおいて集會の幕屋の

門にてエホバの前に籤をもて分與へし産業は是のごとし斯地を分つことを終たり

第二十章

茲にエホバ、ヨシユアに告て言たまひけるは 汝イスラエルの子孫に告て言へ汝等モーセによりて我が汝らに語りおきし逃避の邑を擇び定め 誤りて知すに人を殺せる者を其處に逃れしめよ是は汝らが仇打する者を避て逃るべき處なり 斯る者は是等の邑の一に逃れゆき邑の門の入口に立てその邑の長老等の耳にその事情を述べし然る時は彼ら之をその邑に受けし處を與へて己の中に住しむべし 假令仇打する者追ゆくとも彼らその人を殺せる者が手に交すべからず其は彼知すして人を殺せるにて素より之を惡みをりしに非ればなり その人は會衆の前に立て審判を受けるまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住るべし然る後その人を殺せる者己の邑に歸り往てその家にいたり己が逃いでし邑に住むべし

爰にナフタリの山地なるガリラヤのケデシ、エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なるキリアテアルバ(すなはちヘブロン)を之がために分ち またヨルダンの彼旁エリコの東の方にてはルベンの支派の中より平地なる荒野のベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギレアテのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりバシヤンのゴランを擇び定めたり 是すなはちイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓する他國人のために設けたる邑々にして凡て人を誤まり殺せる者を此に逃れしめ其會衆の前に立さる中に仇打の手に死るがごときことなからしめんためなり

第二十一章

茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等の許にいたり カナンの地シロにおいて之に語りて言ふエホバかつて我らに住べき邑々を與ふることおよびその郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと イスラエルの子孫すなはちエホバの命にしたがひて自己の産業の中より左の邑々とその郊地とをレビ人に與ふ 先コハテ人の宗族のために籤を擲り祭司アロンの子孫たるレビ人籤によりて ユダの支派の中シメオンの

支派の中およびベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲
その餘のコーハテの子孫は籤によりてエフライムの支派の宗族の中ダンの支派の中マナセの支派の半の中よ
り十の邑を獲たり

またゲルシヨンの子孫は籤によりてイツサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中お
よびバシヤンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり

またメラリの子孫は其宗族にしたがひてルベンの支派の中ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より
十二の邑を獲たり

イスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて此の邑々とその郊地とを籤により
てレビ人に與ふ 即ち先ユダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に名を擧たる邑々を與
ふ 是はレビの子孫コーハテ人の宗族なるアロンの子孫に歸す其は彼ら第一の籤にあたりたればなり 即ち
ユダの山地なるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周囲の郊地をこれに與ふ 此アルバはアナタの父なりき
その邑の田野およびその村々はこれをエファンネの子カレブに與へて所有となさしむ

祭司アロンの子孫に與へし者は即ち人を殺し者の逃るべき邑なるヘブロンとその郊地リブナとその郊地
ヤツタルとその郊地 エシテモアとその郊地 ホロンとその郊地 デビルとその郊地 アインとその郊地
ユツタとその郊地 ベテシメシとその郊地 此九の邑は此ふたつの支派の中より分ちしものなり 又またベニヤ
ミンの支派の中よりギベオンとその郊地 ゲバとその郊地 アナトテとその郊地 アルモンとその郊地 など四の
邑をあたへたり アロンの子孫たる祭司等の邑は合せて十三邑又之につける郊地あり

この他のコーハテの子孫なるレビ人の宗族によりてエフライムの支派の中より邑を獲たり 即ち之に與
へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムとその郊地 およびゲゼルとその郊地 キブ
ザイムとその郊地 ベテホロンとその郊地 など四の邑なり 又ダンの支派の中より分ちて與へし者はエルテケ
とその郊地 ギベトンとその郊地 アヤロンとその郊地 ガタリンモンとその郊地 など四の邑なり 又マナセ
の支派の半の中より分ちて與へし者はタアナクとその郊地 ガタリンモンとその郊地 など二の邑なり 外のコー
ハテの子孫の宗族の邑は合せて十また之につける郊地あり

ゲルシヨンの子孫たるレビ人の宗族に與へし者はマナセの支派の半の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑
なるバシヤンのゴランとその郊地 およびエシテラとその郊地 など二の邑なり イツサカルの支派の中よりは
キシオンとその郊地 ダベラとその郊地 ヤルムテとその郊地 エンガンニムとその郊地 など四の邑なり ア
セルの支派の中よりはミシヤルとその郊地 アブドンとその郊地 ヘルカテとその郊地 レホブとその郊地 など
四の邑なり ナフタリの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるガリラヤのケデシとその郊地 およびハ
ンモテドルとその郊地 カルタンとその郊地 など三の邑なり ゲルシヨン人がその宗族にしたがひて獲たる邑は
合せて十三邑にして又これに屬する郊地あり

この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族に與へし者はゼブルンの支派の中よりはヨクネアムと其郊地
カルタとその郊地 テムナとその郊地 ナハラルとその郊地 など四の邑なり ルベンの支派の中よりはベゼ
ルとその郊地 ヤハヅとその郊地 ケテモテとその郊地 メバアテとその郊地 など四の邑なり ガドの支派
の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテとその郊地 およびマハナイムとその郊地 ヘシボ
ンとその郊地 ヤゼルとその郊地 など合せて四の邑 是みな外のレビ人なるメラリの子孫がその宗族にしたが
ひて獲たる邑なり其籤によりて獲たる邑は合せて十二

イスラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々は合せて四十八邑又之につける郊地あり この邑々は
各々その周圍に郊地あり此邑々みな然り

二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

舊約聖書 ヨシユア記 第二章二三節—四二節 三五七

かくエホバ、イスラエルに與へんとその先祖等に誓ひたまひし地をことごとく與へたまひければ彼ら之を獲て其處に住り、エホバ凡てその先祖等に誓ひたまひし如く四方において彼らに安息を賜へり其すべての敵の中に一人も之に當ることを得る者なかりきエホバかれらの敵をことごとくその手に付したまへり、エホバがイスラエルの家に語りたまひし善事は一だに缺ずして悉くみな來りぬ。

第二章

茲にヨシユア、ルベン人ガド人およびマナセの支派の半を召て、これに言けるは汝らはエホバの僕モーセが汝らに命ぜし所をことごとく守り又わが汝らに命ぜし一切の事において我言に聽したがへり、汝らは今日まで日ひさしく汝らの兄弟を離れずして汝らの神エホバの命令の言を守り來り、今は已に汝らの神エホバなんぢらの兄弟に向に宣まひし如く安息を賜ふに至れり然ば汝ら身を轉らしエホバの僕モーセが汝らに與へしヨルダンの彼方なる汝等の産業の地に歸りて自己の天幕にゆけ、只エホバの僕モーセが汝らに命じおきし誠命と律法とを善く謹しみて行ひ汝らの神エホバを愛しその一切の途に歩みその命令を守りて之に附したがひ心を盡し精神を盡して之に事ふべしと、かくてヨシユア彼らを祝して去しめければ彼らはその天幕に往り

マナセの支派の半にはモーセ、バシヤンにて産業を與へおけりその他の半にはヨシユア、ヨルダンの此旁西の方にてその兄弟等の中に産業を與ふヨシユア彼らとその天幕に歸し遺るに當りて之を祝し、之に告て言けるは汝ら衆多の貨財夥多しき家畜金銀鋼鐵および夥多しき衣服をもちて汝らの天幕に歸り汝らの敵より獲たるその物を汝らの兄弟の中に分つべしと、爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半はエホバのモーセによりて命じ給ひし所に循ひて己の所有の地すなはち已に獲たるギレアデの地に往んとてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子孫に別れて歸りけるが、ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處に

てヨルダンの傍に一の壇を築けりその壇は大にして遙に見えわたる、イスラエルの子孫はルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダンの岸邊イスラエルの子孫に屬する方にて一の壇を築けりと言を聞き、イスラエルの子孫これを聞と齊しくイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集まりて彼らの所に攻のぼらんとす

イスラエルの子孫すなはち祭司エレアザルの子ビネバスをギレアデの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半の所に至らしめ、イスラエルの各々の支派の中より父祖の家の牧伯一人づつを擧て合せて十人の牧伯を之に伴なはしむ是みなイスラエルの家族の中にて父祖の家の長たる者なりき、彼らギレアデの地に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいたりて之に語りて言けらく、エホバの全會衆かく言ら汝らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻へりてエホバに從がはざらんとし即ち己のために一の壇を築きて今日エホバに叛かんとするは何事ぞや、ベオルの罪われらに足ざらんや之がためにエホバの會衆に災禍くだりたりしかども我ら今日までも尙身を潔めてその罪を棄ざるなり、然るに汝らは今日ひるがへりてエホバに從がはざらんとするや汝ら今日エホバに叛けば明日はエホバ、イスラエルの全會衆を怒りたまふべし、然ながら汝らの所有の地もし潔からずばエホバの幕屋のたてるエホバの産業の地に濟り來て我らの中にて所有を獲よ惟われらの神エホバの壇の外に壇を築きてエホバに叛く勿れまた我らに悖るなかれ、ゼラの子アカン詛はれし物につきて愆を犯しつひにイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらすや且また其罪にて滅亡し者は彼人ひとりにはあらざりき

ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等に言けるは、諸の神の神エホバ諸の神の神エホバ知しめすイスラエルも亦知んもし叛く事あるひはエホバに罪を犯す事ならば汝今日我らを救ふなかれ、我らが壇を築きし事もし翻がへりてエホバに從がはざらんが爲なるか又は其上に

燔祭素祭を献げんが爲なるか又はこの上に酬恩祭の犠牲を献げんがためならばエホバみづからその罪を問討し
 たまへ 我等は遠き處をもて故に斯方したるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝らの子孫われらの
 子孫に語りて言ならん汝らはイスラエルの神エホバと何の關係あらんや ルベンの子孫およびガドの子孫よ
 エホバ我らと汝らの間にヨルダンを界となしたまへり汝らはエホバの中に分なしと斯いひてなんぢらの子孫われ
 らの子孫をしてエホバを畏るゝことを息しめんと 是故に我ら言けらく我らいま一の壇を我らのために築かん
 と是燔祭のために非やまた犠牲のために非や 惟し之をして我らと汝らの間および我らの後の子孫の間に證と
 ならしめて我ら燔祭 犠牲および酬恩祭をもてエホバの前にその職務をなさんかためなり然せば汝らの子孫後の
 日にいたりて我らの子孫に汝らはエホバの中に分なしと言ふこと無らん 是をもて我ら言ひ彼らが我らまたは
 後の日に我らの子孫に然いはいその時我ら言ん我らの父祖の築きたりしエホバの壇の模形を見よ是は燔祭のため
 にも非すまた犠牲のためにも非らず我らと汝らとの間の證なり エホバに叛き翻へりて今日エホバに従がふ
 ことを息め我らの神エホバの幕屋の前にあるその祭壇の外に燔祭 素祭 犠牲などのために壇を築くことは我らの
 絶て爲ざる所なり

祭司ビネハスおよび會衆の長等即ち彼とともなるイスラエルの宗族の首等はルベンの子孫ガドの子孫およ
 びマナセの子孫が述たる言を聞て善とせり 祭司エレアザルの子ビネハスなはちルベンの子孫ガドの子孫お
 よびマナセの子孫に言けるは我ら今日エホバの我らの中に在すを知る其は汝らエホバにむかひて此意を犯さざれ
 ばなり今なんぢらはイスラエルの子孫をエホバの手より救ひいだせりと 祭司エレアザルの子ビネハスおよび
 牧伯等すなはちルベンの子孫およびガドの子孫に別れてギレアデの地よりカナンの地に歸りイスラエルの子孫に
 いたりて復命しけるに イスラエルの子孫これを善とせり而してイスラエルの子孫神を讃めルベンの子孫
 およびガドの子孫の住る國を滅ぼしに攻らんとなし重ねて言ざりき ルベンの子孫およびガドの子孫その壇を

エド(證)と名けて云ふ是は我らの間にありてエホバは神にいますとの證をなす者なりと

第二三章

エホバ、イスラエルの四方の敵をことごとく除きて安息をイスラエルに賜ひてより久しき後すな
 などを招きよせて之に言けるは 我は年すゝみて老ゆ汝らは已に汝らの神エホバが汝らのために此もろもろの
 國人に行ひたまひし事を盡く見たり即ち汝らの神エホバみづから汝らのために戦ひたまへり 視よ我ヨルダ
 ンより日の入る方大海までの此もろもろの國のこれる國々および已に滅ぼしたる一切の國々を鑑みて汝らに分ちて
 汝らの支派の産業となさしめたり 汝らの神エホバみづから汝らの前よりその國民を打攘ひ汝らの目の前より
 これを逐はらひたまはんとして汝らは汝らの神エホバの汝らに宣まひしごとく之が地を獲にいたるべし 然ば
 汝ら勵みてモーセの律法の書に記されたる所を盡く守り行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ 汝らの
 中間に遺りたる是等の國人の中に往なかれ彼らの神の名を唱ふるなかれ之を指て誓はしむる勿れ又これに事へ
 これを拜むなかれ 惟今日まで爲たスごとく汝らの神エホバに附したがへ されエホバは大にして且強き
 國民を汝らの前より逐はらひたまへり汝らには今日まで當ることを得人一箇もあらざりき 汝らの一人は
 千人を逐ふことを得ん其は汝らの神エホバ汝らに宣まひしごとく自ら汝らのために戦ひたまへばなり 然ば汝ら
 自ら善く慎しみて汝らの神エホバを愛せよ 然らずして汝ら若後もどりしつゝ是等の國人の漏のこりて汝らの
 中間に止まる者等と親しくなり之と婚姻をなして互に相往來しなば 汝ら確く知れ汝らの神エホバかかねて
 是等の國人を汝らの目の前より逐はらひたまはし彼ら反て汝らの隣となり汝らの脇に鞭となり汝らの
 目に刺となりて汝ら遂に汝らの神エホバの汝らに賜ひしこの美地より亡び絶ん
 視よ今日われは世人の皆ゆく途を行んとす汝らは一心一念に善く知るならん汝らの神エホバの汝らにつき
 て宣まひし諸の善事は一も缺る所なかりき皆なんぢらに臨みてその中一も缺たる者なきなり 汝らの神エホバの

汝らに宜ましし諸の善事の汝らに臨みしごとくエホバまた諸の悪き事を汝らに降して汝らの神エホバの汝らに與へしこの美地より終に汝らを滅ぼし絶たまはん 汝ら若んちらの神エホバの汝らに命じたまひしその契約を犯し往て他神に事へてこれに身を鞠むるに於てはエホバの震怒なんちらに向ひて燃いでてなんちらエホバに與へられし善地より迅速に亡びうせん

第二章

茲にヨシユア、イスラエルの一切の支派をシケムに集めイスラエルの長老首領裁判人官吏などを招きよせて諸共に神の前に進みいで 而してヨシユアすべての民に言けるはイスラエルの神エホバか言たまふ 汝らの遠祖すなはちアブラハムの父たりナホルの父たりシテララのごときは 在昔河の彼旁に住て皆他神に事へたりしが 我なんちらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出してカナンの全地を導きてすぎその子孫を増んとして之にイサクを與へたり 而してイサクにヤコブとエサウを與へエサウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとその子等はエジプトに下れり 我モーセおよびアロンを遣はしまた災禍をエジプトに降せり我がその中に爲たる所の事のごとし而して後われ汝らを導びき出せり 我なんちら父をエジプトより導き出し汝ら海に至りしにエジプト人戰車と騎兵とをもて汝らの後を追て紅海に來りけるが 汝らの父等エホバに呼はりければエホバ黑暗を汝らとエジプト人との間に置き海を彼らの上に傾むけて彼らを淹へり 汝らは我がエジプトにて爲たる事を目に觀たり斯て汝らは日ひさしく曠野に住をれり 我またヨルダンの彼旁にすめるアモリ人の地に汝らを携へいたり 彼ら汝らと戦ひければ我かれらを汝らの手に付しかれらの地をなんちらに獲しめ彼らを汝らの前より滅ぼし去り 時にモアブの王チツポルの子バラク起てイスラエルに敵し人を遣はしてベオルの子バラムを招きて汝らを詛はせんとしたりしが 我バラムに聽くことを爲ざりければ彼かへつて汝らを祝せり斯われ汝らを彼の手より拯出せり 而して汝らヨルダンを濟りてエリコに至りしにエリコの人々すなはちアモリ人ベリジ人カナン人ヘテ人ギルガシ人ヒビ人エブス人等なんちらに敵したりしが

我かれらを汝らの手に付せり われ黃蜂を汝らの前に遣はして彼のアモリ人の王二人を汝らの前より逐はらへり汝らの劍または汝らの弓を用ひて斯せしに非ず 而して我なんちらが勞せしに非ざる地を汝らに與へ汝らが建たるに非ざる邑を汝らに與へたり汝らは今その中に住をる汝らは亦己が作りたるに非ざる葡萄園と橄欖園とにつきて食ふ

然ば汝らエホバを畏れ赤心と眞實とをもて之に事へ汝らの先祖が河の彼邊およびエジプトにて事へたる神を除きてエホバに事へよ 汝ら若エホバに事ふることを惡とせば汝らの先祖が河の彼邊にて事へし神々にもあれ又は汝らが今をる地のアモリ人の神々にもあれ汝らの事ふべき者を今日選べ但し我と我家とは共にエホバに事へん

民とたべて言けるはエホバを棄て他神に事ふることは我等きはめて爲じ 其は我らの神エホバのみが我等と我らの先祖とをエジプトの地奴隸の家より導き上りかつ我らの目の前にかの大なる徴を行ひ我らが往し一切の路にて我らを守りまた我らが其の間を通りし一切の民の中にも我らを守りたまひければなり 而してエホバ此地に住をりしアモリ人などいふ一切の民を我らの前より逐はらひたまへり然ば我らもエホバに事へん

彼は我らの神なればなり 我ら若エホバを棄て他神に事へなば汝らに福祉を降したまへる後にも亦ひるが罪愆を赦したまはざればなり 汝ら若エホバを棄て他神に事へなば汝らに福祉を降したまへる後にも亦ひるがへりて汝らに災禍を降して汝らを滅ぼしたまはん 民ヨシユアに言けるは否我ら必らずエホバに事ふべしと

ヨシユア民に向ひて汝らにエホバを選びし之に事へんといへりなんちら自らその證人たりと言ければ皆我らは證人なりと答ふ 民ヨシユアに言けるは我らの神エホバに我らは事 其聲に我らは聽したがふべしと 民ヨシユアを傾むけよ 民ヨシユアに言けるは我らの神エホバに我らは事 其聲に我らは聽したがふべしと 民ヨシユア

すなはち其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼らのために設けたり。ヨシユアこれらの言を神の律法の書に書しるし大なる石をとり彼處にてエホバの聖所の傍なる樹の下に之を立て。而してヨシユア一切の民に言けるは視よ此石われらの證となるべし。是はエホバの我らに語りたまひし言をことごとく聞たればなり。然ば汝らが己の神を棄ること無らんために此石なんぢらの證となるべしと。かくてヨシユア民を各々その産業に歸しさらしめたりき。

是らの事の後エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にして死り。人衆これをその産業の地の内にてナムナラセラに葬むれり。ナムナラセラはエフライムの山地にてガアシ山の北にあり。イスラエルはヨシユアの世にある日の間またエホバがイスラエルのために行ひたまひし諸事と事蹟を識りてヨシユアの後に生存れる長老等の世にある日の間つねにエホバに事へたり。

イスラエルの子孫のエジプトより携さへ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をもてシケムの父ハモルの子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬れり。是はヨセフの子孫の産業となりぬ。アロンの子エレアザルもまた死り人衆これを其子ビネハスがエフライムの山地にて受たりし岡に葬れり。

ヨシユア記 をはり

士師記

第一章

ヨシユアの死にたるのちイスラエルの子孫エホバに問ひていひけるはわれらの中孰か先に攻め登りてカナン人と戦ふべきや。エホバいひたまひけるはユダ上るべし。視よ我此國を其の手に付すと。ユダその兄弟シメオンに言けるは我と共にわが領地にのぼりてカナン人と戦へわれもまた借に汝の領地に往べしと。こゝにおいてシメオンかれとともにゆけり。ユダすなはち上りゆきけるにエホバその手にカナン人とベリジ人とを付したまひたればベゼクにて彼ら一萬人を殺し。またベゼクにおいてアドニベゼクにゆき逢ひこれと戦ひてカナン人とベリジ人を殺せり。しかるにアドニベゼク逃れ去りしかばそのあとを追ひてこれを執へその手足の巨擘を斫りはなちたれば。アドニベゼクいひけるは七十人の王たちかつてその手足の巨擘を斫られて我が食几のしたに屑を拾へり神わが侍て行ひしところをもてわれに報いたまへるなりと。衆之を曳てエルサレムに至りしが其處にしぬり。

ユダの子孫エルサレムを攻めてこれを取り刃をもてこれを撃ち邑に火をかけたなり。かくてのちユダの子孫山と南方の方および平地に住めるカナン人と戦はんとて下りしが。ユダまづヘブロンに住るカナン人を攻めてセシヤイ、アヒマンおよびタルマイを殺せり。「ヘブロン」の舊の名はキリアテセルなり。時にカレブいひけるはキリアテセルをうちてこれを取るものにはわが女アクサをあたへて妻となさんと。カレブの舎弟ケナズの子オチニエルこれを取ればすなはちその女アクサをこれが妻にあたふ。アクサ往くときおのれの父に田圃を求めんことを夫にすゝめたりしがつひにアクサ驢馬より下りければカレブこれに何事ぞやといふに。答へけるはわれに恵賜をあたへよ。なんぢ南の地をわれにあたへたればねがはくは源泉をもわれにあたへよと。こゝに

おいてカレブ上の源泉と下の源泉とをこれにあたふす。モーセの外甥ケニの子孫ユダの子孫と併に棕櫚の邑よりアラドの南なるユダの野にのぼり來りて民のうちに住居せり。茲にユダその兄弟ジメオンとともに往きてゼバテに住るカナン人を撃ちて盡くこれを滅ぼせり。是をもてその邑の名をホルマと呼ぶ。ユダまたガザと其の境アシケロンとその境およびエクロンとその境を取り。エホバ、ユダとともに在したればかれつひに山地を手に入れたりしが谷に住る民は鐵の戰車をもちたるが故にこれを逐出すこと能はざりき。衆モトセのかつていひし如くヘブロンをカレブに與ふカレブそのところよりアナクの三人の子をおひ出せり。ニヤミンの子孫はエルサレムに住るエブス人を追出さざりしかばエブス人は今日に至るまでベニヤミンの子孫とともにエルサレムに住ふ。茲にヨセフの族またベテルをさして攻め上るエホバこれと借に在しき。ヨセフの族すなはちベテルを觀察しむ。此邑の舊の名はルズである。その間者邑より人の出來るを見てこれにいひけるは請ふわれらに邑の入口を示せさらば汝に恩恵を施さんと。被邑の入口を示したればすなはち刃をもて邑を撃てり。然ど彼の人と其家族をばみな縦ち遣りぬ。その人へテ人の地にゆき邑を建てルズと名けたり今日にいたるまでこれを其名となす。マナセはベテシヤンとその村里の民タアナクとその村里の民ドルとその村里の民イブレアムとその村里の民メギドンとその村里の民を逐ひ出さざりき。カナン人はなほその地に住居る。イスラエルはその強なりしときカナン人をして貢を納れしめたりしがこれを全く追ひいだすことは爲ざりき。エフライムはゲゼルに住るカナン人を逐ひいださざりき。カナン人はゲゼルにおいてかれらのうちに住み居たり。ゼブルンはまたキラロンの民およびナハラルの民を逐ひいださざりき。カナン人かれらのうちに住みて貢をさむるものとなりぬ。

アセルはアツコの民およびシドン、アヘラブ、アクジブ、ヘルベ、アピク、レホブの民を逐ひ出さざりき。アセル人は其地の民なるカナン人のうちに住み居たりそはこれを逐ひ出さざりしゆゑなり。ナフタリはベテシメシの民およびベテアナテの民を逐ひ出さすその地の民なるカナン人のうちに住み居たり。ベテシメシとベテアナテの民はつひにかれらに貢を納むるものとなりぬ。アモリ人ダンの子孫を山におひこみ谷に下ることを得させざりき。アモリ人はなほヘレス山、アヤロン、シヤラビムに住居りしがヨセフの家の手力勝りたれば終に貢を納むるものとなりぬ。アモリ人の界はアクラビムの阪よりセラを経て上に至れり。

第二章

エホバの使者ガルガルよりボキムに上りていひけるは我汝等をエジプトより上らしめわが汝らの先祖に誓ひたる地に携へ來れりまた我いひけらくわれ汝らと締べる契約を絶てやぶることあらじ。汝らはこの國の民と契約を締ぶべからずかれらの祭壇を毀つべしとしかるに汝らはわが聲に従はざりき。汝ら如何なれば斯ることをなせしや。我またいひけらくわれ汝らの前より彼らを追ふべからずかれら反て汝等の助を刺す荆棘とならんまた彼らの神々は汝らの害となるべし。エホバ、使これらの言をイスラエルのすべての子孫に語しかば民聲をあげて哭ぬ。故に其所の名をボキム(哭者)と呼ぶかれら彼所にてエホバに祭物を獻げたり。ヨシユア民を去しめればイスラエルの子孫おのおのその領地におもむきて地を獲たり。ヨシユアの世にありし間きたヨシユアより後に生きたまひし諸の大なる行爲を見しものなり。エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にて死す。衆人エフライムの山のラムナテヘレスにあるかれの産業の地においてガアシ山の北にこれを葬れり。かくてまたその時代のものとくその先祖のもとにあつめられその後に至りて他の時代おこりしが是はエホバを識すまたそのイスラエルのために爲したまひし行爲をも識ざりき。

二 イスラエルの子孫エホバのまへに悪きことを作してバアルムにつかへ かつてエジプトの地よりかれら
 三 を出したまひしその先祖の神エホバを棄て、他の神すなはちその四周なる國民の神にしたがひ之に跪つきてエホ
 四 バの怒を惹起せり 即ちかれらエホバを捨て、バアルとアシタロテに事へたれば エホバはげしくイスラエ
 五 ルを怒りたまひ掠むるもの手にわたして之を掠めしめかつ四周なるもろもろの敵の手にこれを賣たまひしかば
 六 かれらふたゝびその敵の前に立つことを得ざりき かれらいつこに往くもエホバの手これに災をなしぬ是はエ
 七 ホバのいひたまひしごとくエホバのこれに誓ひたまひしごとしこゝにおいてかれら憚むこと甚だしかりしが
 八 エホバ士師を立てたまひたればかれらこれを掠むるもの手よりすくひ出したり 然るにかれらその
 九 士師にもしたがはず反りて他の神を慕て之と淫をおこなひ之に跪き先祖がエホバの命令に従がひて歩みたるこ
 一〇 ころの道を頓に離れ去りてその如くには行はざりき かれらのためにエホバ士師を立てたまひし時に方りて
 一一 はエホバつねにその士師とともに在しその士師の世に在る間はエホバかれらを敵の手よりすくひ出したまへり
 一二 此はかれら余のれを虐げくるしむるものありしを呻きかなしめるによりてエホバ之を哀れたまひたればなり
 一三 されどその士師の死のちまた戻きて先祖よりも甚だしく邪曲を行ひ他の神にしたがひてこれに事へ之に
 一四 跪きておのれの行爲を息めずその頑固なる路を離れざりき 是をもてエホバはげしくイスラエルをいかりて
 一五 いひたまはく此民はわがかつてその列祖に命じたる契約を犯し吾聲に従がはざるがゆゑに 我もまたいまより
 一六 はヨシユアがその死しときに存しおけるいづれの國民をもかれらのまへより逐ひはらはざるべし 此は我イス
 一七 ラエルがその先祖の守りしごとくエホバの道を守りてこれに歩むやいなやを試みんがためなりと エホバは
 一八 これらの國民を逐はらふことを速にせずして之を遣しおきてヨシユアの手に付したまはざりしなり
 一九 第三章 エホバが凡てカナンの諸の戦争を知らせるイスラエルの者どもをこゝろみんとて遣しおきたまへる
 二〇 國民は左のごとし 一ははたしイスラエルの代々の子孫特にいまだ戦争を知らせるものこれををし

一 へ知らしめんがためなり 即ちベリシテ人の五人の伯すべてのカナン人シドン人およびレバノン山に住みて
 二 バアルヘルモン巴耳赫蒙の山よりハマテに入るところまでを占めたるヒビ人はなり これらをもてイスラエルをこゝろみ
 三 かれらがエホバのモーセによりてその先祖に命じたまひし命令に違ふや否を知可りしなり イスラエルの子孫
 四 はカナン人ヘテ人アモリ人 ベリジ人ヒビ人エブス人のうちに住みかれらの女を妻に娶りまたおのれの女を
 五 かれらの子に與へかつかれらの神に事へたり
 六 斯くイスラエルの子孫エホバのまへに悪をおこなひ已れの神なるエホバをわすれてバアルムおよびアシラ
 七 に事へたり 是においてエホバはげしくイスラエルを怒りてこれをメソボタミアの王クシャンリシャタイムの
 八 手に賣り付したまひしかばイスラエルの子孫はおよそ八年のあひだクシャンリシャタイムにつかへたり 茲に
 九 イスラエルの子孫エホバによはりしかばエホバはイスラエルの子孫の爲にひとりひとりの救者を起して之を救はしめ
 一〇 給ふすなはちカレブの舎弟ケナズの子オテニエル是なり エホバの靈オテニエルにのぞきたれば彼イスラエル
 一一 を治め戦ひに出づエホバ、メソボタミアの王クシャンリシャタイムをその手に付したまひたればオテニエルの手
 一二 クシャンリシャタイムに勝つことを得たり かくて國は四十年のあひだ太平なりきケナズの子オテニエルつひに
 一三 死り
 一四 二 イスラエルの子孫復エホバの眼のまへに悪をおこなふエホバかれらがエホバのまへに悪をおこなふにより
 一五 てモアブの王エグロンをつよくなしてイスラエルに敵せしめたまへり エグロンすなはちアンモンおよびアマ
 一六 レクの子孫を招き聚め往きてイスラエルを撃ち機欄の邑を取り 一七 こゝにおいてイスラエルの子孫は十八年のあ
 一八 ひだモアブの王エグロンに事へたりしが
 一九 一 イスラエルの子孫エホバに呼はりけるときエホバかれらの爲に一個の救者を起したまふすなはちベニヤミ
 二〇 ン人グラの子なる左手利捷のエホテ是なりイスラエルの子孫かれを以てモアブの王エグロンに餽物せり エホテ

長一キユビトなる兩刃の劍を作らせ、これを衣のしたに、右の股のあたりにおび、餽物を齎してモアブの王エグロンのもとに詣るエグロンは甚だ肥たる人なりき。さて餽物を齎ぐることをはりしかば、彼餽物を負ひ來りしものをかへし去らしめ、自らはギルガルの傍なる石像の在る所より引き回して、いひけるは、王よ我爾に告ぐべき密事ありと、王人拂を命じたれば、その旁に立つものみな出で去りぬ。エホデすなはち王のところに入來れり時に、王はひとり上なる涼殿に坐し居たりしが、エホデ我神の命に由りて、爾に傳ふべきことありといひければ、王すなはち座より起り、エホデ左の手を出し、右の股より劍を取りて、その腹を刺せり。柄もまた刃とともに入りたりしが、脂肉刃を塞ぎて之を腹より抜き出すことあたはず、その鋒鋭うしろに出づ。エホデすなはち廊をとほりて、その後に樓の戸を閉てこれを鎖せり。

その出でし、のち王の僕來りて、樓の戸の鎖したるを見いひけるは、王はかならず涼殿の間に足を蔽ひ居るならんと、僕ども恥るまでに、俟居たれど、王樓の戸をひらかざれば、鑰をとりて之を開き見るに、その君は地に仆れて死をる。

エホデは彼等の猶豫ふ間に逃れて、石像の在るところを過り、セイラテに遁げゆけり。かれ既に至りエフライムの山に、箠を吹きければ、イスラエルの子孫、これとともに山より下るエホデ、これを導けり。かれ人衆にいひけるは、我に續て來れ、エホバ汝等の敵モアブ人を汝等の手に付したまふなり。こゝにおいて、かれらエホデにしたがひて下り、モアブにおもむくところのヨルダンの津を取りて、一人も渡ることを允さざりき。そのとき、彼らモアブ人およそ一萬人を殺せり、是皆肥太たる勇士なり、そのうち一人も脱れたるものなし。モアブはその日、イスラエルの手に服せり、而して國は八十年の間、太平なりき。

エホデの後に、アナテの子シヤムガルといふものあり、牛の策を以て、ベリシテ人六百人を殺せり、此人もまたイスラエルを救へり。

第四章

エホデの死たるのち、イスラエルの子孫復エホバの目前に惡を行しかば、エホバ、ハゾルにて世を治むるカナンの王ヤビンの手に之を賣たまふ。ヤビンの軍勢の長はシセラといふ、彼異邦人のハロセテに住居り、鐵の戰車九百輛を有居て、二十年の間、イスラエルの子孫を甚だしく虐げしかば、イスラエルの子孫、エホバに呼はれり。

當時ラビドテの妻なる預言者デボラ、イスラエルの士師なりき。彼エフライムの山のラマとベテルの間に在るデボラの棕櫚の樹の下に坐せり、イスラエルの子孫はその許に上りて審判を受く。デボラ人をつかはしてケデシ、ナフタリより、アビノアムの子バラクを招き、これにいひけるは、イスラエルの神エホバ、汝に斯く命じたまふに、あらずや、いはく汝ナフタリの子孫とゼブルンの子孫とを、一萬人ひきめ、ゆきて、タボル山におもむけ。我ヤビンの軍勢の長シセラおよびその戰車と、その群衆とを、キシオン河に引き寄せて、汝のもとに至らせ、之を汝の手に付すべし。バラク之にいひけるは、汝もし我とともにゆかば、我往べし。然ど汝もし我とともに行ずば、我行ざるべし。デボラいひけるは、我かならず汝とともに往くべし。然ど汝は今往くところの途にては、榮譽を得ることなからん。エホバ婦人の手にシセラを賣りたまふべければなりと、デボラすなはち起ちて、バラクと共にケデシに往けり。バラク、ゼブルンとナフタリをケデシに招き、一萬人を従へて上る。デボラもまた之とともに上れり。

こゝにケニ人へベルといふ者あり、彼はモーセの外舅ホバブの裔なるが、ケニを離れてケデシの邊なるザアナイムの橡の樹のかたはらに、その天幕を張り居たり。衆、アビノアムの子バラクが、タボル山に上れるよしをシセラに告げたりければ、シセラそのすべての戰車すなはち鐵の戰車九百輛およびおのれとともに在るすべての民を、異邦人のハロセテより、キシオン河に招き集へたり。デボラ、バラクにいひけるは、起よ、是エホバがシセラを汝の手に付したまふ日なり。エホバ汝に先き立ちて出でたまひしに、あらずやと、バラクすなはち一萬人をしたがへて、タボル山より下る。エホバ刃をもてシセラと

その諸の戦車およびその全軍をバラクの前に打敗りたまひたればシセラ戦車より飛び下り徒歩になりて遁れ走れり。バラク戦車と軍勢とを追ひ撃て異邦人のハロセテに至れりシセラの軍勢は悉く刃にたふれて残れるもの一人もなかりしが。

シセラは徒歩にて奔りケニ人へベルの妻ヤエルの天幕に來れり是はハゾルの王ヤビンとケニ人へベルの家とは互ひに睦じかりしゆゑなり。ヤエル出來りてシセラを迎へ之にいひけるは來れ我主よ入り來れ怖るゝなかれとシセラその天幕に入たればヤエル被をもてこれを覆へり。シセラ之にいひけるはねがはくは少しの水をわれに飲ませよ我渴けりとヤエルすなはち乳瀝を辟きて之に飲ませまた之を覆へり。シセラまた之にいひけるは天幕の門邊に立て居れもし人來り汝にとふて誰かこゝに居るやといはゞ否と答ふべしと。彼疲れて熟睡せしかばへベルの妻ヤエル天幕の釘子を取り手に鍔を携へてそのかたはらに忍び寄り鬘のあたりに釘子をうちこみて地に刺し通したればシセラすなはち死たり。バラク・シセラを追ひ來りしときヤエル之を出むかへていひけるは來れ我汝の索るところの人を示さんとかれそのところに入て見にシセラ鬘のあたりに釘子うたれて死たふれをる。その日に神カナンの子孫のまへに打敗りたまへり。かくてイスラエルの子孫の手ますます強くなりてカナンの王ヤビンに勝ちつひにカナンの王ヤビンを亡ぼすに至れり。

第五章

その日デボラとアピノアの子バラク謳ひていはく。イスラエルの首長みちびきをなし民もエホバに謳はん我はイスラエルの神エホバを頌美よ。もろもろの王上聽けもろもろの伯上耳をかたぶけよ我はたまひしとき地震ひ天また滴りて雲水を滴らせたり。もろもろの山はエホバのまへに撼動せ彼のシナイもイスラエルの神エホバのまへに撼動せり。アナテの子シャムガルのときまたヤエルの時には大路は通行する者なく途行く人は徑を歩み。イスラエルの村莊には住者なく住む者あらずなりけるがつひに我デボラ起れり我起りてイスラエルに母となる。人々新しき神を選みければ戦闘門におよべりイスラエルの四萬人のうち盾或は鎧の見しことあらんや。吾が心は民のうちに好んでいたるイスラエルの有司等に傾けり汝らエホバを頌美よ。しろき驢馬に乗るもの毛氈に坐するものおよび路歩む人よ汝ら謳ふべし。矢叫の聲に遠かり水汲むところにおいてエホバの義しき所爲をとなへそのイスラエルを治りたまふ義しき所爲を唱へよその時エホバの民は門に下れり。興よ起よデボラ興よ起よ歌を謳ふべし起てよバラク汝の俘虜を擄きたれアピノアの子よ。其時民の首長等の殘餘者くだり來るエホバ勇士の中にいました我にくだりたまふ。エフライムより出る者ありその根アマレクにありベニヤミン汝のあとにつきて汝の民の中にありマキルよりは牧伯下りゼブルンよりは采配を執るものいたる。イツサカルの伯たちはデボラとともに居るイツサカルはバラクとおなじく足の進みて平地に至るルベンの河邊にて大に心にはかる事あり。何故に汝は團のうちに止まりて羊の群に笛吹くを聽くやルベンの河邊にて大に心に考ふることあり。ゲレアデはヨルダンの彼方に臥し居る何故にダンは舟のかたはらに止まりしやアセルは濱邊に坐してその港に臥し居る。ゼブルンは生命を捐て死を冒せる民なり野の高きところに居るナフタリまた是の如し。もろもろの王來りて戰へる時にカナンのもろもろの王メギドンの水の邊においてタアナクに戰へり彼ら一片の貨幣をも獲ざりき。天よりこれを攻るものありもろもろの星其の道を離れてシセラを攻む。キシオンを押し流しぬ是彼の古への河キシオンの河なりわが靈魂よ汝ますます勇みて進め。その時馬の蹄は強きもの馳に馳るに由りて地を踏鳴せり。エホバの使ひひけるはメロズを詛ふべし汝ら重ね重ねその民を詛ふべきなり彼等來りてエホバを助けエホバを助けて猛者を攻めざればなり。ケニ人へベルの妻ヤエルは婦女のうちの最も頌むべき者なり彼は天幕に居る婦女のうち最も頌むべきものなり。シセラ水を乞ふにヤエル乳を與ふすなはち貴き盤に乳の油を盛てさゝぐ。ヤエル釘子に手をか

け右の手に重き椎をとりてシセラを打ちその頭を碎きその鬘のあたりをうちて貫ぬく。シセラ、ヤエルの足の

二八 間に屈みて仆れ、僣しその足のあはひに屈みて、仆れその屈みたるところにて、仆れ亡ぬ。 二九 シセラの母窓より望み格子のうちより叫びて言ふ、彼が車のきたること何て遅きや、彼が馬の歩何てはかどらざるやと。 三〇 その賢き侍女、こたへをなす、(母また獨語して斯いへり) 三〇 かれら獲ものして、これを分たざらんや、人ごとに一人二人の女子を獲ん、シセラの獲るものは、彩る衣ならん、その獲る者は、彩る衣にして、文繡を施せる者ならん、即ち彩りて、兩面に文繡をほどこせる衣をえて、その頸にまとはんと。 三一 エホバよ、汝の敵みな是のごとくに亡びよかし、またエホバを愛するものは、日の眞盛に昇るが如くなれよかし、とかくて、後國は四十年のあひだ太平なりき。

第六章

一 イスラエルの子孫、またエホバの目のまへに惡を行ひたれば、エホバ七年の間之を、ミデアン人の手に付したまふ。 二 ミデアン人の手、イスラエルにかてり、イスラエルの子孫は、ミデアン人の故をもて、山にある窟と洞穴と要害とを、おのれのために造れり。 三 イスラエル人、蔭種してありける時、しもミデアン人、アマヒキ人及び東方の民上り來りて、押寄せ。 四 イスラエル人に向ひて陣を取り、地の産物を荒して、ガザにまで至り、イスラエルのうちに生命を維くべき物を遺さず、羊も牛も驢馬も遺さざりき。 五 夫の衆人は、家畜と天幕を携へ上り、蟻の如くに數多く來り、その人と駱駝は數ふるに勝ず、彼ら國を荒さんとて、入きたる。 六 かよりしかば、イスラエルは、ミデアン人のために大いに衰へ、イスラエルの子孫、エホバに呼れり。 七 イスラエルの子孫、ミデアン人の故をもて、エホバに呼はりしかば、 八 エホバひとりの預言者、イスラエルの子孫に遣りて言しめたまひけるは、イスラエルの神、エホバ、斯くいひたまふ、我がつて、汝らをエジプトより上らせ、汝らを奴隸たるの家より出し、 九 エジプト人の手およびず、汝らを虐ぐるものの手より、汝らを拯ひ、汝らの節より、彼らを追ひはらひ、てその邦土を、汝らに與へたり。 一〇 我また、汝らに言り、我は、汝らの神、エホバなり、汝らが住居する、モリ人の國の神を、懼るゝなかれとしかるに、汝らに我が聲に従はざりき。 一一 茲に、エホバの使者來りて、アビエゼル人、ヨアシの所有なる、オフラの橡の樹のしたに、坐す時に、ヨアシの子、ギデオン、ミデアン人に奪はれざらんために、酒樽のなかに麥を打ち居たりしが、 一二 エホバの使之に、現れて、剛勇丈夫よ、エホバ、汝とともに在すといひたれば、 一三 ギデオン之にいひけるは、あゝ吾が主よ、エホバ、我らと僧にいませば、なとてこれらのことわれらの上に及びたるや、われらの先祖が、エホバは我らをエジプトより上らしめたまひしに、あらすやといひて、我らに告たりしその諸の不思議なる行爲は何處にあるや、今はエホバわれらを棄て、ミデアン人の手に付したまへり。 一四 エホバ之を顧みて、いひたまひけるは、汝、此汝の力をもて、行き、ミデアン人の手より、イスラエルを拯ひ、いだすべし、我汝を遣すにあらずや。 一五 ギデオン之にいひけるは、あゝ主よ、我何をもて、かイスラエルを拯ふべき、視よわが家は、マナセのうちの最も弱きもの、我はまた父の家の最も卑賤きものなり。 一六 エホバ之にいひたまひけるは、我かならず、汝とともに在ん、汝は一人を撃つごとくに、ミデアン人を撃つことを得ん。 一七 ギデオン之にいひけるは、我もし、汝のまへに恩を蒙るならば、請ふ我と語る者の、汝なる證據を見せたまへ。 一八 ねがはくは、我復び、汝に來りわが祭物を、たづさへて、之を汝のまへに供ふるまで、こゝを去たまふな、かれ彼いひたまひけるは、我汝の還るまで、待つべし。 一九 ギデオンすなはち、往て山羊の羔を、調へ粉一エバをもて、無酵パンをつくり、肉を筐にいれ、羹を壺に盛り、橡樹の下にもち出、て之を供へたれば、 二〇 神の使之にいひたまひけるは、肉と無酵パンをとりて、此殿のうへに置き、之に羹を、割けとすなはち、そのごとくに行ふ。 二一 エホバの使手にもてる杖の末端を出して、肉と無酵パンに觸れたりしかば、殿より火燃あがり、肉と無酵パンを焼き盡せり、かくてエホバの使去て、その目に見ずなりぬ。 二二 ギデオン是において、彼がエホバの使者なりしを、覺り、ギデオンいひけるは、あゝ神、エホバよ、我面を合せて、エホバの使者を見れば、將如何せん。 二三 エホバ之にいひたまひけるは、心安かれ怖るゝ勿れ、汝死ぬることあらじ。 二四 こゝにおいて、ギデオン彼所に、エホバのために、祭壇を築き、之をエホバシヤロムと名けたり、是は今日に至るまで、アビエゼル人のオフラに存る。 二五 其夜、エホバ、ギデオンにいひ給ひけるは、汝の父の少き、牡牛および七歳なる第二の牛を取り、汝の父のもてる、パアルの祭壇を、毀ち其上なる、アシラの像を、斫り、 二六 汝の神、エホバのために、この堡砦の頂において、次序をた

二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

しくし祭壇を築き第二の牛を取りて汝が斫り倒せるアシラの木をもて燔祭を供ぐべし。ギデオナはちその僕十人を携へてエホバのいひたまひしごとくに行へりされど父の家のもどもおよび邑の人を怖れたれば晝之をなすことを得ず夜に入りて之を爲り。

邑の衆朝興出て視にバアルの祭壇は推け其の上なるアシラの像は斫りされて居り新に築る祭壇に第二の牛の供へてありしかば。たがひに此は誰が所爲ぞやと言ひつゝ尋ね問ひけるに此はヨアシの子ギデオンの所爲なりといふものありたれば。邑の人々ヨアシにむかひ汝の子を曳き出して死なしめよそは彼バアルの祭壇を推き其上に在しアシラの像を斫りたればなりといふ。ヨアシおのれの周圍に立るすべてのものにいひけるは汝らはバアルの爲に争論ふや汝らは之を救んとするや之が爲に争論ふ者は朝の中に死べしバアルもし神ならば人其祭壇を推きたれば自ら争論ふ可なりと。是をもて人衆ギデオンその祭壇を推きたればバアル自ら之といひあらそはんといひて此日かれをエルバアル(バアルいひあらそはん)と呼なせり。

茲にミデアン人アマレク人および東方の民相集まりて河を濟りエズレルの谷に陣を取しが。エホバの靈ギデオンに臨みてギデオン氣を吹たればアビエゼル人集りて之に従ふ。ギデオン徧くマナセに使者を遣りしかばマナセ人また集りて之に従ふ彼またアセル、ゼブルン及びナフタリに使者を遣りしにその人々も上りて之を迎ふ。

ギデオン神にいひけるは汝かつていひたまひしごとくわが手をもてイスラエルを救はんとしたまはば。視よ我一箇の羊の毛を禾場におかん露もし羊毛にのみおきて地はすべて燥きをらば我之れによりて汝がかつて言たまひし如く吾が手をもてイスラエルを救ひたまふを知んと。すなはち斯ありぬ彼明る朝早く興きいで羊毛をかき寄てその毛より露を搾りしに鉢に滿つるほどの水いできたる。ギデオン神にいひけるは我にむかひて怒を發したまふなかれ我をしていま一回いはしめたまへねがはくは我をして羊の毛をもていま一回試さしめたまへねがはくは羊毛のみを燥して地には悉く露あらしめたまへと。その夜神かくの如くに爲したまふすなはち羊毛のみ燥きて地には凡て露ありき。

第七章

斯てエルバアルと呼ぶるギデオンおよび之とともにあるすべての民朝風に興きいでてハロデの井のほとりに陣を取るミデアン人の陣はかれらの北の方にあたりモレの山に沿ひ谷のうちにありき。エホバ、ギデオンにいひたまひけるは汝とともに在る民は餘りに多ければ我その手にミデアン人を付さじおそらくはイスラエル我に向ひ自ら誇りていはん我わが手をもて己を救へりと。されば民の耳に告示していふべし誰にても懼れ慄くものはギレアデ山より降り去るべしとこゝにおいて民のかへりしもの二萬二千人あり殘しものは一萬人なりき。

エホバまたギデオンにいひたまひけるは民は多し之を導きて水際に下れ我かしこにて汝のために彼らを試みんおほよそ我が汝に告て此人は汝とともに行くべしといはんものはすなはち汝とともに行くべしまたおほよそ我が汝に告て此人は汝とともに行くべからずといはんものはすなはち行くべからざるなり。ギデオン民をみちびきて水際に下りしにエホバ之にいひたまひけるはおほよそ犬の舐るがごとくその舌をもて水を舐るものは汝之を別けおくべしまたおほよそ其の膝を折り風を折り水を飲むものも然すべしと。手を口にあて、水を話しもの數は三百人なり餘の民は盡くその膝を折り固みて水を飲り。エホバ、ギデオンにいひたまひけるは我水を話たる三百人の者をもて汝らを救ひミデアン人を汝の手に付さん餘の民はおの其所に歸るべしと。こゝにおいて彼ら民の兵糧とその篋を手をうけとれりギデオナはちすべてのイスラエル人を各自その天幕に歸らせ彼の三百人を留めおけり時にミデアン人の陣はその下の谷のなかにありき。その夜エホバ、ギデオンにいひたまはく起下りて敵陣に入るべし我之を汝の手に付すなり。されど汝もし下ることを怖れなば汝の僕フラを伴ひ陣所に下りて。彼らのいふ所を聞べし然せば汝の手強くなりて汝敵陣にくだることを得んとギデオナはち僕フラとともに下りて陣中にある隊伍のほとりに至るに。ミデアン

人アマレク人およびすべて東方の民は蝗蟲のごとくに數衆く谷のうちに偃しをりその駱駝は瀆の砂の多きがごとくにして數ふるに勝す 二二
 ギデオンの其處に至りしに或人その伴侶に夢を語りて居りすなはちいふ我夢を見た
 りしが夢に大麥のパンひとつミデアンの陣中に轉びいりて天幕に至り之をうち仆し覆したれば天幕倒れ臥り
 二四
 其の伴侶答へていふ是イスラエルの人ヨアシの子ギデオンの劍に外ならず神ミデアンとすべての陣營を之が
 手に付したまふなりと

二五
 ギデオンの説話とその解釋を聞しかば拜をなしてイスラエルの陣所にかへりいひけるは起よエホバ汝ら
 の手にミデアンの陣をわたしたまふと 二六
 かくて三百人を三隊にわかち手に手に氣および空瓶を取せその瓶の
 なかに燈火をおかしめ 二七
 これにいひけるは我を視てわが爲すところにならへ我が敵陣の邊に至らんときに爲す
 ごとく汝らも爲すべし 二八
 我およびわれらとともに在るものすべて氣を吹ば汝らもまたすべて陣營の四方にて
 氣を吹き此エホバのためなりギデオンのためなりといへと

二九
 而してギデオンおよび之ともなる百人中更の初に陣營の邊に至るにをりしも番兵を更代たるとまなり
 ければ氣を吹き手に携へたる瓶をうちくだけり 三〇
 即ち三隊の兵隊氣を吹き瓶をうちくだき左の手には燈火を
 執り右の手には氣をもちて之を吹きエホバの劍ギデオンの劍なるぞと叫べり 三一
 かくておのおのその持場に立ち
 陣營を取り圍みたれば敵軍みな走り叫びてにげゆけり 三二
 三百人のもの氣を吹くにあたりエホバ敵軍をしてみな
 たがひに同士撃せしめたまひければ敵軍にげはしりてセララのベテシツダ、アベルメホラの境およびタバタに至
 二四
 る イスラエルの人々すなはちナフタリ、アセルおよびマナセ中より集ひ來りてミデアン人を追撃り
 二五
 ギデオン使者をあまねくエフライムの山に遣はしていはせけるは下りてミデアン人を攻めベタバラにいたる
 渡口およびヨルダンを遮斷るべしと是においてエフライムの人盡く集ひ來りてベタバラにいたる渡口および
 二六
 ヨルダンを取り 二七
 ミデアン人の君主オレブとゼエブの二人を俘へてオレブをばオレブ磐の上に殺しゼエブをば

欠

欠

二九 ヨアシの子エルバアル往ておのれの家に住り 三〇 ギデオンは妻を多く有ちたれば其身より出たる子七十人
ありき 三一 シケムに居しその妻またひとりの子を産たれば之をアビメレクと名けたり 三二 ヨアシの子ギデオ
高齡に邁みて死にアビエゼル人のオフラに在るその父ヨアシの墓に葬られたり

三三 ギデオンの死るに及びてイスラエルの子孫復ひるがへりてバアルを慕ひてこれと淫をおこなひバアルベリ
ヲをおのれの神と爲り 三四 イスラエルの子孫その四周のもろもろの敵の手よりおのれを救ひ出したまひし神エホ
バを記憶えず 三五 またエルバアルといふギデオンがイスラエルになせし諸の善行にしたがひて彼の家を厚く待ふ
ことをせざりき

第九章

一 エルバアルの子アビメレク、シケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其母の
父の家の一族に語りて云ひけるは 二 ねがはくはシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアルの
すべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきやまた我は汝らの骨肉
なるを記えよと 三 その母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をことごとくシケムの人々の耳に語りしに
是はわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ 四 バアルベリテの社より銀七十をとりて之に與ふアビ
メレクこれをもて遊蕩にして輕躁なる者等を備ひておのれに従はせ 五 オフラに在る父の家に住きてエルバアル
の子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但しエルバアルの季の子ヨダムは身を潜めしに由て遺されたり
六 ことにおいてシケムのすべての民およびミロの諸の人集り往てシケムの碑の旁なる橄欖の邊にてアビメレク
を立て王となしけるが

七 ヨダムにかくと告るものありければヨダム往てゲリジム山の巔に立ち聲を揚て號びかれらにいひけるはシ
ケムの民よ我に聽よ神また汝らに聽たまはん 八 樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹に汝われらの王
となれよといひけるに 九 橄欖の樹之にいよ我いかで人の我に取て神と人とを崇むるところのそのわが油を棄て

二〇 往て樹木の上に戦ぐべけんやと 樹木また無花果樹に汝來りて我らの王となれといひけるに 無花果樹之に
 二一 いひけらく我がかでわが甜美とわが善き果を棄て往きて樹木のうへに戦ぐべけんやと 樹木また葡萄の樹に汝
 二二 來りて我らの王となれよといふに 葡萄の樹之にいひけるは我がかで神と人を悦ばしむるわが葡萄酒を棄て
 二三 往て樹木のうへに戦ぐべけんやと 二四 こゝにおいてすべての樹木荊に汝來りて我らの王となれよといひければ
 二五 荊樹木にいふ汝らまことに我を立て汝らの王と爲さば來りて我が庇蔭に托れ然せずば荊より火出てレバノンの
 二六 香柏を焼き彈すべしと 抑汝らがアビメレクを立て王となせしは眞實と誠意をもて爲しことなるや汝等は
 二七 エルバアルと其家を善く待ひ彼の手のなせし所に循ひて之にむくいしや 夫わが父は汝らのために戦ひ生命を
 二八 惜まずして汝らをミデアンの手より救ひ出したるに 汝ら今日おこりてわが父の家を攻めその子七十人を一つ
 二九 の石の上に殺しその侍妾の子アビメレクは汝らの兄弟なるをもて之を立てシケムの民の王となせり 汝らが
 三〇 今日エルバアルとその家になせしこと眞實と誠意をもてなせし者ならば汝らアビメレクのために悦べ彼も汝らの
 三一 ために悦ぶべし 若し然らずばアビメレクより火いでてシケムの民とミロの家を燬つくさんまたシケムの民と
 三二 ミロの家よりも火いでてアビメレクを燬つくすべしと かくてヨタム走り遁れてベエルに往きその兄弟アビメ
 三三 レクの面を避て彼所に住めり
 三四 アビメレク三年の間イスラエルを治めたりしが神アビメレクとシケムの民のあひだて惡鬼をくりたまひ
 三五 たればシケムの民アビメレクを欺くにいたる是エルバアルの七十人の子が受たる殘忍と彼らの血のこれを殺せし
 三六 その兄弟アビメレクおよび彼の手に力をそへてその兄弟を殺さしめたるシケムの人々に報い來るなり シケム
 三七 の人伏兵を山の巔に置いて彼を窺はしめ其途を経て傍を過る者を見て纏しめたり或人之をアビメレクに告ぐ
 三八 こゝにエベデの子ガアル其の兄弟とともにシケムに越ゆきたりしかばシケムの民かれを恃めり 民田野
 に出て葡萄を收穫れこれを踏み絞りて祭禮をなしその神の社に入り食ひかつ飲みてアビメレクを詛ふ エベデ

の子ガアルいひけるはアビメレクは如何なるものシケムは如何なるものなればか我ら彼に従ふべき彼はエルバ
 ルの子に非ずやゼブルその輔佐なるにあらずやむしろシケムの父ハモルの一族に事よべし我らなんぞ彼に事よべ
 けんや 嗚呼此の民を吾が手に屬しむるものがなれば我アビメレクを除かんと而してガアル、アビメレクに
 汝の軍勢を益て出きたれよと言ひ
 邑の宰ゼブル、エベデの子ガアルの言をきゝて怒を發し 私かに使者をアビメレクに遣りていひけるは
 エベデの子ガアル及びその兄弟シケムに來り邑をさわがして汝に敵せしめんとす 然ば汝及び汝と共なる民
 夜の中に興て野に身を伏よ 而て朝に至り日の昇る時汝夙興出て邑に攻かゝれガアル及び之ともなる民
 出て汝に當らん汝機を見てこれに事をなすべし
 アビメレクおよび之ともなるすべての民夜の中に興出て四隊に分れ身を伏てシケムを伺ふ エベデの
 子ガアル出て邑の門の口に立るにアビメレク及び之ともなる民その伏たるところより起りしかば ガアル
 民を見てゼブルにいひけるは視よ民山の峰々より下るとゼブル之に答へて汝山の影を見て人と傲すのみといふ
 ガアルふたゝび語りていひけるは視よ民地の高處より下りまた一隊は法術士の橡樹の途より來ると ゼブ
 ル之にいひけるは汝がかつてアビメレクは何者なればか我ら之に事ふべきといひし其汝の口今いづこに在るや是
 汝が侮りたる民にあらずや今乞ふ出て之と戦へよと こゝにおいてガアル、シケム人を率ゐ往てアビメレクと
 戦ひしが アビメレク之を追くづしたればガアル其まへより逃走れりかくて殺されて斃るゝもの多くして邑の
 門の口までに及ぶ
 かくてアビメレクはアルマに居しがゼブルはガアルおよびその兄弟等を逐いだしてシケムに居ることを得
 さらしむ あくる日民田畑に出しに人之をアビメレクに告げしかば アビメレクおのれの民を率ゐてこれを
 三隊に分ち野に埋伏して伺ふに民邑より出來りたればすなはち起りて之を撃り アビメレクおよび之ともなる

在る隊の者は襲ひゆきて邑の門の入口に立ち餘の二隊は野に在るすべてのものをおそふて之を殺せり。アビメ
レク其日終日邑を攻めつひに邑を取りてそのうちの民を殺し邑を破却ちて鹽を撒布ぬ。

シケムの櫓の人みな之を聞いてベリテ神の廟の塔に入たりしが、シケムの櫓の人のことごとく集れるよし
アビメレクに聞えければ、アビメレク己ともなる民をことごとく率ゐてザルモン山に上りアビメレク手に斧
を取り木の枝を研落し之をおのれの肩に載せ情に居る民にむかひて汝ら吾が爲ところを見る急ぎてわがごとく爲
せよといひしかば、民もまた皆おのおのその枝を研りおとしアビメレクに従ひて枝を塔に倚せかけ塔に火を
かけて彼等を攻むこゝにおいてシケムの櫓の人もまた悉く死り男女およそ一千人なりき。

茲にアビメレク、テベツに赴きテベツに對て陣を張て之を取しが、邑のなかに一の堅固なる櫓ありて
すべての男女および邑の民みな其所に遁れ往き後を鎖して櫓の頂に上りたれば、アビメレクすなはち櫓のもと
に押寄て之を攻め櫓の口に近きて火をもて之を焚んとせしに、一人の婦アビメレクの頭に磨石の上磨石を投げ
てその腦骨を碎けり。アビメレクおのれの武器を執る少者を急ぎ召て之にいひけるは汝の劍を抜て我を殺せ
おそらくは人吾をさして婦に殺されたりといはんと其少者之を刺し通したればすなはち死り。イスラエルの
人々はアビメレクの死たるを見ておのおのの處に歸り去りぬ。神はアビメレクがその七十人の兄弟を
殺しておのれの父になしたる惡に斯く報いたまへり。またシケムの民のすべての惡き事をも神は彼等の頭に報
いたまへりすなはちエルバアルの子ヨタムの詛彼らの上に及べるなり。

第一〇章 イム山のシャミルに住み、二十三年の間イスラエルを審判しがつひに死してシャミルに葬らる。
彼の後にギレアデ人ヤイル起りて二十二年の間イスラエルを審判たり。彼に子三十人ありて三十の驢馬
に乗る彼等三十の邑を有りギレアデの地において今日までヤイルの村となふるものすなはち是なり。ヤイル

死てカモンに葬らる。
イスラエルの子孫ふたゝびエホバの目のまへに惡を爲しバアルとアシタロテ及びスリアの神シドンの神モ
アブの神アンモンの子孫の神ベリシテ人の神に事へエホバを棄てて之に事へざりき。エホバ烈しくイスラエルを
怒りて之をベリシテ人及びアンモンの子孫の手に賣付したまへり。其年に彼らイスラエルの子孫を虐げ難せり
ヨルダンの彼方においてギレアデにあるところのアモリ人の地に居るイスラエルの子孫十八年の間斯せられたり
き。アンモンの子孫またユダとベニヤミンとエフライムの族とを攻んとてヨルダンを渡りしかばイスラエル
太く苦めり。

こゝにおいてイスラエルの子孫エホバに呼びていひけるは我らおのれの神を棄てバアルに事へて汝に罪を
犯したりと。エホバ、イスラエルの子孫にいひたまひけるは我かつてエジプト人アモリ人アンモンの子孫ベリ
シテ人より汝らを救ひ出せしにあらずや。又シドン人アマレク人及びマオン人の汝らを困しめしとき汝ら我に
呼びしかば我汝らを彼らの手より救ひ出せり。然るに汝ら我を棄て他の神に事ふれば我かかねて汝らを救はざ
るべし。汝らが擇める神々に往て呼れ汝らの艱難のときに之をして汝らを救はしめよ。イスラエルの子孫
エホバに言けるは我ら罪を犯せりすべて汝の目に善と見るところを我らになしたまへねがはくは唯今日我らを
救ひたまへと。而して民おのれの中より異なる神々を取除きてエホバに事へたりエホバの心イスラエルの艱難
を見るに忍びずなりぬ。

茲にアンモンの子孫集てギレアデに陣を取りしがイスラエルの子孫は聚りてミヅバに陣を取り、時に民
ギレアデの群伯たがひにいひけるは誰かアンモンの子孫に打ちむかひて戦を始むべき人ぞ其人をギレアデのすべ
ての民の首となすべしと。

第一章 ギレアデ人エフタはたけき勇士にして妓婦の子なりギレアデ、エフタをうましめしなり。ギレ

一 アデの妻子等をうみしが妻の子等成長におよびてエフタをおひいだしてこれにいひけるは汝は他の婦の子なればわれらが父の家を嗣べきにあらずと エフタ其の兄弟の許より逃さりてトブの地に住けるに遊蕩者エフタのもとに集ひ來りて之とともに出ることをなせり

二 程經てのちアンモンの子孫イスラエルとたゝかふに至りしが アンモンの子孫のイスラエルとたゝかへるときにギレアデの長老等ゆきてエフタをトブの地より携來らんとし エフタにいひけるは汝來りて吾らの大將となれ我らアンモンの子孫とたゝかはん エフタ、ギレアデの長老等にいひけるは汝らは我を惡みてわが父の家より逐いだしたるにあらずやしかるに今汝らが懇める時に至りて何ぞ我に來るや ギレアデの長老等エフタにこたへけるは其がために我ら今汝にかへる汝われらとともにゆきてアンモンの子孫とたゝかはすすべて我等ギレアデにすめるもの首領となすべしと エフタ、ギレアデの長老等にいひけるは汝らもし我をたづさへかへりてアンモンの子孫とたゝかはしめんエホバ之を我に付したまはど我は汝らの首となるべし ギレアデの長老等エフタにいひけるはエホバ汝と我との間の證者たり我ら誓つて汝の言のごとくになすべし 是に於てエフタ、ギレアデの長老等とともに往くに民之を立ておのれの首領となし大將となせりエフタすなはちミヅバにおいてエホバのまへにこの言をことごとく陳たり

三 かくてエフタ、アンモンの子孫の王に使者をつかはしていひけるは汝と我の間に何事ありてか汝われに攻めきたりてわが地に戦はんとする アンモンの子孫の王エフタの使者に答へけるはむかしイスラエル、エジプトより上りきたりし時にアルノンよりヤボクにいたりヨルダンに至るまで吾が土地を奪ひしが故なり然ば今穩便に之を復すべし エフタまた使者をアンモンの子孫の王に遣りて之にいひけるは エフタ斯いへりイスラエルはモアブの地を取すまたアンモンの子孫の地をも取ざりしなり 夫イスラエルはエジプトより上りきたれるときに曠野を経て紅海に到りカデシに來れり 而してイスラエル使者をエドムの王に遣して言けるはねがは

くは我をして汝の土地を經過しめよと然るにエドムの王之をうけがはずまたおなじく人をモアブの王に遣したれども是もうべなはざりしかばイスラエルはカデシに留まりしが 遂にイスラエル曠野を経てエドムの地およびモアブの地を繞りモアブの地の東の方に出てアルノンの彼方に陣を取り然どモアブの界にはいらざりきアルノンはモアブの界なればなり かくてイスラエル、ヘシボンに王たりしアモリ人の王シホンに使者を遣せりすなはちイスラエル之にいひけらくねがはくは我らをして汝の土地を經過てわがところにいたらしめよと 然るにシホン、イスラエルを信ぜずしてその界をとほらしめずかへつてそのすべての民を集めてヤハヅに陣しイスラエルとたゝかひしが イスラエルの神エホバ、シホンとそのすべての民をイスラエルの手に付したまひたればイスラエル之を撃敗りてその土地にすめるアモリ人の地を悉く手に入れ アルノンよりヤボクに至るまで曠野よりヨルダンに至るまですべてアモリ人の土地を手に入たり 斯のごとくイスラエルの神エホバは其の民イスラエルのまへよりアモリ人を逐しりぞけたまひしに汝なほ之を取んとする乎 汝は汝の神ケモシが汝に取しむるものを取ざらんやわれらは我らの神エホバが我らに取しむる物を取ん 汝は誠にモアブの王チツポルの子バラクにまされる處ありとするかバラク曾てイスラエルとあらそひしことありや曾て之とたゝかひしことありや イスラエルがヘシボンとその村里アロエルとその村里およびアルノンの岸に沿ひたるすべての邑々に住ると三百年なりしに汝などてかその間に之を回復さざりしや 我は汝に罪を犯せしことなきに汝はわれとたゝかひて我に害をくはへんとす願くは審判をなしたまふエホバ今日イスラエルの子孫とアンモンの子孫との間を鞠きたまへと しかれどもアンモンの子孫の王はエフタのいひつかはせる言を聽いれざりき

二〇 此にエホバの靈エフタに臨みしかばエフタすなはちギレアデおよびマナセを經過りギレアデのミヅバにいたりギレアデのミヅバよりすゝみてアンモンの子孫に向ふ エフタ、エホバに誓願を立ていひけるは汝誠にアンモンの子孫をわが手に付したまはゞ 我がアンモンの子孫の所より安らかに歸らんとときに我家の戸より

出きたりて我を迎ふるもの必ずエホバの所有となるべし我之を燔祭となしてさげんと エフタすなはちアン
 モンの子孫の所に進みゆきて之と戦ひしにエホバかれらをその手に付したまひしかば アロエルよりミンテ
 にまで至りこれが二十の邑を打敗りてアベルケラミムにいたり甚だ多の人をころせりかくアンモンの子孫はイ
 ラエルの子孫に攻伏られたり

かくてエフタ、ミヅバに來りておのが家にいたるに其女鼓を執り舞ひ踊りて之を出で迎ふ是彼が獨子に
 て其のほかには男子もなくまた女子も有ざりき エフタ之を視てその衣を裂ていひけるはあゝ吾が女よ汝實
 に我を傷しむ汝は我を惱すものなり其は我エホバにむかひて口を開きしによりて改むることあたはざればなり
 女之にいひけるはわが父よ汝エホバにむかひて口をひらきたれば汝の口より言出せしごとく我になせよ其は
 エホバ汝のために汝の敵なるアンモンの子孫に仇を復したまひたればなり 女またその父にいひけるはねがは
 くは此事をわれに允せずなはち二月の間我をゆるし我をしてわが友等とともに往て山にくだりてわが處女たるこ
 とを歎かしめよと エフタすなはち往けといひて之を二月のあひだ出し遣ぬ女その友等と共に往き山の上にて
 おのれの處女たるを歎きしが 二月満てその父に歸り來りたれば父その誓ひし誓願のごとくに之に行へり女は
 終に男を知ることなかりき 是よりして年々にイスラエルの女子等往て年に四日ほどギレアデ人エフタの女
 ために哀哭ことをなす是イスラエルの規矩となれり

第二章

エフライムの人々つどひて北にゆきエフタにいひけるは汝何故に往きてアンモンの子孫と戦ひ
 ながらわれらをまねきて汝とともに行せざりしや我ら火をもて汝の家を汝と共に焚くべしと
 エフタ之にいひけるは我とわが民の曾てアンモンの子孫と大に争ひしときに我汝らをよびしに汝らかれらの手より
 我を救ふことをせざりき 我汝らが我を救はざるを見ればわが命をかけてアンモンの子孫の所に攻めしに
 エホバかれらを我が手に付したまへり然ば汝らなんぞ今日我が許に上り來りて我とたゝかはんとするやと

フタこゝにおいてギレアデの人をことごとくつどへてエフライムとたゝかひしがギレアデの人々エフライムを撃
 破れり是はエフライム汝らギレアデ人はエフライムの逃亡者にしてエフライムとマナセの中にをるなりと言しに
 由る 而してギレアデ人エフライムにおもむくところのヨルダンの津ことりきりしがエフライム人の逃れ來る
 者ありて我を渡らせよといへばギレアデの人之に汝はエフライム人なるかと問ひ彼もし然らずと言ときは
 *また之に請ふシボレテといへといふに彼その音を正しくいひ得ずしてセボレテと言はすなはち之を引捕へて
 ヨルダンの津に屠せりその時にエフライム人のたふれし者四萬二千人なりき

エフタ六年のあひだイスラエルを審きたりギレアデ人エフタつひに死てギレアデのある邑に葬むらる
 彼の後にベテレヘムのイブザン、イスラエルを審きたり 彼に三十人の男子ありまた三十人の女子あり
 しがこれをば外に嫁がしめてその子息等のために三十人の女を外より娶れり彼七年のあひだイスラエルを審き
 たり イブザンつひに死てベテレヘムに葬むらる

彼の後にゼブルン人エロン、イスラエルを審きたりゼブルン人エロン十年のあひだイスラエルを審きたり
 二 ゼブルン人エロンつひに死てゼブルンの地のアヤロンに葬むらる

彼の後にビラトン人ヒレルの子アブドン、イスラエルを審きたり 彼に四十人の男子および三十人の孫
 ありて七十の驢馬に乗る彼八年のあひだイスラエルを審けり 二 ビラトン人ヒレルの子アブドンつひに死てエフ
 ライムの地のビラトンに葬むらる是はアマレク人の山にあり

第三章

イスラエルの子孫またエホバのまへにて悪を行ひしかばエホバこれを四十年の間ペリシテ人の手
 にわたしたまへり
 二 こゝにダン人の族にて名をマノアとよべるゾラ人あり其の妻は石婦にして子を生みしことなし エホバ
 の使その女に現れて之にいひけるは汝は石婦にして子を生しことあらず然ど汝孕みて子をうまん されば汝

つゝしみて葡萄酒および濃き酒を飲むことなかれまたすべて穢たるものを食ふなかれ 視よ汝孕みて子を産ん
 其の頭には剃刀をあつべからずその兒は胎を出るよりして神のナザレ人〔神に身を獻げし者〕たるべし彼ベリシ
 ナ人の手よりイスラエルを拯ひ始めんと 其の婦人來りて夫に告て曰けるは神の人我にのぞめりその容貌は
 神の使の容貌のごとくにして甚おそろしかりしが我其のいづれより來れるやを問す彼また其の名を我に告ざりき
 彼我にいひけるは視よ汝孕みて子を産まん然ば葡萄酒および濃き酒を飲むなかれまたすべてけがれたるものを
 食ふなかれその兒は胎を出るより其の死る日まで神のナザレ人たるべしと
 マノア エホバにこひ求めていひけるはあゝわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたゝび我らに
 のぞませ之をして我らがその産るゝ兒になすべき事を教へしめたまへ 神マノアの聲をきゝいたたまひて神の
 使者婦人の田野に坐しる時に復之にのぞめり時に夫マノアは共にをらざりき 是において婦いそぎ走りて
 夫に告て之にいひけるは先頃我にのぞみし人また我に現はれたりと マノアすなはち起て妻のあとに付て行き
 其人のもとに至りて之に汝はかつて此婦に語言し人なるかといふに然りとこたふ マノアいひけるは汝の言の
 ごとく成ん時は其兒の養育方および之になすべき事は如何 エホバの使者マノアにいひけるはわがさきに婦に
 言しところのことどもは婦之をつゝしむべきなり すなはち葡萄酒よりいづる者は凡て食ふべからず葡萄酒と
 濃き酒を飲ずまたすべて穢たるものを食ふべからずすべてわが彼に命じたることどもを彼守るべきなり
 マノア、エホバの使者にいひけるは請我らをして汝を款留しめ汝のまへに山羊羔を備へしめよ エホバ
 の使者マノアにいひけるは汝我を款留るも我は汝の食物をくらはじまた汝燔祭をそなへんとならばエホバにこれ
 をそなふべしとマノアは彼がエホバの使者なるを知ざりしなり マノア、エホバの使者にいひけるは汝の名は
 なにぞ汝の言の效驗あらんときは我ら汝を崇ん エホバの使者にいひけるは我が名は不思議なり汝何故に
 之をたづぬるやと マノア山羊羔と素祭物とをとり磐のうへにて之をエホバにさゝぐ使者すなはち不思議なる

事なせりマノアとその妻之を視る すなはち火燄壇より天にあげれるときエホバの使者壇の火燄のうちにあ
 りて昇れりマノアと其の妻これを視りて地にひれふせり
 エホバの使者そののち重ねてマノアと其の妻に現はれざりきマノアつひに彼がエホバの使者たりしを曉れ
 り 茲にマノアその妻にむかひ我ら神を視たれば必ず死ぬるならんといふに 其の妻之にいひけるはエホバ
 もし我らを殺さんとおもひたまはゞわれらの手より燔祭及び素祭をうけたまはざりしならんまたこれらの諸のこ
 とを我らに示すことをなしたごとき我らに斯ることを告たまはざりしなるべしと かくて婦子を産て
 その名をサムソンと呼べりその子育ち行くエホバこれを恵みたまふ エホバの靈ゾラとエンタオルのあひだ
 なるマハネダンにて始めて感動す
 サムソン、テムナテに下り、ベリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見 歸り上りて
 おのが父母に語ていひけるは我ベリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりされば今之
 をめとりてわが妻とせよと 其の父母之にいひけるは汝ゆきて割禮を受けざるベリシテ人のうちより妻を迎ん
 とするは汝が兄弟等の女のうちもしくはわがすべての民のうちに婦女無が故なるかとしかるにサムソン父にむか
 ひ彼婦わがこゝろに適ば之をわがために娶れと言ひ 其の父母はこの事のエホバより出しなるを知ざりき
 サムソンはベリシテ人を攻んと鬪をうかゞひしなりそのころベリシテ人イスラエルを轄の居たればなり
 サムソン父母とともにテムナテに下りてテムナテの葡萄酒園にいたるに稚き獅子咆哮りて彼に向ひしが
 エホバの靈彼にのぞみたれば山羊羔を裂がごとく之を裂たりしが手には何の武器も持ざりきされどサムソン
 はその爲せしことを父にも母にも告ずしてありぬ サムソンつひに下りて婦とうちかたらししが婦その心に
 かなへり かくて日を経て後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の
 體に蜂の群と蜜とありければ すなはちその蜜を手にとりて歩みつゝ食ひ父母の許にいたりて之を與へけるに

第一四章

彼ら之を食へりされど獅子の體よりその蜜を取來れることをば彼らにかたらざりき

斯て其の父下りて婦のもとに至りしかばサムソン少年の習例にしたがひてそこに饗宴をまふけたるに
サムソンを見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶とならしむ
サムソンかれらにいひけるは我汝らに
ひとつの隠語をかけん汝ら七日の筵宴の内に之を解てあきらかに之を我に告なば我汝らに裏衣三十と衣三十襲を
あたふべし
然どもし之をわれに告得ずば汝ら我に裏衣三十と衣三十襲を與ふべしと彼等之にいひけるは汝の
隠語をかけて我らに聽しめよ
サムソン之にいひけるは食ふ者より食物出で強き者より甘き物出でたりと彼ら
三日の中に之を解ことあたはざりしかば

第七日にいたりてサムソンの妻にいひけるは汝の夫を説すめて隠語を我らに明さしめよ然せずば火をも
て汝と汝の父の家を焚ん汝らはわれらの物をとらんとてわれらを招けるなるか然るにあらすやと
サムソンの妻サムソンのまへに泣いていひけるは汝はわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民の子孫に隠語を
かけて之をわれに説あかさすとサムソン之にいふ我これをわが父や母にも説あかさざればいかで汝に説あかさべ
けんやと
婦七日の筵宴のあひだ彼のまへに泣き居りしが第七日に至りてサムソンつひに之を彼に説あかせり
其は太く強たればなり婦すなはち隠語をおのが民の子孫に明せり
是において第七日に及びて日の没るまへに
邑の人々サムソンにいひけるは何ものか蜜よりあまからん何ものか獅子より強からんとサムソン之にいひけるは
汝らわが牝犢をもて耕さざりしならばわが隠語を解得ざるなりと
茲にエホバの靈サムソンに臨みしかばサム
ソン、アシケロンに下りてかしこの者三十人を殺しその物を奪ひ彼の隠語を解し者等はその衣服を與へはげしく
怒りて其父の家にかへり上れり
サムソンの妻はサムソンの友となり居たるその伴侶の妻となりぬ

第五章

日を経てのち麥秋の時にサムソン山羊羔をたづさへて妻のもとを訪ていひけるは我室に入てわが
妻に會んと然るに妻の父其の入ことをゆるさず
其父すなはちいひけるはわれまことに汝は彼の

婦を嫌ひたりと意ひしがゆゑに彼を汝の伴侶たりし者に與へたり彼が妹は彼よりも善にあらすやねがはくは彼に
代て之を汝のものとなせよ
サムソン彼らにいひけるは今回はわれベリシテ人に害を加ふるとも彼らに對して罪
なかるべしと
サムソンすなはち往て山犬三百をとらへ火炬をとり尾と尾をあはせてその二つの尾の間に一つ
の火炬を結びつけ
火炬に火をつけてベリシテ人のいまだ刈ざる麥のなかにこれを放ち入れその束ね積たる
ものといまだ刈ざるものを焚き橄欖の園にまで及ぼせり
ベリシテ人いひけるは是は誰の行爲なるやこたへて
言ふテムナテ人の婦サムソンなりそは彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者に與へたればなりとこゝにおいて
ベリシテ人上りきたりて彼の婦とその父とを火にて燒きうしなへり
サムソンかれらに言ふ汝ら斯おこなへば
我汝らに仇をむくはでは止じと
すなはち脛に腿に彼らを撃て大いに之を殺せりかくてサムソンは下りてエタ
ムの巖間に居る

こゝにおいてベリシテ人上り來りてユダに陣を取りレヒに布き備へたれば
ユダの人々いひけるは汝ら
何の故にわれらに攻めのぼりたるやとかれらこたへけるはサムソンをしばりて彼がわれらに爲しごとくかれに
爲んとてのぼれるなりと
是をもてユダの人三千人エタムの巖間にくだりてサムソンにいふ汝ベリシテ人は
われらを轄るものなるを知らざるや汝などてかれらに斯る事をなせしやサムソンかれらにいひけるは我は彼ら
が我に爲しごとく彼らに爲しなりと
かれらまたサムソンにいひけるは我らは汝をしばりてベリシテ人の手に
わたさんとて下りきたれりサムソンかれらにいひけるは汝らの自われを害すまじきことを我に誓へ
彼ら之に
かたりていふいなわれらはたゞ汝を縛りいましてベリシテ人の手にわたさんのみわれらは必らず汝を殺さざる
べしとすなはち二條の新しき索をもてかれをいまして巖より之を携かへり

サムソン、レヒに至れるときベリシテ人聲を揚てかれに近づきしが時しもエホバの靈彼にのぞみたれば
その腕にかゝれる索は火に焚たる麻のごとくになりて手のいましめ解はなれたり
サムソンすなはち驢馬の